



山梨県立博物館 研究紀要

第12集
2018

Bulletin of the Yamanashi Prefectural Museum

《資料紹介》

山梨県立博物館収蔵の天文関係資料

—「人類と宇宙展」展示資料から— ……………海老沼真治 1

《資料紹介》

十一屋野口家資料の甲府道祖神祭り関係古文書について ……………小畑 茂雄(縦組87) 22

《資料紹介》

「寛政六年十一月 惣会所発端日記」(山梨県立博物館所蔵 十一屋野口家資料のうち)
……………中野 賢治(縦組63) 46
海老沼真治
小畑 茂雄
小林 可奈
堀内 亨
宮澤富美恵

《資料紹介》

徳川綱重位牌および歴代将軍(家康・秀忠・家光・家綱)位牌(神宮寺蔵) ……中野 賢治(縦組59) 50

山梨県立博物館所蔵の菓子袋に関する一考察 ……………松田美沙子(縦組35) 74

甲府藩の藩領分布とその藩政

—甲府徳川家支配期の甲府藩に関する基礎的分析— ……………中野 賢治(縦組15) 94

山梨市清水寺所蔵 勝軍地藏騎馬像について ……………近藤 暁子(縦組1) 108
西願 麻以



山梨県立博物館

研究紀要

第12集

2018

Bulletin of the Yamanashi Prefectural Museum



図版 2 歴代將軍（家康・秀忠・家光・家綱）位牌（佐久市神宮寺蔵）



図版 1 徳川綱重位牌（佐久市神宮寺蔵）



図版 3 「菓子袋」(山梨県立博物館蔵)



図版 4 「菓子袋」(「升太の広告集」所収)(山梨県立博物館蔵)



図版 5 歌川国芳筆「菓子袋」（「升太の広告集」所収）（山梨県立博物館蔵）



図版6 歌川芳盛筆「菓子袋」(山梨県立博物館蔵)



図版7 歌川芳虎筆「菓子袋」(山梨県立博物館蔵)



図版 8 木造勝軍地藏騎馬像〈山梨県指定文化財〉(山梨市清水寺蔵)



图版 9



图版 10



图版 11



图版 12



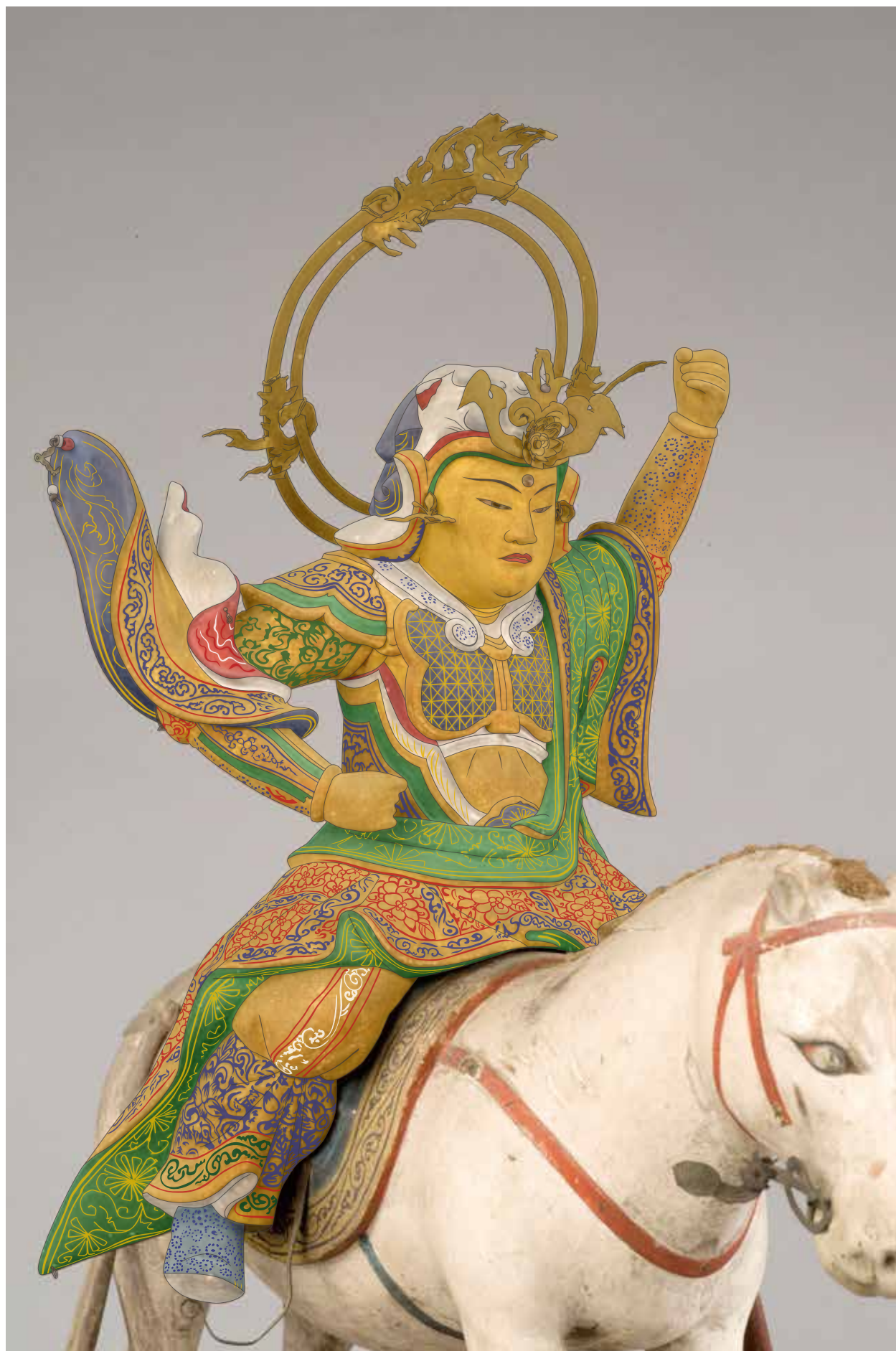
图版 13



图版 14



图版 15



图版 16 彩色予想復元図

《資料紹介》

山梨県立博物館収蔵の天文関係資料

—「人類と宇宙展」展示資料から—

海老沼 真 治

はじめに

平成29年度夏期企画展「人類と宇宙—星空をめぐる歴史物語—」（平成29年7月15日～8月28日）では、現代における宇宙開発の歩みと最新の成果に加え、主に前近代の人々が宇宙をどのように見て、考えてきたのか、その歴史も紹介する展覧会とした。

これまで当館では天文関係の展示を行ったことが無かったため、同展の開催にあたっては、館の収蔵資料のなかに関係資料がどの程度存在するか、資料の所在調査を行うことからスタートした⁽¹⁾。結果としては質・量ともに当初の想定を上回るほどの資料を確認することができ、出品協力を得た資料とあわせて、歴史部分の展示も充実したものになったと自負している。

ただ惜しまれたのは、同展を夏休みに子どもにも楽しんでもえる展示と位置づけていたため、図録や解説パンフレットなどの製作を行わなかったことであった。そこで本稿では、「人類と宇宙展」に展示した資料のなかで主要なものについて解説を提示することとしたい。その際、単なる資料の解説ではなく、その資料がどのような資料群の中に含まれるものかを意識することで、近世の甲斐国においてどのように天文学が受容されていたのか、その過程を考える素材となれらばと思う。

1. 「人類と宇宙展」展示資料一覧と主な天文関係資料

「人類と宇宙展」歴史部分の展示資料については、9・10頁の一覧表に掲げたとおりである。このうち、当館で収蔵する近世中期～近代（18～19世紀）の天文関係資料について、可能な限り伝来の過程がわかる形で解説しておきたい。

天文成象方図（高室家資料） 文化10年（1813） 27.6×114.5 1点 （写真1）

当時確認されていた全天の星・星座を長方形の図面上に示すとともに、「北極紫微垣見界星図」と題された、北極星を中心とする円形星図を記す。その名称から、渋川春海が伝統的な中国星図をもとに、春海独自の観測に基づくデータを加え、その死後に子息の保井昔尹が元禄12年（1699）に刊行した「天文成象」を祖本として作成したものと思われる。「天文成象」の特徴は、伝統的な中国星座に加えて、春海の観測で確認した新たな61の星座を加えているところで、本資料にも春海によって加えられた「大宰府」や「曾孫」「玄孫」などが記されている。

ただし、祖本は渋川父子の「天文成象」（以下、渋川本とする）とみてよかろうが、本資料には渋川本にはない天の川銀河が描かれる点が大きく異なる。本資料と同じく天の川銀河を描いたものとして、例えば京都大学理学部数学教室所蔵「天文成象」がある（写真2）。奥書に「常陽水府 赤水閣」とあり、水戸の地理学・漢学者長久保赤水（1717-1801）が渋川本をもとに作成したものとして知られている（以下、赤水本とする）。このことから、本資料の直接の底本は赤水本に類するものであった可能性が高い。

奥書には「文化十癸酉春二月写之 櫻林内膳源盛起」とあり、文化10年（1813）に桜林氏によって写されたものであることがわかる。桜林氏を甲斐の人物と仮定すれば、源姓を称していることから宮原村（甲府市）宇波刀神社神官の家柄である桜林氏が考えられよう。『甲斐国志』では土席部に桜林葛右衛門を立項し、甲斐源氏小笠原氏の血筋で武田氏滅亡後に宮原村に居住し、大坂の陣の後は牢人して子孫は医業を営んだという。

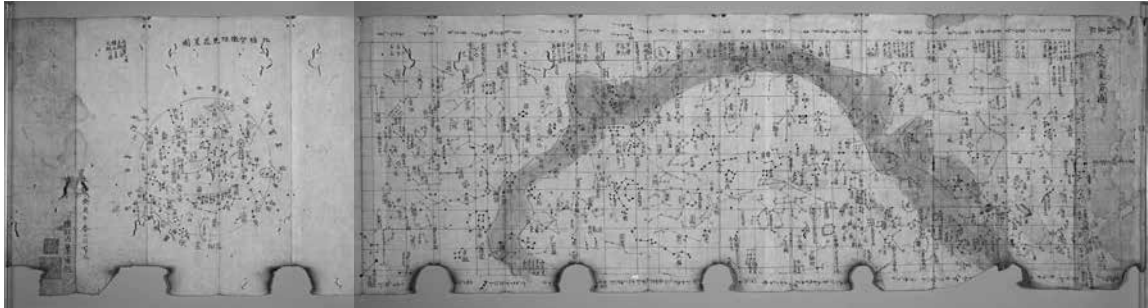


写真1 天文成象方図

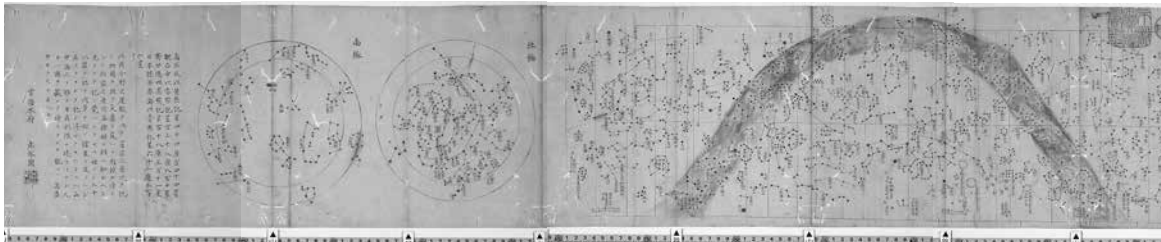


写真2 天文成象（京都大学理学部数学教室所蔵、画像は京都大学貴重資料デジタルアーカイブ〈<https://rmda.kulib.kyoto-u.ac.jp/>〉より転載、一部加工）

平天儀図解（高室家資料） 江戸時代写 27.7×19.3 1冊 (写真3)

「平天儀図解」は、大阪・貝塚の望遠鏡職人の岩橋善兵衛が制作した「平天儀」の使用方法や、天体の運行についての解説など天文学の基礎となる内容をまとめて享和2年（1802）に版行された。本資料はこれを筆写したものである。奥書等は見返しに「成嶋氏蔵」とあるだけで、書写の年代は未詳である。この「成嶋氏」はかつてこの写本を所持していた人物のことが、原本（版本）を所持していた人物か、にわかに判断することは難しい。また成嶋氏がどのような家であったかも不明である。ただし、単に刊行された書物を購入するのではなく、筆写してまで入手しようという意思を読み取ることができよう。高室家では、一定の関心をもって天文関係の資料が収集されていたことを想定しておきたい。



写真3 平天儀図解

天経或問（窪田家文書） 享保15年（1730）刊 25.7×17.9 3冊 （写真4）

中国で1675年に刊行された、天文・地理等について問答形式で解説した図書で、その内容は西洋科学の知識が多く含まれており、日本に初めて洋天文学の知識を伝えた書物と位置づけられる⁽²⁾。西洋の情報が含まれていたため、日本では当初禁書扱いとされたが、写本として密かに流布し、渋川春海の新暦作成にも影響を与えたといわれる。禁が解かれてからは西川正休によって訓点が付された版本が享保15年に刊行された。本資料もそのひとつである。窪田家による入手の経緯を伝える情報は確認できないが、蔵書印として各冊冒頭に「秋」「山」「不可棄堂蔵 亀鶴不可鬻」の3印が、天地2冊の末尾には「不可棄堂蔵書 千秋不許売買」の印が捺されている。ただしこれらの蔵書印については未詳である。



写真4 天経或問

天象改正真図（有泉家文書） 江戸時代 33.8×24.3 2冊 （写真5）

大陰游輪成白道之図（天文機械）（有泉家文書） 江戸時代 33.3×78.5 2枚（1綴） （写真6）

東南湖村（南アルプス市）の有泉家に伝わった資料で、ともに浅野北水とその弟子が天文学の教授に用いたものとして知られる。同内容の資料が信濃小布施でも確認されており（堺鉄砲研究会・澤田平氏蔵、写真7・8）、北水と弟子たちが同じ教材を携えて各地を巡っていた可能性が考えられよう。ただし、北水が東南湖村を訪れて天文学の講義を行った時のものか、別の経緯で同家が入手したものかは定かでない。いずれにせよ、北水とその弟子たちによる広範囲にわたる天文教育の足跡を示す資料といえよう。

小布施伝来の資料との相違としては、「天正改正真図」は2冊に分かれていること（小布施は1冊）と、小布施に見られる奥書がないこと、「大陰游輪成白道之図」は時計の構造と思われる機械の図面とともに綴られていることがあげられる。また「天象改正真図」には、末尾に「棠榭堂」の墨書と「五味韞印」・印文未詳の2種の方形朱印が捺され、裏表紙には綴じの部分に「五味」「韞」の2種の方形朱印が複数押されている。なお小布施の「天象改正真図」は、奥書から文政12年（1829）の作であることが知られる。

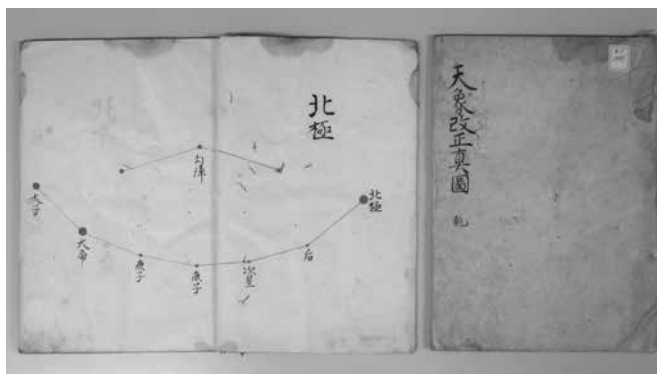


写真5 天象改正真図

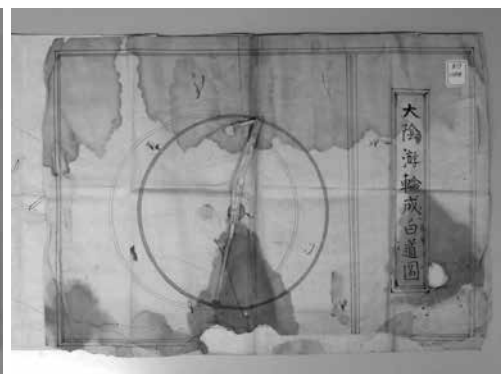


写真6 大陰游輪成白道之図

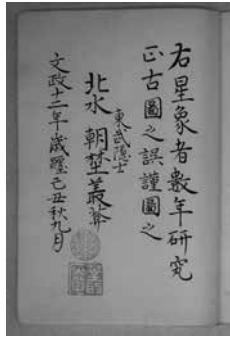


写真7 天象改正真図

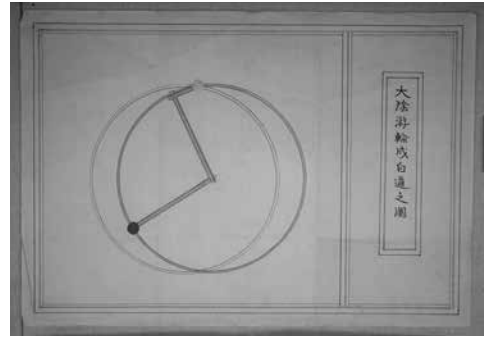


写真8 大陰游輪成白道之圖
(ともに堺鉄砲研究会・澤田平氏蔵)

天経発蒙（甲州文庫） 宝暦12年（1762） 8冊

甲斐国出身の儒学者・思想家である山県大弐が著した天文・暦学に関する書物。「天体」から「暦陰陽説」にいたる26項目について解説し、巻末には各項目の図解を付す。門弟の教育に用いるために著したものと思われ、大弐が儒学など本来専門としていた学問だけにとどまらず、幅広い学識を有していたことがうかがわれる。

太陽金環蝕の図（甲州文庫） 明治16年（1883） 37.0×26.0 1点 （写真9）

明治16年10月31日に起きる金環日食を宣伝した刷物。東京では金環食にならず、東北地方で午前6時26分～7時35分頃に金環食をみることができるという、現代の感覚に近い天文現象の説明がなされている。その一方で「まず豊年の兆しならん」「これを見し年は五穀満熟して国々富貴」などとも記され、天文現象による吉凶の占いにも関心が寄せられていた様子がわかる。

【釈文（改行は／で示す）】

「明治十六年十月三十一日 太陽金環蝕（たいやうきんくわんしよく）の図（づ）」

「本年十月三十一日太陽（たいやう）の／金環蝕（きんくわんしよく）とて／是（これ）ハ全（ぜん）／地球（ちきう）／上（じよう）／にハ／大抵（たいてい）／毎（まい）年一度ヅハ／有（ある）事に
て我（わが）国にてハ今を去（さ）ること四十余（よ）年則（すなハ）ち／天保十年八月朔日（つひたち）に此金環蝕（このきんくわんしよく）を見るとあり／是ハまづ豊（ほう）年の兆（きざし）ならん
と或老（あるらう）人の語（かた）られたり／先（さき）に之（これ）を見し年ハ五穀満熟（こくまんじゆく）して国々富貴（くに／＼ふうぎ）を／諷（うた）ふされバ今年（ことし）もはたして／五穀豊
作（こくほうさく）なればます／＼／富貴を諷（うた）ふなるべし／東京にて是（これ）を見れば三日
月／のごとくなれども磐城陸（いはいきりく）前の／国堺阿武隈（くにざかひあぶくま）川及（およ）び
羽前（うぜん）／山形（がた）を歴（へ）て越後羽前／の国堺（ざかひ）なる西海岸（かいがん）／ま
での地ハ皆図（みなづ）の／如（ごと）くに金環の状（さま）を／なすよし午前／六時廿六分ごろより
／七時三十五分頃（ころ）までに／全（まつた）く金環蝕となる故（ゆゑ）に／天門学に志（こゝろざ）し深（ふか）き人ハ／今より仙台（せんだい）地方へ／発足（はつそく）せしといふ」

「やア／＼是ハ／ふしぎ／＼」

「しやうばいが／いそがしくなつて／米が安くなるとハ／ありがて／＼」

「是ハ金環（くわん）とて／どこの国にも／ありて／これを見る年ハ／かねまうけが／たんとあります」

「ヲやまアうれ／しいね／ヲホホー／＼」

「御届明治十六年／十月二十日／北槇町十五番地／編輯兼出版人／宮津政太郎」

明治二十歳八月十九日日食九分九厘余（甲州文庫） 明治20年（1887） 37.0×23.8 1点 （写真10）

明治20年8月19日に起きる皆既日食を宣伝した刷物で、東京・本所区の小林新吉により制作された。日食の説明では、食のはじまりとピーク、食が終わる時刻と、白河（福島県）から佐渡（新潟県）の間で皆既食が見られることなどの解説が付されている。挿絵には太陽がほとんど隠れて周囲が暗くなり、人々が空を見上げ、望遠鏡のようなもので太陽を覗く人や、三脚を使った写真撮影を行おうとする人の様子などが描かれる。明治20年の皆既日食では、政府の通達によって数多くのスケッチが描かれるなど、近代初の皆既日食として多くの人々の関心を寄せたことが知られているが、民間においてもこのような広告で日食の宣伝がなされていた。

【釈文（改行は／で示す）】

「明治二十歳八月十九日 日食九分九厘余」

「明治二十年七月 日 御届」

「本所区林一丁メニハンチ／画工兼出板人小林新吉」「梅堂筆（丸印）」

「午後二時三十六分右の下／より虧はじめ三時四十／八分上の右に甚し四時五十／三分上と左の間にを
はる／但シ白河より佐渡に至ル／線路ハ皆既たるべし／

此度（こんど）の日食ハ誠（まこと）に珍／らしき現象（げんせう）にて今／を去る事百一年前／天明
六年正月元日／以来曾（かつ）てなきよし惣（すべ）て／物の色ハ奇異（きゐ）にして全／く蝕するに
及んでハ咫（し）／尺も弁する事得ずと／ハ誠（まこと）に近年に珍らし／事にこそ／ 記者述」

明治廿年八月十九日日食之図（甲州文庫） 明治20年（1887） 36.3×23.5 1点 （写真11）

前項と同様、明治20年8月の皆既日食を宣伝するために作られたものであろうが、説明文はなく、日食で周囲が暗くなり、動物たちが寝静まる様子が描かれる。歌川房種筆。本図左下隅には「外骨」印が捺されているが、未詳である。



写真9 太陽金環蝕の図



写真10 明治二十歳八月十九日日食九分九厘余



写真11 明治廿年八月十九日日食之図

【釈文】

「明治廿年八月十九日 日食之図」

「明治廿年七月廿九日御届」「応需 房たね図」

2. 天文関係資料が伝来した家について

天文学が発達・普及する18世紀以降は、甲斐国は天領となっている（享保9・1724～）ため、各地の藩で見られる武士の知識層による天文学の展開をうかがうことはできない。当館で所蔵する天文関係資料を含む資料群についても、コレクション資料である甲州文庫等を除くと、前節で高室家資料、有泉家文書、窪田家文書があげられたように、在方で収集・利用・伝来した資料が中心である。では、これらの家は当該時期にどのような性格を有していたのか、その概略を確認しておこう。

高室家

甲斐源氏小笠原氏の流れをくみ、戦国期には武田氏に仕え、高室村（南アルプス市）に住して家名としたという由緒を持つ。武田氏滅亡後は徳川氏に仕えたが後に牢人し、五郎兵衛昌明は明国より帰化した藤円齋なる人物より医術を学び、それより医業を営む家となったという。また藤円齋直伝の「五香湯」「獬犬方」「一粒丸」などの製薬も行っていたという⁽³⁾。享保9年の甲府勤番設置以降は、士分待遇を受け勤番医を務めた。また前節で「天文成象方図」に桜林氏が書写した旨の奥書があることを指摘したが、甲斐の桜林氏であれば、高室家と同様に士分待遇を受け勤番医を務めた家があり、高室家とも親類関係にあったという。同資料入手の経緯には、この両家の関係が作用していたことも考えられよう。

有泉家

当館所蔵の有泉家文書は山梨県立図書館より保管転換したもので、東南湖村（南アルプス市）の2つの有泉家の所蔵文書によって構成されている。ひとつは江戸時代後期以来代々同村の医家であった有泉憲淑家、もうひとつは明治初年頃より同村の名主として現れる有泉三郎左衛門家である。ただしこの両家の文書がひとつにまとめられた経緯は不明であるという⁽⁴⁾。本資料群の中で天文関係の資料は、前節で紹介した2件のみであり、これらがどちらの家の所蔵であったかは、現時点では確定することはできない。高室家の事例と同様に医家での所蔵という可能性は高いだろうが、浅野北水がこの地を遊歴していたとすれば、名主となる三郎右衛門家に伝わったと考える余地も残される。

窪田家

山梨郡上今井村（甲府市）で名主を務めた家で、1100点余り伝わる文書の大半は年貢・村政関係のものである。その他には書籍がある程度まとまって残されており、四書五経をはじめとして太閤記・太平記などの軍記物、甲斐国志などの地誌類、古典文学、算術書など多岐にわたる。「天経惑問」はそうした書籍の一つとして残されたもので、名主窪田家において幅広い知識の受容が行われていた状況をうかがうことができるだろう。ただし窪田家文書の中で天文に関するものは、私見では「天経惑問」だけであり、同家にとって天文学が重要必須の学問であったとまではいえず、教養のひとつという程度のものだったのだろう。また、当館で所蔵するその他の村方資料では、現在把握する限りでは天文関係資料の存在を確認す

ることはできず、すべての村で天文関係資料を備えていたわけではなかったようである。おそらくは名主個々の興味関心によって収集される範囲のことであったと思われる。

以上が前節で紹介した天文関係資料を所蔵する3家の概要である。これらの事例だけで甲斐国における天文学の展開を論ずることには無理があるが、天文関係資料が遺される場として想定される2つのケースを提示しておきたい。

第一には、医家によって収集される場合である。高室家はその好例となるだろう。また高室家の資料から、同じく勤番医を務めた桜林家も天文関係資料を収集していた可能性が見出された。医術に携わる人物がどのような必要性から天文関係資料を入手するのか、なお検討すべき点はあるものの、今後県内で同種の史料を調査する際の手掛かりにはなるだろう。

そして第二には、有力名主の家に伝わる場合である。上今井村窪田家の場合には、おそらくは家の教養のために収集されたものと思われる。また名主の家が天文教育の場となったことも想定できる。その代表的な事例が、浅野北水が「天象研究改正之真図」を与えた桑久保村（上野原市）の阿部家であろう⁽⁵⁾。また有泉家にも浅野北水とその弟子による資料が遺されており、確定はできないものの名主家に伝わった可能性も考えられる。

これらに加え、甲斐の人々が天文関係資料を作り、その知識を伝えていたということにも考慮する必要があるだろう。山県大弐の「天経発蒙」はその代表的事例である。また展示では紹介できなかったが、近世後期の甲斐出身の心学者として知られる志村天目は、寛政12年（1800）に「暦説略解」を著している⁽⁶⁾。本資料は暦に関する基礎やそれに付随する二十八宿・日月食などを解説している。跋文では人々が暦に付けられた日の名称などを誤って解釈し吉凶の判断に利用していることに異を唱え、正しい暦の知識を伝えようとしていたことがわかる。山県大弐にせよ志村天目にせよ、天文・暦学は自身の専門とは異なる学問であるが、人々に正しい知識を伝えようという努力によって、これらの資料が作られ、遺されてきたことにも注目する必要があるだろう。

おわりに

山梨県立博物館で収蔵している天文関係資料は、個々の資料としては既知のものがほとんどであり、天文学史に新たな知見を提供するというものではない。ただしそれらがかつて伝えられた家を含めて考察することで、近世後期以降の甲斐国において天文学がどのように受容されていったのか、その状況を明らかにするうえでの素材になり得るものと考えられる。前述のとおり、近世後期の甲斐国においては、幕府や藩で見られるような「天文方」といった公的な研究機関は存在せず、基本的には町方・在方での展開を想定することとなる。本稿では甲斐国での天文学の受け皿として、医家と名主、特に医家に着目できる可能性を提示した。今後も関係資料調査を継続することによって、甲斐国における天文学受容の過程を検討するための事例を掘り起こしていきたい。

なお蛇足となるが、「人類と宇宙」展では甲斐国に関連する展示として、武田信玄の軍配に北斗七星が描かれた絵画等を紹介し、武士たちが星の動きを読みとることで戦の運気をつかもうとしていたことを説明した。この後、2017年12月の常設展展示替えにおいて、館蔵資料の「甲陽武備集覧」（分野別番号：歴-2005-000-000098）を展示した。これは近世甲府で小正月に行われる道祖神祭りの際に町中に掲げ

られる幕絵が、武士の用いる陣幕の作法に則って作られていたことを説明するためのものであった⁽⁷⁾。「甲陽武備集覧」の陣幕部分を展示した際、これまでは気づくことがなかったが、幕にもうけられる9カ所の物見の穴が、それぞれ日・月・北斗七星に対応していること、28個の乳（紐を通す部分）が二十八宿に対応していることを新たに確認した（写真12）。陣幕の中に天文の世界が展開されていることになる。これらも合戦で運気をつかむための作法の一種であることは言を俟たない。ただし、甲府の町人が祭礼の飾幕に陣幕の作法を用いることによって、中国由来の天文に関する知識を学ぶことにもつながった可能性が考えられよう。現存する幕絵では物見の穴・乳とも数が異なっているため、そうした認識があったことを断定することはできない。ひとまずは甲斐の、少なくとも甲府町方の人々には天文の知識に接する機会が少なからずあり、天文学を受容する下地となっていた可能性があることを想定しておきたい。

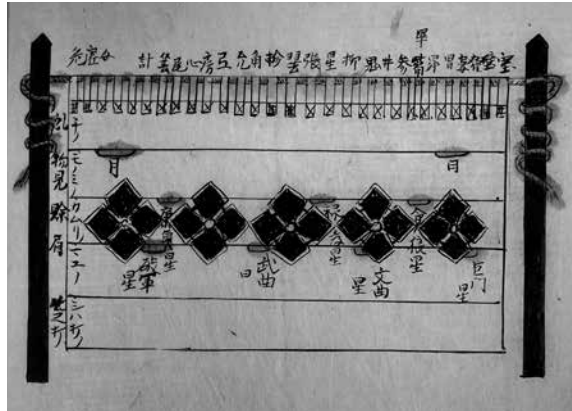


写真12 「甲陽武備集覧」のうち、陣幕の図

註

- (1) 「人類と宇宙展」は、平成28年度は植月学氏（現弘前大学）と海老沼が担当し、平成29年度は海老沼と西願麻以が担当した。基礎となる所在確認調査は植月氏が行い、海老沼が追加調査を行った。本稿も植月氏による基礎調査に負うところが大きい。
- (2) 中村士『東洋天文学史』（丸善出版、2014年10月）、嘉数次人『天文学者たちの江戸時代』（ちくま新書、2016年7月）など。
- (3) 『甲斐国志』巻之百九士庶部第八、村松学祐『甲斐国医史』（甲斐国医史刊行会、2002年11月）。
- (4) 有泉家の概要については、「有泉家文書」（『山梨県立図書館所蔵 古文書目録5』山梨県立図書館、1983年12月）参照。
- (5) 中村士「遊歴の啓蒙天文家 浅野北水」（『東洋研究』第163号、2007年1月）。「天象研究改正之真図」は、現在堺鉄砲研究会・澤田平氏が所蔵されている。その奥書は以下のとおりである。
 文政十三年歳遷庚寅季春／東武隠士 古希超過／蛞蝓老人謹図之（印）／門人同校 蒲生大梁（印）／後藤分嶺（印）
 ／甲州郡内桑久保応阿部正恭需授与之
 なお浅野北水については、2017年に長野市立博物館で特別展が開催された。詳しくは同館『浅野北水』展示図録（2017年9月）を参照されたい。
- (6) 甲州文庫、分野別番号：歴-2005-003-018858。
- (7) 高橋修「甲府道祖神祭礼と歌川広重の関わり」（山梨県立博物館調査・研究報告3『歌川広重の甲州日記と甲府道祖神祭調査研究報告書』2008年3月）。

【付記】

資料の写真掲載にあたり、京都大学理学部数学教室、堺鉄砲研究会・澤田平氏のご高配を賜った。また澤田氏には、「人類と宇宙展」開催にあたり、所蔵品の調査・出品等に特段のご協力を賜った。記して御礼申し上げる。

（山梨県立博物館）

「人類と宇宙展」のうち 歴史・山梨関係展示 展示資料一覧

資料名	所蔵者 / 資料群	作者	和暦	西暦	員数	資料番号
ロビー展示（山梨ゆかりの宇宙関係資料）						
三枝義一氏が彗星観測に使用した望遠鏡	個人	三枝義一		1970年代	1	—
三枝義一氏の彗星観測日誌ほか	個人	三枝義一		1970年代～	1式	—
若田光一宇宙飛行士による宇宙の書	身延町教育委員会	若田光一宇宙飛行士	平成21年	2009	3	—
江戸時代の天文学者 浅野北水が甲斐国で制作した大型天文図						
天象研究改正之真図	堺鉄砲研究会・澤田平氏	朝野北水・蒲生大梁・後藤分嶺	文政13年	1830	1	—
浅野北水が天文学の教育に用いた資料	堺鉄砲研究会・澤田平氏	朝野北水と弟子	江戸時代後期	19世紀	10	—
大陰游輪成道図（天文機械）	当館 / 有泉家文書	浅野北水ほか	江戸時代	19世紀	2	歴-2005-039-001684
天象改正真図（乾）	当館 / 有泉家文書	浅野北水ほか	江戸時代	19世紀	1	歴-2005-039-001685
天象改正真図（坤）	当館 / 有泉家文書	浅野北水ほか	江戸時代	19世紀	1	歴-2005-039-001686
日本における天文観測のはじまり						
日本書紀 巻第二十二	個人		享和3年刊	1803	1	—
日本書紀 巻第二十九	個人		享和3年刊	1803	1	—
続日本紀 巻第二十四	当館 / 頼生文庫		明暦3年刊	1657	1	歴-2005-008-000458
吾妻鏡 巻第二十七	当館		寛永3年刊	1626	1	歴-2007-000-000003
須弥山儀（復元）	堺鉄砲研究会・澤田平氏	田中久重	嘉永3年	1850	1	—
キトラ古墳石室内再現模型	写真提供：奈良文化財研究所			7世紀末～8世紀初頭	1	—
キトラ古墳壁画のうち 天井天文図 陶板複製	大塚オーミ陶業株式会社			7世紀末～8世紀初頭	1	—
淳祐石刻天文図（拓本）	コスモプラネタリウム渋谷		南宋・淳祐7年	1247	1	—
渋川春海の改暦と江戸時代の天文学						
天文分野之図	コスモプラネタリウム渋谷	渋川春海	延宝5年	1677	1	—
天文成象方図	当館 / 高室家資料	櫻林内膳写	文化10年	1813	1	歴-2005-087-002772
享保14己酉貞享暦	当館 / 甲州文庫	河口文大夫	享保14年	1728	1	歴-2005-003-018889

寛政十年戊午新暦	個人（寄託）		寛政9年	1797	1	歴-2005-007-002103
天経或問 序図・天・地	当館 / 窪田家文書	游子六著 西川正休訓点	享保15年	1730	3	歴-2005-075-001007、 1008、1036
天経発蒙 全八巻	当館 / 甲州文庫	山縣昌貞（大弐）	宝暦12年	1762	8	歴-2005-003-005526 ～ 5533
平天儀図解（写本）	当館 / 高室家資料	岩橋善兵衛	江戸時代	19世紀	1	歴-2005-087-001447
国友一貫斎製作 反射望遠鏡（復元）	堺鉄砲研究会・澤田平氏	国友一貫斎	江戸時代	19世紀	1	—
森仁左衛門製作 一閑張望遠鏡	堺鉄砲研究会・澤田平氏	森仁左衛門	江戸時代	18世紀	1	—
星空から吉凶を占う（武田信玄と星座）						
武田二十四将画像	当館 / 甲州文庫	歌川芳員	嘉永5年	1852	1	歴-2005-003-023082
川中島大合戦之図	当館 / 甲州文庫	歌川芳員	嘉永6年	1853	1	歴-2005-003-023098
武田矩格陣取城陣取図 （周文王團扇之事外国伝書）	当館 / 頼生文庫		江戸時代		1	歴-2005-008-004188
軍配大秘密大星之伝	当館 / 甲州文庫		江戸時代		1	歴-2005-003-018788
近代的天文学の幕開け						
天保十五甲辰暦	個人（寄託）		天保14年	1843	1	歴-2005-007-002148
明治五年壬申頒暦	当館 / 甲州文庫		明治4年	1871	1	歴-2005-003-018892
明治6年癸酉頒暦	当館 / 古文書雑輯（2）	文部省天文局	明治5年	1872	1	歴-2005-026-000228
明治6年太陽暦	当館 / 古文書雑輯（2）		明治5年	1872	1	歴-2005-026-000227
太陽金銀蝕の図	当館 / 甲州文庫	出版：宮津政太郎	明治16年	1883	1	歴-2005-003-023153
明治廿年八月十九日日食之図	当館 / 甲州文庫	歌川房種	明治20年	1887	1	歴-2005-003-023154
明治二十歳八月十九日日食九分九厘余	当館 / 甲州文庫	梅堂筆 出版：小林新吉	明治20年	1887	1	歴-2005-003-023155

※上記のテーマは展示構成上、仮に付けたもので、実際の展示コーナー名として用いたものではない。

目的について精査していくことによって、道祖神祭りのあり様がより鮮明になってくる可能性を持つ資料であると考えられる。

これらのほかにも、冒頭で述べたように十一屋野口家資料は道祖神祭り祭礼道具をはじめ、近世の経営関係資料も膨大な数量の資料を有している。別稿⁽⁸⁾にあるとおり、自家の経営帳簿だけでなく札差の会所日記など公的な資料も含まれており、今回の道祖神関係資料を補充するような、十一屋野口家の町内における活動状況が読み取れる資料が発見される可能性もあり、併せて今後も資料調査を横断的に深めていく必要がある。このことによって、甲府の町人たちの様々な活動の様子が、より詳細かつ鮮明に明らかにされることが期待される。

註

- (1) 野口忠蔵氏のご好意によって、中野賢治(当館学芸員)、宮澤富美恵(当館学芸課職員・当時)および小畑によって行い、祭礼道具の調査から丸尾依子(当館学芸員)が参加した。
- (2) 四六頁「資料紹介」「寛政六年十一月惣会所発端日記」(山梨県立博物館蔵、十一屋野口家資料)「
- (3) 丸尾依子「資料紹介」甲府柳町二丁目の道祖神祭礼道具」(山梨県立博物館『研究紀要』第11集 二〇一七)
- (4) これらの資料は祭礼道具とともに、山梨県立博物館で平成三十年(二〇一八)一月二日から二月二十六日まで開催したシンボル展「よみがえる! 甲府道祖神祭り」に展示された。詳細は同展リーフレットを参照。
- (5) 甲府勤番支配として甲州に赴任していた宮本定正が嘉永三年(一八五〇)に記した「甲斐廻手振」に「正月は別て当国一大盛事也」と評されている。
- (6) ここでは銅銭の単位を「文」でなく「銅」と表記している。
- (7) 山梨日日新聞 大正十三年十一月十六日号「復活した道祖神さま」
「復活した道祖神さま」
…仲見世の守り本尊となる 十四日遷座祭挙行

甲府は維新前迄正月の十四日は所謂十四日祭礼の道祖神祭りで、ドンドを樹てるやら町内を神楽で囃すやら、大通りは皆休業して非常な賑ひを呈したものだといふ、其の道祖神様は、いつの頃からか十一屋野口氏の屋敷神となつてゐたところ今度仲見世が出来たので同町を中心として守り本尊にしたいといふ議が起り、いよく一昨十四日を以て遷座式を行ひ同所の一隅に新しく雨覆ひを設け、見世物小屋の前に屋台を作り同夜は神楽を奏し、売店は皆軒提灯を掲げ、猿田彦命の幟を樹て、茲に復活第一回の道祖神祭りを挙行したが、寒い風の吹いたあとゝて比較的淋しかった、之より東京の仲見世なら観音様の格で、毎月十四日に此の祭礼を挙行するといふ事だ、尚年末には年の市をも同所に於て開くと。」

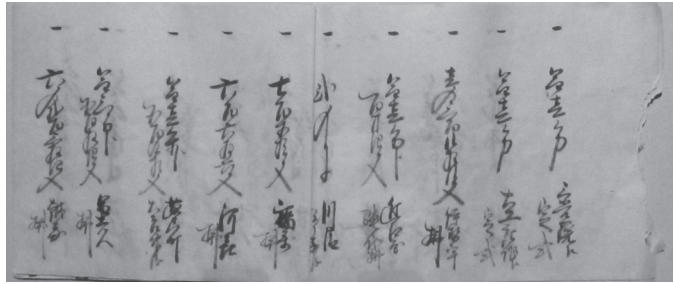
(8) 前掲「惣会所発端日記」

(山梨県立博物館)

- 一 金三兩貳分貳朱 仕事衆廿九人手間
- 一 金三分貳朱 同人夜廻り七人
- 一 金壹分 仕事衆別の礼
- 一 金壹兩壹分ト貳貫五百文 河栄弘
- 一 金貳朱 仲田屋仙蔵弘

× 金九兩三分三朱
拾九貫七百拾文

(※以下酒代、仕事衆臨時渡し分などの別会計分記述省略)



資料8 道祖神諸入用帳 (明治4年)

【解題】

明治四年（一八七二）の道祖神祭り関係の諸費用書き上げ帳。寺院や大工に定式の謝礼と思われる出費のほか、様々な商店への支払いについて記録している。目を引くのが五項めの「数ノ子代」である。資料一でも「肴之儀は数の子に限り可申」とあり、他の年代の入用帳にも数の子の出費記述が見られる。なぜ数の子なのかは、祝儀など儀式の肴に用いることから、おせち料理でも縁起物とされる数の子を、「子孫繁栄」の象徴と見ているといった、何らかの縁起を担いだ選択であると思われる。

十四項めでは年番の二名に謝礼金も支出されているが、十二月から一月にかけての業務量、手間や負担を考えれば薄謝といつて良い額であ

る。また、帳簿上に現れてこない十三項目の年番立替分の額が三兩を越えており、この三兩分の事務量を勘案すれば、家持らにとって道祖神祭りの年番は相応な負担を強いられる仕事であったことが想像される。

おわりに

以上のように、十一屋野口家資料のうち、道祖神関連古文書三十五点中八点の資料を紹介した。資料一「道祖神祭礼申合之事」は、道祖神祭りの執行準備の流れを追うことが出来るものであった。同資料では、関係者に準備に関する決まりごとを示しつつ、祭礼の盛り上がりの方で時に祭りの規制の理由となった華美さや贅沢さを戒め、関係者に「古法」への回帰や自重を促している。盛り込まれている様々な注意事項は、道祖神祭りにまつわる諸事情や町内の人間関係など、さまざまな側面を読み取ることができ興味深い。

資料二・四は、道祖神の「御宝蔵」や「御神場」の普請および設置場所についての資料である。そのうち資料四では、道祖神の「御神場」が昨今は十一屋の向屋敷に設定され、この度は、旧に復して十一屋の門間口を無心するという経緯が記されており、このくだりからも、柳町二丁目の道祖神祭りにおける十一屋の重要性が伺える。この頃から半世紀以上経過した大正時代には、人々は柳町二丁目の道祖神を「十一屋野口氏の屋敷神」と認識されるように至っており、祭礼道具の保管を担ってきた経緯も含め、十一屋野口家が柳町二丁目の道祖神祭りにおいて、中心的な重きを為す存在であったことが窺える。

資料五・八については、道祖神祭りの収入・支出に関わる帳簿類である。資料六の祝儀の奉納の書き上げ帳は、様々な祝いの件名が記されており、人々にとつての道祖神祭りの重要性やその性格を示しているものと言える。資料七・八は、道祖神祭りの執行における諸費用の書き上げ帳であり、「数の子」の例のように、端的に道祖神祭りの性質が伺えるものもあり、出費の内容や必要性、

- 一 五百文 旦紙代
- 一 八百文 肴代
- 一 金貳分 太鼓張替
- 一 四貫文 道祖神諸道具蔵敷
- 一 五貫文 諸道具破損大工手間
- 一 三貫百文 酒代
- △金貳分と四拾貳貫百文

右之通家持一同立合
諸勘定仕入用割合を以
出銀仕候、以上

柳町貳丁目

年番

忠右衛門 印

同

藤助 印

明治二歳巳正月十六日

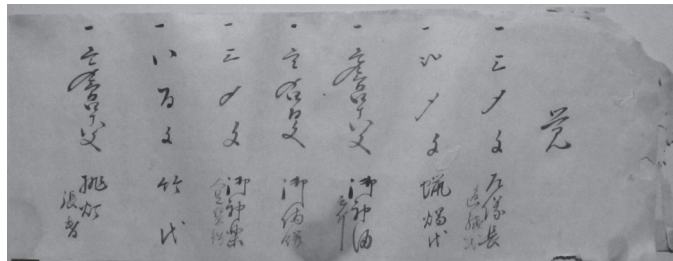
上組

庄太郎 印

幸三郎 印

【解題】

江戸から明治になり、最初のだ祖神祭礼の際の諸費用書き上げ帳。提灯や太鼓のメンテナンや道祖神諸道具の蔵敷（保管費用）、修理を行う大工の手間賃などからなっており、資料一で記されている年番や家持が担う業務と合わせ



資料7 道祖神祭礼入用帳（明治2年）

て見ると、その業務に必要な作業の手間や物品が計上されていることが分かる。帳面の末尾には、家持一同の確認のうえ、経費を分担していることが記されている。

○資料八 道祖神諸入用帳（明治四年）

【原文】

明治四年辛未年正月

道祖神諸入用帳

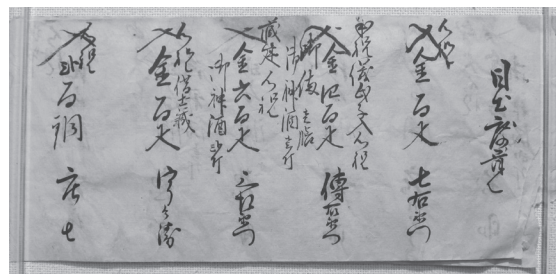
年番

庄太郎

友八

- 一 金壹分 三光院え定式
- 一 金壹分 大工庄作え定式
- 一 壹貫三百八拾貳文 伊勢宇払
- 一 金壹分ト百廿四文 近江屋 縄代払
- 一 貳貫文 川清 数ノ子代
- 一 七百五拾文 福萬払
- 一 六百六拾六文 河喜払
- 一 金壹朱ト五百九拾文 連尺町大喜 竹代
- 一 金三分ト五百拾四文 富士久払
- 一 六貫貳百三拾四文 越嘉払
- 一 三貫三百四拾八文 山善払
- 一 金三分貳朱 木むらや払
- 一 金三兩ト五百七拾八文 年番立替
- 一 金貳分 年番兩人え礼

- ・人祝 / ×一 貳百銅 金百疋 喜兵衛
 - ・人祝 / ×一 貳百銅 武兵衛
 - ・元服人祝 / ×一 金百疋 紋藏
 - ・人祝 / ×一 貳百銅 政七
 - ・人祝 / ×一 貳百銅 次右衛門
 - ・人祝 / ×一 貳百銅 栄藏
 - ・人祝 / ×一 貳百銅 恒兵衛
 - ・本祝儀人祝 / ×一 金五十疋 源助
 - ・人祝 / ×一 貳百銅 土屋店源兵衛
 - ・夫婦養子跡儀秋葉参詣 / 一金貳百疋 甚兵衛
 - ・人祝 / ×一 貳百銅 次兵衛
 - ・人祝 / ×一 貳百銅 忠兵衛
 - ・人祝 / ×一 貳百銅 中川氏
 - ・人祝 / ×一 四百五十銅 太郎兵衛
 - ・人祝 / ×一 貳百銅 庄右衛門店甚吉
 - ・人祝 / ×一 貳百銅 有坂屋兵左衛門
 - ・若イ衆入 / ×一 金百疋 与兵衛
 - ・氏子人人祝 / ×一 金貳十五疋 布能氏 / 扇子 壹
 - ・(人祝) / ×一 金廿五疋 藤助同居
 - ・人祝 / ×一 貳百銅 同人同居加藤氏 / 一 扇子十対
- ✕甲三両ト
- 金廿九兩貳百五十分ト
- 拾五貫九百五十九文



資料6 道祖神祝儀名前 (慶応2年)

【解題】

慶応二年（一八六六）の道祖神祭りにおける祝儀の奉納の書き上げ帳。出産や元服などの人生におけるお祝いごとをはじめ、伊勢参宮などの個人的な行事、店開きなどの商売関係、氏子入りや若者集団入りなどの個人に関する社会的な行事も含まれている。本資料群に含まれている慶応四年（一八六八）の「道祖神祝儀名前」では、「痘瘡人祝」も散見されており、こうした流行り病の病氣平癒も含めて、家々の幅広いお祝いごとについて。祝儀の奉納が行われたことが読み取れる。

○資料七 道祖神祭礼入用帳（明治二年）

【原文】

明治二年

道祖神御祭礼入用帳

巳正月吉日

- | | | |
|---|----------|---------|
| 一 | 三貫文 | 左儀長返紙代 |
| 一 | 貳貫文 | 蠟燭代 |
| 一 | 壹貫三百四十八文 | 御神酒壺升 |
| 一 | 壹貫四百文 | 御備餅 |
| 一 | 三貫文 | 御神楽人足賃錢 |
| 一 | 八百文 | 竹代 |
| 一 | 壹貫三百四十八文 | 挑灯張替 |
| 一 | 八百文 | 砂代 |
| 一 | 拾四貫文 | 人足拾四人 |

○資料六 道祖神祝儀名前（慶応二年）

【原文】

慶応二年丙寅正月

道祖神祝儀名前

年番

半次郎

庄右衛門

（※以下、改行を「／」で表し、一件一箇条で記述する）

目出度覚

・人祝／×一 金百疋 七右衛門
 ・年祝儀氏子人祝／×一 金四百疋 伝右衛門／御備老膳／御神酒壹升
 ・蔵建人祝／×一 金六百疋 三左衛門／御神酒貳升
 ・人祝借出蔵／×一 金百疋 宇兵衛
 ・人祝／×一 貳百銅 庄七
 ・腹帯人祝／×一 四百銅 庄太郎
 ・氏子人祝／×一 貳百銅 惣兵衛／御神酒壹升
 ・人祝／×一 貳百銅 惣助
 ・人祝／×一 四百銅 藤助
 ・人祝／×一 四百銅 庄右衛門
 ・氏子人祝／×一 金百疋 萬助／御神酒貳升
 ・人祝／×一 四百銅 要二郎
 ・人祝伊勢参宮×一 金四百疋 伊助

・秋葉山参詣人祝／×一 金五拾疋 幸三郎／四百銅
 ・氏子人跡祝儀人祝／×一 金貳百疋 弥五左衛門／御神酒壹升
 ・見世開人祝／×一 金五拾疋 百疋 藤助
 ・人祝／×一 百銅 岩吉
 ・人祝／×一 百銅 与助
 ・人祝／×一 百銅 武兵衛
 ・人祝／×一 百銅 庄兵衛
 ・人祝元服／×一 金廿五疋 仙蔵
 ・人祝／×一 四百銅 宗三郎
 ・氏子人祝／×一 金百疋 弥七／御神酒壹升
 ・人祝／一 甲金三両 忠蔵
 ・氏子人祝／×一 金百疋 平七
 ・氏子人祝／×一 金百疋 忠右衛門／御神酒壹升
 ・新宅見世開人祝／×一 金百疋 巢巢衛 次右衛門／御神酒貳升
 ・人祝／×一 四百銅 嘉兵衛
 ・人祝／×一 貳百銅 定兵衛
 ・本役儀人祝／×一 金百疋 半次郎
 ・人祝／×一 貳百銅 源兵衛
 ・本服 腹帯人祝／×一 金百疋 新八／御神酒壹升
 ・屋敷買人祝／×一 金貳拾両 清兵衛
 ・人祝／×一 貳百銅 仲右衛門
 ・人祝家督×一 金貳百疋 安兵衛
 ・氏子人祝／×一 金五拾疋 善助／御神酒壹升
 ・腹帯人祝／×一 金百疋 栄兵衛
 ・腹帯人祝／×一 金貳百疋 友八

庄太郎印

同

宗三郎印

十一屋忠蔵殿

【解題】

道祖神祭りの年番が、道祖神祭礼の「御神場」について十一屋忠蔵と取り決めた合意事項について記したもの。数年来、十一屋の「向屋敷」を使用していたが、この「向屋敷」の所在は不明であるものの他町に掛かるものであるため、家持衆の協議の結果、もともと使用していた十一屋の門間口三・六メートル四方を使うことにしたとする内容。

○資料五 道祖神左義長取集（慶応二年）

【原文】

慶応二丙寅歳正月

道祖神左儀長取集

年番

半次郎

庄右衛門

（※以下、改行を「／」で表す）

一	百銅	七右衛門	／	一	廿四銅	傳右衛門	／	一	廿四銅	三左衛門	
／	一	廿四銅	宇兵衛	／	一	廿四銅	庄七	／	一	百銅	庄太郎
／	一	廿四銅	惣兵衛	／	一	廿四銅	惣助	／	一	廿四銅	藤助
／	一	百銅	庄右衛門	／	一	廿四銅	萬助	／	一	百銅	要二郎

／	一	廿四銅	伊助	／	一	百銅	幸三郎	／	一	百銅	弥五左衛門
／	一	百銅	藤助	／	一	廿四銅	岩次郎	／	一	廿四銅	與助
／	一	廿四銅	武兵衛	／	一	廿四銅	庄兵衛	／	一	廿四銅	仙蔵
／	一	百銅	宗三郎	／	一	廿四銅	弥七	／	一	百銅	忠蔵
／	一	廿四銅	平七	／	一	百銅	忠右衛門	／	一	廿四銅	次右衛門
／	一	百銅	嘉平	／	一	廿四銅	定兵衛	／	一	百銅	半次郎
／	一	廿四銅	源兵衛	／	一	廿四銅	新八	／	一	百銅	清兵衛
／	一	廿四銅	仲右衛門	／	一	百銅	安兵衛	／	一	廿四銅	善助
／	一	廿四銅	栄兵衛	／	一	百銅	友八	／	一	廿四銅	喜兵衛
／	一	廿四銅	武兵衛	／	一	廿四銅	紋蔵	／	一	廿四銅	政七
／	一	廿四銅	次右衛門	／	一	廿四銅	菊蔵	／	一	廿四銅	恒兵衛
／	一	廿四銅	源助	／	一	廿四銅	源助	／	一	廿四銅	源助

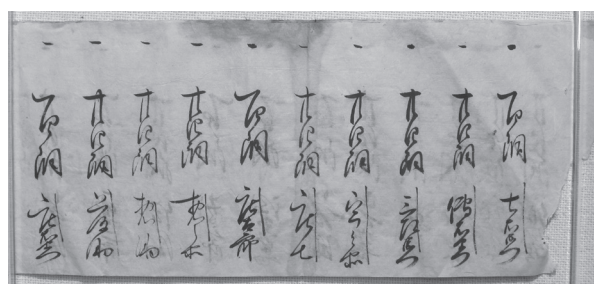
金壹朱ト

老貫六百廿四文

【解題】

「道祖神左義長取集」は、慶応二年（一八六六）の道祖神祭りの際の、左義長のための醸金リストの帳面。

一人あたりの醸金額が「廿四銅^⑥（文）」と「百銅」で統一されている。「百銅」が十五名いることから、資料一の文化十三年段階では家持は十三名となっており、恐らく家持やそれに類するクラスは百銅、それ以外は二十四銅といった統一ルールのため醸金が行われたものと思われる。



資料5 道祖神左義長取集（慶応2年）

代八匁

一 檜九尺七寸 貳枚

代 貳匁八分

十八日（※未記載につき略）

正月十二日

一 四匁三分

畳表へり共

和泉平殿払

同

一 三匁五分

畳屋

手間代

十六日

一 七分三厘

舟綱代

同

一 七匁三分三厘

嘉藤次殿

木代払

同

一 壹匁七分

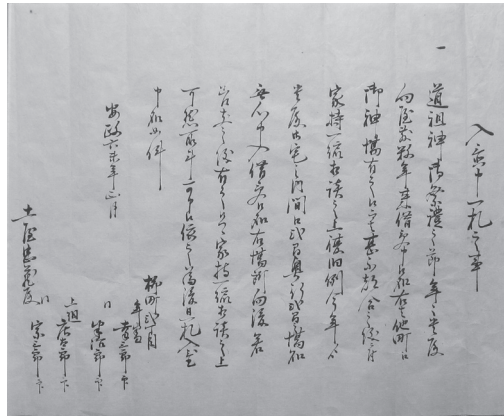
吉田屋

恒右衛門殿

御代払

×四拾貳匁七分三厘

（※以下略…大工手間賃控え）



資料4 入置申一札之事（安政6年）

【解題】

「道祖神様普請立替帳」は、安政五年（一八五八）十二月に整えられた帳面であり、恐らく翌月に控えた道祖神祭りに備えて、道祖神の祭殿を普請する際の木材や畳などの材料費、大工などの手間賃を書き上げたものと考えられる。材木は松・杉・檜の三種類を購入しており、一番多いのは松で、長さにして約十九メートル分購入している。松は耐水性が強い建材なので、屋根や構造材など主要な部分に用いられた可能性が高い。

○資料四 入置申一札之事（安政五年）

【原文】

一 道祖神御祭礼之節年々貴殿

向屋敷數年来借受申候処、右は他町え

御神場有之候ては甚不都合之儀二付、

家持一統相談之上復旧例、今年より

貴殿御宅之門間口二間奥行二間之場処

無心申入借受候処、右場所向後若

差支之儀有之候ハ、家持一統相談之上

可然取斗可申候、依之為後日一札入置

申処如件

安政六未年正月

柳町二丁目

年番

幸三郎印

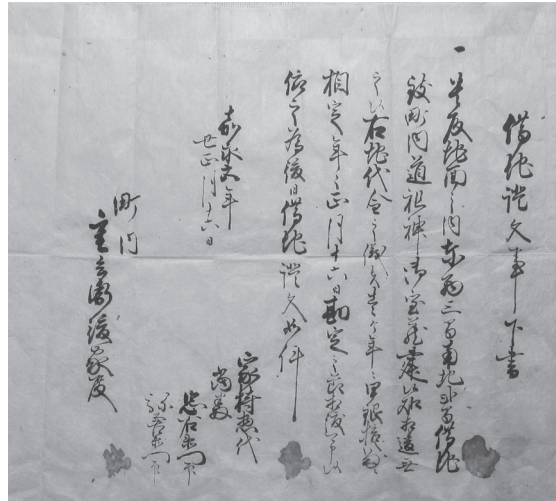
同

半治郎印

上組

【解題】

嘉永六年（一八五三）の借地証文の下書きで、道祖神のご宝蔵建築のための借地を、借地料を年に甲銀十八匁支払うものとしている。



資料2 借地証文事下書（嘉永6年）

○資料三 道祖神様普請立替帳（安政五年）

【原文】

戊安政五

道祖神様普請立替帳

午十二月

覚

午極月五日

一 松式三式間

六丁

代

同

一 〃式五式間

代

同

一 〃式五九尺

代

同

一 〃式五式間

代

同

一 〃式四九尺

代

同

一 〃三四九尺

代

同

（○に「い」印）一 百文

だちん払

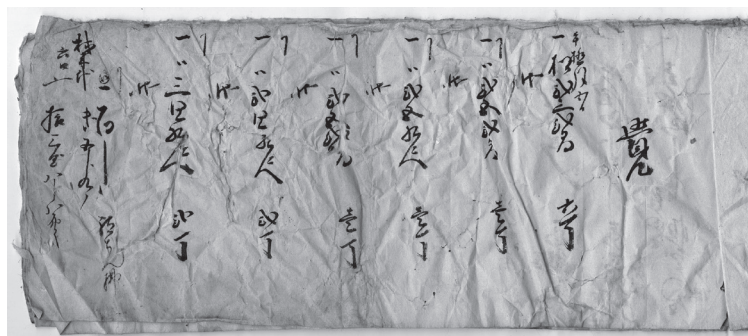
材木代

六口 〆 拾三匁八分八厘

十二月十七日

一 杉板まさ

八尺四丁



資料3 道祖神様普請立替帳（安政5年）

【解題】

資料群のなかで最古の年代の資料がこの「道祖神祭礼申合之事」である。文化十三年（一八一六）正月に出されたもので、基本的な祭礼の執行方とスケジュール、心得を記したもので、全九ヶ条にまとめられている。

- (一) 近年の道祖神祭礼において仕来りが守られていないので、仕来りの順守と俟約を以て祭礼を執行すること。
- (二) 一月八日に行う打ち合わせには必ず出席し、飾り道具の確認と、壊れたものの修理を行うこと。儀式の打ち合わせをして確認し、十三日に目録を提出すること。祝儀の目録を良く確認すること。
- (三) 一月十三日は早朝から集合してお祓いし、儀式は夕方までに済むようにすること。夜までずれ込めば酒や料理も必要となり、年番が迷惑することに注意すること。この日は袴着用のこと。用が無いものは立ち入らないこととし、場は静粛を保つこと。
- (四) 帳面を確認して家柄や人柄に注意して儀式を行うこと。
- (五) 十四日の神楽の際は、ご神燈の火の元の安全を保つこと。可能な限り凛々しく務めること。
- (六) 十五日は交替で休みを取って、他町の飾り物見物などをして良い。お役人様がお立ち寄りになったら、特別な対応を取ることに。
- (七) お酒は年番以外には提供しないこと。おつまみは数の子のみとして、食事はそれぞれの家で取ること。
- (八) お酒は御神酒であって振る舞い酒でないので、差しつ差されつ飲むのではなく、順々に飲むだけにすること。拳酒（数当てゲーム）などの勝負事はもつてのほかであり、儀式に関わる人たちに気を遣うこと。「若者」は便宜上の言葉なので、勘違いはしないこと。

- (九) 十六日は朝から経費の計算をして、支払い漏れが無いようにし、飾り道具は壊さないように収納すること。次の年番に引き継ぎを行うこと。

以上のような内容からなっており、スケジュール順に行うことを明記しつつ、各段階での注意点が述べられている。古法に復し、全体的に奢侈や恣意的な行動を戒めることが求められており、「当国一大盛事」とも評され、度々その華美さを引き締める命令が出ていた道祖神祭りの盛り上がりぶりや、人々の逸脱行動が頻発したことが窺い知れる引き締め基調の申し合わせ事項九ヶ条となっている。

○資料二 借地証文事下書（嘉永六年）

【原文】

一 貴殿地面之内東西三間南北二間借地

致、町内道祖神御宝蔵^{（ツマ）}建筑相違無

之、以右地代金之儀は壹ヶ年二甲銀拾八匁二

相定年々正月十六日勘定之節相渡可申候、

依之為後日借地証文如件

嘉永六年

家持惣代

丑正月十六日

当番

忠右衛門印

弥五左衛門印

町内

重兵衛後家殿

左も無之候は年番方え寄合候事、決て無用ニ可致寄合

居候ハ、他之人も参不存寄物人等も可有之候、乍併もし又御役人様方御立寄も候ハ、是は格別之儀ニ候得は、能々心得可有之候事

一 酒之儀は年番方より外え遣し申間敷候、肴之儀は数の子に限り可申したし香物ニても出シ申間敷、飯時は銘々之宿元え歸りしたゝめいたし相勤可申事

一 別て酒之儀は御祭礼御神酒ニて馳走酒ニ無之候得は、合イ押等無之順盃可為候、殊更拳酒等決て無用ニ可致、是は勝負之事ニ候得は、互ニ募り口論ニも相成候テは不被宜、其上祝儀請候者ハ自分祝儀不相濟内は甚心勞

之事ニ候得は、其人え付候ても可有遠慮、是等之儀老若共心得可有候事

都て若者と申候ても別意無之家持同様

之儀ニ候得は、心得違無之様相守可申候事

一 同十六日早朝より立会諸掛り等相改勘定可致、払落

等無之様心付可申、且年番は飭り道具物等損事

無之様人足え夫々致差図取仕舞、預ケ物等巨細ニ帳面

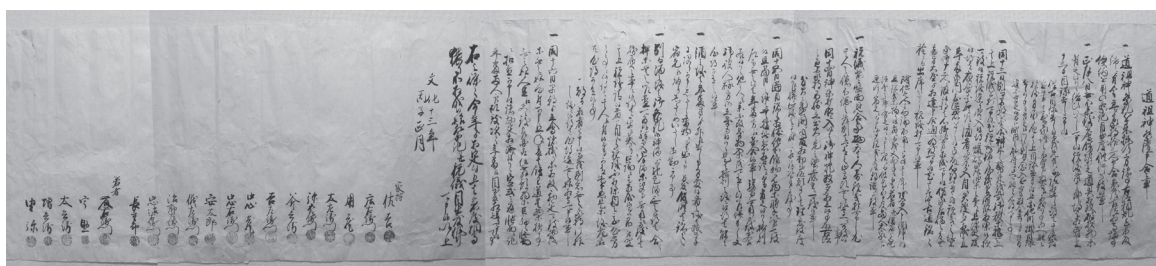
ニ扣置可申候、諸勘定相済候ハ、定式之通帳面ニ記

年番兩人印形致、次之年番え目出度相送り可申候事

右之條々今年より相定候上は急度相守、

猥り不相成候様祭記并祝儀目出度執行可申候、以上

文化十三年丙子正月



資料1 道祖神祭礼申合之事（文化13年） ※4枚の写真を接合

家持

佐吉（印）

庄右衛門（印）

用藏（印）

太左衛門（印）

弥五左衛門（印）

斧兵衛（印）

吉左衛門（印）

忠藏（印）

忠右衛門（印）

安太郎（印）

儀左衛門（印）

治郎左衛門（印）

忠治右衛門（印）

長重郎（印）

若者

藤右衛門（印）

宇助（印）

太兵衛（印）

増平（印）

由弥（印）

(図1) 十一屋甲府道祖神祭り関連資料リスト

	資料名	年表記	西暦	差出（作成者）	宛所
1	道祖神祭礼申合之事	文化13年丙子正月	1816年	家持佐吉ほか13名、若者藤右衛門ほか4名	-
2	借地証文事下書	嘉永6年丑正月16日	1853年	家持総代当番 忠右衛門・弥五左衛門	町内重兵衛後家
3	道祖神様普請立替帳	戊安政5年12月	1858年		
4	入置申一札之事	安政6年正月	1859年	柳町2丁目年番幸三郎・半次郎、上組庄太郎・宗三郎	十一屋忠蔵
5	道祖神左儀長取集	元治2歳乙丑正月	1865年	年番要二郎・重兵衛	
6	祝儀取集控	元治2年乙丑正月	1865年	年番要二郎・重兵衛	
7	道祖神左儀長取集	慶応2丙寅歳正月	1866年	年番半次郎・庄右衛門	
8	道祖神祝儀名前	慶応2丙寅歳正月	1866年	年番半次郎・庄右衛門	
9	祝儀取集帳	慶応3年丁卯4月22日	1867年	年番幸三郎・清兵衛	
10	道祖神左儀長取集	慶応3丁卯歳4月23日	1867年	年番幸三郎・清兵衛	
11	道祖神祝儀名前	慶応3年丁卯4月23日	1867年	年番幸三郎・清兵衛	
12	道祖神左儀長取集	慶応4辰歳正月	1868年	年番弥五左衛門・嘉兵衛	
13	道祖神祝儀名前	慶応4戊辰歳正月	1868年	年番弥五左衛門・嘉兵衛	
14	道祖神左儀長取集	明治2巳歳正月	1869年	年番忠右衛門	
15	祝儀取集帳	明治2巳歳正月	1869年	年番忠右衛門・藤助	
16	道祖神御祭礼入用集	明治2年巳正月吉日	1869年	柳町2丁目年番忠右衛門・藤助	
17	道祖神諸入用帳	明治2巳歳正月	1869年	年番忠右衛門・藤助	
18	買物帳	乙丑明治2年9月22日	1869年	柳町若者中	
19	道祖神祝儀名前帳	明治4辛未年正月	1871年	年番庄太郎・友八	
20	祝儀取集帳	明治4辛未年正月	1871年	年番庄太郎・友八	
21	道祖神左儀長取集	明治4辛未年正月	1871年	年番庄太郎・友八	
22	道祖神諸入用帳	明治4辛未年正月	1871年	年番庄太郎・友八	
23	道祖神祭礼諸入用帳	明治5壬申歳正月	1872年	年番浅川友八・加藤庄右衛門	
24	道祖神左儀長取集	明治5壬申年正月	1872年	年番友八・庄右衛門	
25	覚（諸入用）			幸三郎・清兵衛	
26	大工関係覚之書	9月21日			
27	目出度覚（道祖神祝儀名前）				
28	（道祖神祭礼入用）				
29	覚	申大晦日		白土屋ほか	福嶋屋満助（福萬）
30	反古類				
31	野口正章様宛包装紙（「印刷物」注記）				
32	袋（「松林軒」印）				
33	起死回生宝丹広告	明治11年戊寅6月	1878年	守田治兵衛	
34	（金員書上帳）				
35	証文箱				

- 一 往古目錄遣し候ても先方にて不請相返し候得は其俣差置候事は至て家持之不穿鑿ふせんざくと相成候事ゆへ、能々祝儀方承候届其上目錄遣可申候、且亦他町え掛り目錄遣し候事も有之候ハ、別て念入遂穿鑿遣し可申候、間違等有之候てハ町内之恥辱二候へハ能々心得可申事
- 一 同十三日別て早朝ニ寄合神木之幣束を戴御祓等拵上、其上祝儀を打可申候、尤祝儀銘々心掛暮時限相済候様可致候、祝儀遅り夜二入候得ハ、蠟燭炭油等之費え、且深更二及候得ハ夜食等右二順シ酒肴も多分入自ラ失墜多相成、其上年番家内甚迷惑いたし候事故心得可有之候、祝義之儀は家持十三人二限候得は、心掛次第相成可申候、借家店借之方えは其旨大屋より相達申合通ニ為致可申候、尤其節は古通銘々袴にて出席致祝儀打可申候事
- 一 附他之人ハ勿論不用之もの其席へ決て入申間鋪候、且祝義等拘り候者ニても又外事ニても若者并借屋之衆法外之事有之候ハ、其座ニて彼是不申及当人大家え連行宿元にて申聞祝義之座静謐ニ可致事
- 一 祝儀前々帳面見合家柄又は人ニ寄祝義打可申候、尤其人天徳不徳之差別は可有之嵩頭無之様專一二可致候事同十四日神楽打、夜二入候は御神燈数多相立候事故、古法之通家持不殘立出、火之元之堅嚴重ニ可致候事
- 一 尤火之元堅固ヲ司取相勤候故、願わくは理々敷致度候、乍併此儀は其時々相談次第可致事
- 一 同十五日当日銘々相休他所飭物見物等勝手次第可致候、且当日之儀は無拋儀急相談ニても有之候ハ、格別

《資料紹介》

十一屋野口家資料の甲府道祖神祭り関係古文書について

小畑 茂雄

はじめに

平成二十七年（二〇一五）六月から九月にかけ、もと甲府市柳町二丁目に所在していた商家である十一屋の資料調査を当館職員によって実施した^①。十一屋は近江商人の一家であり、明和年間に甲府に進出し、のちに柳町で酒造業を開業し、以来、清酒、醬油、度量衡製品などを扱う商家として繁栄していた。この調査は場を当館に移して継続されているが、大福帳などの経営関係を中心に、数多くの古文書類が残されている。資料数が膨大であるがゆえに、その全体像は今後の調査の進展を待つ必要があるが、甲府空襲によって江戸以来の記録や遺産をほとんど失った甲府の町方について、様々な知見が得られるものと期待される。現在のところ、本紀要の別稿^②において、十一屋が担った札差関係資料の調査状況の紹介がされているほか、昨年度の当館研究紀要によって、古文書類と同時に発見された甲府道祖神祭りの祭礼道具についての紹介がされている^③。

本稿では、甲府道祖神祭りの祭礼道具に関連して保管されていた関係古文書類^④の解説を中心に、資料内容の紹介を行う。点数は三十五点あり（図1）、それほど多くはない数量であるものの、これらの資料からは、道祖神祭りにおける各商家の役割や金銭面の動向、祭りにおける十一屋という存在の重要性などを知ることができ、祭りにまつわる様々な事項が明らかにされていると言える。資料の年代的な範囲は、一番古いもので文化十三年（一八一六）からで、県か

らの布達によって道祖神祭りが禁じられる明治五年（一八七二）までとなっている。内容は、祭りの実施に関する取り決めや禁止事項について記した「道祖神祭礼申合之事」（文化十三年）のほか、道祖神の宝蔵などの普請や用地関係、各年の必要物品などの入用帳、祭りの祝儀金や左義長の費用取り集めに関係する控え帳などからなっている。資料紹介は、甲府道祖神祭りの運営状況が分かる資料を中心に解説と解説を行い、各年度作成される祝儀金関係の帳面のような資料は、特定の年度を抜粋して紹介する。なお、解説にあたっては適宜説点などを補い、漢字は固有名詞などでない限り常用漢字で表記した。また、合字や片仮名以外の変体仮名はすべて平仮名で表記した。

○資料一 道祖神祭礼申合之事（文化十三年）

【原文】

道祖神祭礼申合之事

- 一 道祖神祭礼近來執行方諸事古法相乱甚不取締
- 二 付、今年より家持十三人申合急度古法相守諸事
- 俟約を用ひ祭記目出度修行可致候事
- 一 正月八日無不參致出會飭附等之道具相改、破損物等有之候ハ、繕ひいたし可申候、祝儀も其節得と相正候上
- 十三日目録遣し可申候

候様、御濟方仕法可奉申上旨、被仰付候二付、乍恐左ニ奉申上候

一、去寅十月迄之御殘金六拾壹兩程之方へ、壹ヶ年二四拾俵程ツ、之俵向二仕、奉受取御改正年賦ハ、元り共年延二仕、右御殘金元り皆濟之上、御改正年賦金御仕法通受取候ハ、御暮シ方御差支ニも相成申間敷と奉存候、依之右之段、乍恐御窺奉申上候、以上

寛政七年卯三月廿一日

御藏札差

月番

二文字屋

幸兵衛

同

市川屋

弁助

御下金

御会所

差上申書付之事

一、此間御目通り仕候節、心得違之御答申上候、蒙御察斗不調法至極、申訳無御座奉存候、依之、此間中ノ菊屋太兵衛を以御託申上候処、御聞濟被下置、難有奉存候、已来右躰心得違之御答申上候ハ、思召次第被 仰付候共、一言之子細無御座候、尤御用之儀者、仲間一同仕法通無滞御用相達可申候、右之趣、書付を以奉申上候様被 仰聞候二付、乍恐如此ニ御座候、以上

寛政七年卯三月

夷屋
半六

今村平蔵様

御用人中様

方御差支ニも相成可申^与奉存候、乍併御濟方減シ受取候^而ハ、御仕法相背候
ニ相当リ奉恐入候、依之乍恐書付を以御伺奉申上候、以上、

卯三月廿日

御下金

御会所

(貼紙)
御蔵札差

月番

二文字屋

幸兵衛

市川や

弁助

同日、^{御会所方}月番江御差紙来、右伺書写持参仕候処、右伺仕法を付申上候様被仰渡候、
尤半切紙ニ^而も不苦之由被仰下候

借用申金子之事

合五両者

但文字金也

右者此度忤不幸入用二付、書面之通御下金会所^其方借り受用立給、慥ニ請取
借用申処実正也、然上^者、右返金之儀^者三ヶ年賦ニ相定、利足之儀^者、金壹両二
付壹ヶ月銀六分ツ、之積を以、当卯十月金壹両三分、来辰十月金壹両三分、已
十月金壹両三分、三ヶ年二元利共急度皆済可申候、其節少も違変申入間敷候、
為後日証文仍如件

寛政七年卯三月

長浜千之助

藤井屋

八郎兵衛へ

御本文之金子五両、私奉拝借、右御方様^江御用立申候、御定之通無相違元利共
急度可奉上納候、以上

卯

三月廿日

御蔵札差

元城屋町

拝借人 八郎兵衛

御下金

御会所

右之通相違無御座候、以上

行事

八日町

平八

月番

豎町

弁助

卯三月廿日、御会所^方月番を被召、仰被下候、兩替屋文右衛門^江、御差加金四拾兩、
此度御下ヶ被下候様願差出候処、此節御会所金出払之儀二付五月被遊御下ヶ候
積りニ被仰渡候

月番

二文字や

幸兵衛

市川や

弁助

卯三月廿一日、夷屋半六、札旦那今村平蔵様^江差出候書付之写

差上申書付之事

此間御目通り仕候節、心得違之儀御答申上、蒙御察斗、不調法至極、申訳無御
座奉存候、依之、此間中^方菊屋太兵衛を以、御託申上候処、御聞濟被下置、難
有奉存候、以来右躰心得違之御答申上候ハ、思召次第被仰付候共、一言之子
細無御座候、尤御用之儀^者、仲間一同御仕法通無滞御用相達可申候、右之趣、
乍恐書付を以奉申上候、以上

卯三月廿一日

夷屋

半六

印

今村平蔵様

御用人中様

乍恐書付を以奉申上候

一、御高式百俵取之札旦那、御濟方多分ニて御暮方御差支ニも相成可申旨、昨
廿日御窺書奉差上候所、仲間一同評儀之上、右御暮し方御差支ニも相成不申

差上申証文之御事

- 一、金貳百五拾兩 元七
- 一、金三百五拾兩^{四百兩} 八郎兵衛
- 一、金貳百五拾兩 吉右衛門
- 一、金貳拾五兩 久米右衛門
- 一、金百七拾兩 忠右衛門
- 一、金貳拾五兩 友右衛門
- 一、金三百四拾兩 幸兵衛
- 一、金四百五拾兩 久右衛門
- 一、金七拾兩 弥兵衛
- 一、金八拾兩 弁助
- 一、金六百兩 伝十郎
- 一、金千廿兩 幸助
- 一、金三千六百八拾兩

右者此度仲間一同連印を以奉拝借候御会所金之内、手廻りかね候二付、右之もの共奉拝借候処実正二御座候、然上ハ、当卯五月御借米渡之節、金壹兩二付壹ケ月銀六分ツ、之利足を加へ、元り共急度可奉上納候、万一拝借人相滞候ハ、仲間共一同割合御弁納可仕候、其節少しも相違仕間敷候、為後日証文差上申候所、仍如件

廿三人

惣連印

御下金

御会所

三月十六日、山本与次左衛門様御用人早川利右衛門様御出、被仰聞候趣、小野藤右衛門様御用立金、右寅十月山本様御世話を以当番金五兩御用立之処、

亦候其振合を以御用立可申旨被仰下候二付、種々御断申上候処、右之趣書付二いたし差出候様被仰聞候二付、口上書左之通りさし上候

(二行抹消)

「貼紙」 口上

一、此度小野藤右衛門様御向高ニ引合候程金子御用立可申旨被仰下候得共、此度之義^者是迄之通^者仕兼候二付、無^マ拠此段御詔訴奉申上候、可然様二御執成被仰出可申候、以上

御蔵宿

三月十六日

会所

山本与次左衛門様御内

早川利右衛門様

三月十九日之御家人御三人江御披露書差出し候

一、此度惣会所相立御蔵宿相勤候様被仰付候二付、右場所之義、丸屋伝十郎宅二相定申候、依之右之段御披露奉申上候、以上

御蔵札差

卯三月

仲間共

高田孫七様

国本八十郎様

酒井文五郎様

乍恐書付を以御窺奉申上候

一、御高貳百俵取之札旦那二、御改正年賦百四拾七兩程御座候、其上去寅十月迄御残金六拾壹兩程御座候、右御濟方之義御仕法通受取候^{而ハ、}壹ケ年二凡^{△本年増御添方少々ハ、減シ候へ共○御濟方}貳拾貳兩程ツ、御濟方二相成申候、△○右躰多分御濟方相成候^{而ハ、}御暮し

平左衛門	一、金貳百兩	平左衛門	一、金貳百兩
吉右衛門	一、金百五拾兩	藤兵衛	一、金三百兩
久米右衛門	一、金百五拾兩	平右衛門	一、金三百兩
忠右衛門	一、金百兩	清兵衛	一、金貳百兩
友右衛門	一、金百貳十兩	喜平次	一、金貳百兩
幸兵衛	一、金貳千四百兩	幸兵衛	一、金百五拾兩
藤兵衛	三月十四日、柳町御会所二而被仰渡候		
久右衛門	是迄御会所御出役之御与力様方、御当用証文御会所不相納、御引請之御蔵宿		
忠蔵	手廻り兼、証文二仕相納来り候处、以来右躰之義相止メ、外二札旦那同様御当		
幸助	用証文御会所江可相納段、被仰付候、以上		
平右衛門	二月残金引取不申候分、証文下書		
弥兵衛	借用申金子之事		
弁助	合何両者		
伝十郎	但文金也		
清兵衛	右者当卯春仕切勘定不足金之分、此度貸返し金之内二而返金可致之処、無心申入、		
権八	当五月迄借用申处実正也、然上者、当夏御借米後、十月高引当借返し金之内二而、		
七郎兵衛	元り不残引取可被申候、其節二至、少も違変申入間敷候、為後日証文仍如件		
喜平次	三月十五日、昨日上納仕候貳千四百兩之内百兩、臨時為手当御会所二残し		
半六	置、貳千三百兩、前書拝借証文之通り、惣連印証文二て拝借仕候		

同日
御会所
御下金

右同文言にて五百四拾六兩三分貳朱拝借
三月十四日、仲間之内十式人にて御差加江金左之通上ル
一、金貳百兩 平八 一、金三百兩 平兵衛

平左衛門	一、金貳百兩	平左衛門	一、金三百兩	幸兵衛
藤兵衛	一、金百五拾兩	平右衛門	一、金三百兩	忠蔵
清兵衛	一、金百兩	喜平次	一、金貳百兩	権八
喜平次	一、金百貳十兩	幸兵衛	一、金貳百兩	七郎兵衛
	一、金百五拾兩		半六	

三月十四日、柳町御会所二而被仰渡候
是迄御会所御出役之御与力様方、御当用証文御会所不相納、御引請之御蔵宿
手廻り兼、証文二仕相納来り候处、以来右躰之義相止メ、外二札旦那同様御当
用証文御会所江可相納段、被仰付候、以上
二月残金引取不申候分、証文下書
借用申金子之事
合何両者 但文金也
右者当卯春仕切勘定不足金之分、此度貸返し金之内二而返金可致之処、無心申入、
当五月迄借用申处実正也、然上者、当夏御借米後、十月高引当借返し金之内二而、
元り不残引取可被申候、其節二至、少も違変申入間敷候、為後日証文仍如件
三月十五日、昨日上納仕候貳千四百兩之内百兩、臨時為手当御会所二残し
置、貳千三百兩、前書拝借証文之通り、惣連印証文二て拝借仕候
同日相窺候趣ハ、臨時手当金御会所二百兩残し置候而も利足等費御座候間、別
拝借仕置段御窺申上候所、御聞濟有之、併者達而之御下知二不相当候間、別
紙証文を以拝借可仕段被仰付候、文段左之通書加へ拝借可仕候
臨時手当として御会所二残し置可申处、手廻りかね候二付、連印を以拝
借仕候、尤臨時御入用出来仕候節ハ、何時成とも、仲間一同二て上納仕、
其上拝借可仕候
右之趣二て文段繕、相認可申候

服部久蔵様
庵原伴五郎様
牛奥太郎右衛門様
小幡次郎蔵様
佐々木四郎兵衛様
山崎弥太郎様
矢部金次郎様
野尻吉五郎様
吉井太郎吉様
河村七郎右衛門様
土橋八右衛門様
近藤十次郎様
松下十左衛門様
杉浦長之助様
今村平蔵様
岩田鍋太郎様
芥川鉄之丞様
嶋田旗之助様

井筒や
清兵衛

木曾や
七郎兵衛

藤や
喜平次

夷や
半六

右之通御旦那御引請仕候、以上

卯三月

御蔵札差
月番
二文字や
幸兵衛
市川や
弁助

御下金

御会所

卯三月十三日会所開キ仕候

惣仲間打寄、右祝儀として伝十郎組合・借共二八軒、向三軒、都合十一軒

へ酒壺升肴二ツ、遣ス
但式々式分ツ、

名主所へ酒壺升鯛式枚遣ス
但四匁五分

仲間中へ吸物壺勺、鉢肴出ス

御会所金拝借証文之御事

合三千式百廿式両三分ハ 但文字金也

右書私共惣札旦那方江御用立候二付、御会所金御願申上、書面之通、只今慥ニ請取、
奉拝借候処実証ニ御座候、然上ハ、当卯六月御借米渡之節、金壹両二付壺ヶ月、
銀六分宛之利足を加江、元り共急度御返納可仕候、尤札旦那方御当用証文之儀
ハ、相揃一所二差上可申候、為後日、仲間一同連印を以証文差上申候所、仍如
件

寛政七年卯三月十四日

御蔵札差
魚町
元七
八郎兵衛
平八
平兵衛

五人組名主差添なし

一、先達^而申渡候通り、惣会所相立相勤可申候、右二付、其方共相応二手廻り候者、手金差加へ金差出し候義、賞美致、不手廻り之者共其旨相心得、右之恩忘却無之様可致候、依之此度仕法書三通被下置候

次二平八・八郎兵衛・半六、三人^{半六五人組名主}

右之者御呼出し、御証文被仰付候

同日早刻

御両所様^江御礼二上候、手札^{御蔵札差共右五人組名主共}覚

御出役御加勤方^江

御与力方四軒

御町年寄式軒

右御礼二不残参上仕候

但し五人組名主なし

三月十日寄合

乍恐書付を以御披露奉申上候

一、先達^而被仰付候、私共仲間惣会所場所之儀、仲間之内豎近習町伝十郎宅二相定、来ル十三日^江会所開仕度奉存候、依之乍恐書付を以御披露奉申上候、以上

寛政七年卯三月十一日

御下金

御会所

右御披露書・写共二通上ル

二月十二日、御組頭様^江惣会所披露書上ル、左之通

此度仲間内^江会所相立、惣札旦那様方御用相勤候様被仰付候間、右会所丸屋伝十郎宅二相定、明十三日会所開仕候、依之乍恐御披露奉申上候

御蔵札差物代

川口屋

弥兵衛

乍恐書付を以御披露奉申上候

一、当二月^江五月迄、札旦那様方御用立金之儀、御高百俵二付金三拾兩積之用当を以御用立申度奉存候、依之乍恐御披露奉申上候、以上

寛政七年卯三月

八郎兵衛

平八

御下金

平兵衛

御会所

平左衛門

吉右衛門

覚

沢梶五郎様

団吉太郎様

三宅牛五郎様

河村弥兵衛様

福井小三郎様

御蔵札差

元城屋町

八郎兵衛

八日町

平八

酒依富五郎様

大黒や

権八

庵原市左衛門様

儀、一同御断奉申上候様仕度奉存候御事

一、仲間共之内、札旦那^江多分御残金出来仕、不手廻り之もの御座候間、ケ成
二手廻り候もの銘々名前を以、凡式千両余も御会所^江此度御差加金差出置、
乍恐御会所金同様、惣仲間^江御貸附被成下候様仕度奉存候御事

一、右ケ成二手廻り候もの^江御会所^江差加金差出、仲間共^江御貸附被下候^而も、
五月^江十月迄御用立金、凡式千両余も手当無御座候、依之五月^江十月迄之処、
年々一季二限り外町人共^江被 仰付、御差加金出来仕候様奉願上候、尤三・四
年も拝借仕候ハ、其内二^者御年賦等請取候得^者、拝借不仕候^而も一同取続可
申^与奉存候

一、五百両之御下金^与兩替屋^上納仕置候分、凡三千百七拾五兩程、仲間共惣連
印証文ヲ以、一ト口二拝借仕度奉存候

一、別御差加金之儀も右同様、一ト口二拝借仕度奉存候

一、新規五人并ケ成二手廻り候者共^江御差加金此度上納可仕分、是又右同様
一ト口二拝借仕度奉存候

一、右三口三度二拝借仕置、札旦那方御当用証文^与引替御用立金差上、右御当
用証文不残取揃、一所二御会所^江相納可申候

一、三季御返納之儀も、右同様三度二上納仕度奉存候

一、御会所御出役之御与力様方御当用証文、是迄^者御請取不申候得共、以来^者御
証文請取、御会所^江相納申度奉存候

一、御向高百俵二付何拾兩^与積候儀、御会所^江季毎二御窺申上、相定申度奉存候、
尤右之内、御小普請金其外御年賦濟御座候御方様^者、右御濟方元利丈ケうち
ば二御用立候様仕度奉存候御事

右ケ条を以御窺奉申上候趣、何卒御仁恵之御賢察を以被為 聞召分、御下知被
成下置候様、奉願上候、猶又難相分御儀^者、追々御窺奉申上度奉存候、以上

仲間

寛政七年卯二月

廿一人連印

上

書付を以奉申上候

一、御仲間様方御蔵宿之儀、去寅十一月被仰付、御三人様御掛合を以、私共仲
間当番二^而御用相達来候処、此度御老軒ツ、引分ケ御蔵宿仕候様被仰付候得
共、去寅十一月御願申上、御下知奉請、当番二^而相勤申候御儀二御座候得^者、
御老軒ツ、引請相勤候儀^者、何方御免被成下候様、奉申上候処、右之趣書付
を以奉申上候様被仰付候二付、如斯二御座候、以上

寛政七年卯三月

御蔵札差

当番

井筒屋

忠右衛門

同

布屋

友右衛門

高田孫七様

岡本八十郎様

酒井文五郎様

卯三月十日朝五ツ時、山手御役所^江仲間不残御呼出し、名主・五人組差添、被
仰渡候趣

一、其方共、是迄仲間申合不行届、区々二^而先達^而申渡候御改正仕法不相守二当
り、不埒二付一同叱ぞ

町役之者共其旨相心得候様被仰渡候、罷出候

一、夷屋平六并五人組名主八日町平八郎呼出し、半六^江被仰付候^者

其方^江此度札差申付候間、仲間申合、無差支用事相達可申候^与被仰付候

平八^江被仰付候^者

半六^江札差申付候間、以来申合、念入無差支為相勤可申候、其旨相心得候様
被仰付候

次二仲間式拾式人^三不残御呼出し

御会所金拝借仕候、尤文言ハ昨廿七日差出候証文之通り

同日、藤や喜平二殿へ札旦那割渡之儀申遣候所、煩代儀兵衛参り、軒数之儀減少致呉候様申候、其儀ハ仲間にてハ差略難相成旨申遣候、亦々^又同人参り、先刻之儀、喜平二へ申聞候所、御町年寄所へ御願差出置候間、札旦那引請之儀、印形致候義、延引致呉候様申、罷歸り申候

同日、御会所^{柳町}吉右衛門方江御差紙到来、即刻参上仕候所、元七病氣二付、右替り行事吉右衛門相勤候様被仰付候

二月廿九日、左之伺書、封書にて上ル

乍恐ケ条書を以御窺奉申上候

一、是迄私共仲間申合不行届候二付、御用立方区々故、仲間共之内^江惣会所相立相勤候様被 仰付被下置、難有仕合二奉存候、右会所場所之儀^者、追^而御披露可奉申上候御事

一、仲間共之内二^而、月々相替り会所^江罷出、惣札旦那方御用相勤申度奉存候得共、御対人月々替り候^{而者}、御用向勤方も区々之儀出来可仕^与奉存候、依之惣札旦那方御対談人、四人相極置、老^人二^而四拾軒程ツ、^茂御引請御対談仕候様仕度奉存候、尤仲間共之内兩人宛月行事相立、日々会所^江罷出、札旦那方御用米金御差支無之様取斗可申候、尤是迄当番兩人宛相勤来候得共、以来当番之儀相止申度奉存候御事

一、札旦那方御対談之儀、御用人中会所^江御出、御懸合被下候様仕度奉存候、是迄之通り御屋敷^江上り御対談仕候^{而者}、事二より、被仰付候御用御断申上候^節得^者、御屋敷二・三日も御留置被成候御方様も間々御座候間、左候^{而者}外々様御用御差支二相成申候間、以来御屋敷^江上り御対談仕候儀、一切御高免被成下置候様、奉願上候御事

一、右御対談之儀、是迄之通、御親類様方・御相番様方、其外之御方様^方御掛

合之儀、御高免被成下、札旦那御老軒限り之御懸合二被成下候様仕度奉存候御事

一、御対談之儀、出張会所之儀二御座候間、七ツ時限二仕、夜分御掛合^合之儀、御免被成下候様仕度奉存候御事

一、札旦那方御用向之儀、盆前^者十日限り、盆後十七日^方御用相勤申度奉存候、暮之儀^者廿七日限り、翌正月八日^方御用始仕度奉存候御事

一、臨時御入用之儀、風破・焼失・御不幸、右三ヶ条之外、御断奉申上度奉存候御事

一、右臨時御入用為手当金百両、御会所拝借金之内残し置、其節札旦那御会所^江御願被成、其御蔵宿御引請を以、御会所^方御貸附被下、御年賦二上納仕度奉存候御事

一、江戸御参府御入用之儀^者、右三ヶ条御臨時之外二御座候間、以来此儀御用立候儀^者、御高免被成下置候様仕度奉存候、譬御用立不申^迎も、御日数先年之通、御往返共二十八日位二^而相済候ハ、御勝手二相成可申^与奉存候、近来之ことく御日数多候得^者、自然と御入用も相嵩、往々御暮し方御差支之基二も相成可申^与奉存候

一、札旦那方御改正以来、去寅十月御切米迄、札蔵宿御殘金之分御済方之儀^者、御下知奉請度奉存候、尤利足之儀^者老割式分之積を以奉請取度奉存候

一、去寅十月御切米後^方当二月御借米迄御用立金之儀、閏月^茂御座候故、当春御高を見越、御用立申候、当春御借米請取、差引御不足之分、当五月御高を引当、此度御貸替金之内二^而御返済被下、御不足金多分二^而、此度引取兼候分ハ、五月御貸替之内二^而御返済被下候様仕度奉存候、尤右之内格別成御臨時御入用之分ハ相除キ、此御済方之儀^者其節御窺之上御下知奉請度奉存候、一、是迄札旦那方御他借金、無^抛加印御引請仕候分、是迄之通御かり替被成候^{而者}、御勝手二相成不申候間、右御返済方之儀、御年賦二被成下以来御請合加印之

御下金

御会所

同廿二日、追手御役所江仲間惣代者、布や友右衛門御呼出

井筒や七兵衛御呼出、被仰渡候趣

一、先達而申付候札差之儀、堀内久米之丞殿金山御用相洛候迄差免シ、御用相

洛候節ハ町年寄迄相届可申候其節右札差

右之趣相心得候様被仰付、惣代之者印形差上申候

乍恐書付を以奉願上候

一、御会所金御返納之儀、延引ニ罷成奉恐入候、当春之御儀者、御米渡り多分二而、

金子手廻り兼、難儀至極仕候、依之、何卒此度之御儀ハ、格別之御憐愍を以、

今日迄御上納仕候分拝借仕度奉願上候、左候得ハ、明日皆上納ニ罷成、仲間

一同融通仕、難有仕合ニ奉存候、右願之通被 仰付被下置候ハ、重々難有

仕合奉存候、以上

寛政七年卯二月

平八

八兵衛

平兵衛

平左衛門

御下金

御会所

右願之趣、同廿七日御聞濟有之、左之通御証文差上、御会所金拝借仕候

御会所金拝借証文之御事

一 合式千三百両者 但文字金也

右者私共仲間一同手廻り兼候二付、書面之金子御願申上、拝借仕候処実正二

御座候、追而御窺之上、御下知奉請、証文相改可奉差上候、為後「連印を以
証文提出」^(貼紙)「日連印を以証」文差上申候所、仍如件

仲間

寛政七年卯二月廿七日

十八人連印

御下金

御会所

右同文言二而二月廿八日六百両拝借、三月五日四百両拝借、右三通証文三月
十四日下ル

○参上仕候様被仰下候二付、

二月廿七日、久保田源兵衛様方、当番○井筒屋忠右衛門煩代嘉兵衛参上仕

候所、右源兵衛様被仰聞候ハ、富津登之助様御儀、仲間共之内ニて引請、

御蔵宿相勤候様、此間被仰聞候所、御断奉申上候儀、如何之訳合ニ御座候や、^{有之候}

書付を以奉申上候様被仰聞候二付、則左之通書付上ル

乍恐書付を以奉申上候

一、富津登之助様御儀、私共仲間之内ニ而引請、御蔵宿相勤候様被仰聞候二付、

御高免被成下候様奉申上候、去ル戌年御改正之砌、御手明之御方様仲間共

二而不残御引請仕候、其後御離被遊候御屋敷様方ハ、御引請之儀、仲間一同

御高免被遊可被下候、右之趣書付を以奉申上候様被仰付候間、乍恐書付を

以奉申上候

御蔵札差当番

いつや

忠右衛門 印

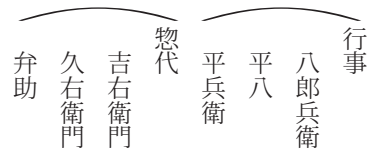
寛政七年卯二月

布や

藤右衛門 印

御用人中様

二月廿八日、未々惣会所仕法相定り不申候二付、亦々連印を以、金六百両



山手於御役所御立合にて被仰渡候趣

其方共儀、四千九百兩余殘金出来致候二付、困窮之趣願出候、此儀ハ先達而為申聞候通、一躰仲間申合不行届、御仕法通不相守ものも有之故之事二候、乍去御改正已来、百俵三兩濟之年賦、元利并札差料受取候^茂、余程之事二可有之候へハ、何程斗受取候^与申事も、右殘金二心付候通り、一同評儀可致之処、其処二ハ不心付候、尤其段此方へ可申出事二ハ無之候へ共、右四千九百兩余之殘金而已二心付、中々是にてハ不相濟事と存、願出候事と相見^江候、尤札旦那かり込候を能キと申二ハ無之候へとも、仲間共一同困窮と申二も有之間敷、殘金も少々手廻り候ものも可有之、亦者多分殘金出来致、不手廻り困窮之者も可有之候、此間差出候会所金・手金仕訳帳之儀も、手金之分会所へ可納と申ものハ漸五・六人ならてハ無之、外ハ皆納兼候趣二相認候へとも、左様之者斗二も有之ましく候、亦手金と認候ハ全ク手金斗之存寄二可有之候へとも、先達而五百兩と申ス無利足御下ケ金も有之、是を利倍いたし候ハ、最早七・八百兩二も相成可申候、此方二ても色々勘弁致ス事二ハ候へとも、何れ仲間共申合不行届ゆへ之事にて、是迄之振合にてハ、此上亦候差加^江金致置候^而も、又々二・三年も過候ハ、右躰困窮之趣可申出候、左様成義二^而者、其方共も往々難相立事二候間、仲間共之内にて会所相立勤候様可致候、右会

所之儀申付候間、一同無腹藏相談いたし、右会所仕法之儀、書面を以可差出候、此方仕法申付候^而も、其方共胃ノ腑二落^さる事にてハ、無益成事二候間、其方共申出候ハ、相成候事ハ申付、難相成事ハ其趣二可申渡候間、早速仕法書差出し可申候

同日、柳町新五兵衛儀、願之通御藏宿御免被仰付候

同日、右新五兵衛代り御藏宿、和田平町喜平次へ被仰付候

右前日十二日、当番布や友右衛門案内にて、木曾や七郎兵衛・大こくや権八・

いつ、や清兵衛、御役人中不殘御披露二参上仕候

同十三日、菊や太兵衛案内にて、権八・清兵衛、札旦那へ参上仕候

同十四日、七郎兵衛同人案内にて札旦那へ参上仕候

二月十五日、藤や喜平次殿^江札旦那割渡候儀、手紙を以申遣候

翌十五日、右喜平次殿煩代茂七来ル、札旦那五軒可引渡旨申渡候^茂、右茂七

申候ハ、札旦那老軒ならてハ相勤り不申候段申候間、段々利害申聞候へハ、

左候ハ、罷歸り、喜平次へ申聞、明十六日迄二返事可致段申候て罷歸ル

同十六日、藤や喜平次殿煩代茂七参り、札旦那引請之儀、弥御老軒ならてハ

御引請難仕旨申候

右二付、八兵衛・平八、柳町御会所^江奉申上候^茂、右之趣口上書を以奉願上

へき段被仰聞候二付、口上書左之通

乍恐口上書を以奉願上候

一、当月十三日、和田平町喜平治被為召出、御藏札差被仰付候二付、札旦那割

合之通、五軒^{御引請仕候様二}可割渡段申聞候^茂、御老軒ならてハ難相勤申之候、何卒御威光

を以、右割合通五軒引請候様被為仰付被下置候様、奉願上候、以上

寛政七年卯二月十七日

御藏札差
八兵衛
平八

御高式百俵

牛奥太郎右衛門様 同 人

御高^ハ千式百俵

いつゝや
清兵衛

卯二月九日關取

割渡ス

二月九日

大黒屋権八殿・井筒屋清兵衛殿兩人^江 右札旦那拾軒割渡し申候

木曾屋七郎兵衛殿儀ハ病氣二付、名代彦兵衛殿^与申者参り、私儀ハ職人之儀ニ、
^{其上}御座候得病人二付、札旦那御引請難仕奉存候間、此段御訴詔申上候積りニ御
^{ミミミ}座候、其段相届御座候、行事申候ハ、差掛り今日ニ至、左様之義ニ^{而者}、札旦那
御差支ニ^茂罷成候間、御町年寄所^江御伺可申段為申聞、即刻藤井屋八郎兵衛・
宅間平兵衛、町年寄所へ参上、右之段申上候処、左候ハ、七郎兵衛儀ハ此
方存寄も有之候間、残り式人之者へ札旦那割渡し候様、被仰付候、依之割付
右之通

覚

三宅牛五郎様 大手

福井小三郎様 同

河村弥兵衛様 山手

团吉太郎様 同

沢梶五郎様 同

大黒や

権八

矢部金次郎様 大手

小幡次郎藏様 山手

佐々木四郎兵衛様

同 山手

山崎弥太郎様

大手

野尻吉五郎様

山手

木曾や

七郎兵衛

庵原市左衛門様

山手

庵原伴五郎様

同

酒依富五郎様

大手

服部久藏様

山手

牛奥太郎右衛門様

大手

いつゝ屋

清兵衛

右之通此度御引請仕候、以上
^{札旦那}

卯 二月

御下金

御会所

卯二月十三日山手御役所^江行事

不残平惣代三人御召出

元七病氣不参

平左衛門御藏宿へ

罷出候二付不参

御藏札差当番
布屋

友右衛門

同
いつゝ屋

忠右衛門

名代 利兵衛

右五人名代^江為申聞、早速挨拶可被致旨、申聞候

同四日夜、右五人之衆、丸や伝十郎宅^江相招キ、札旦那貳拾五軒割渡可申段相

談申候所、明五日晩方迄相延呉候様申、罷歸り申候

同五日、御会所へ差上候願書之写、左之通

乍恐書付を以奉願上候

一、四年以前子年御蔵宿被 仰付候五人之者共^江札旦那割渡候様、此度被 仰付

被下置、難有仕合ニ奉存候、然処、右之内柳町新五兵衛儀 去々丑年病死

仕候二付、忤元次郎^江右之趣申渡候処、幼年二付、札旦那御用向、万一不調

法成儀仕出し候^{而者}、御仕法相背候二相当り、仲間共不取締之基^二茂相成可

申哉^与乍恐奉存候、依之可相成御儀二御座候ハ、右元次郎儀、御蔵宿御

免被成下置、右之者被^{代り} 仰付被下置候様奉願上候、何卒格別之御慈悲を以、

願之通御 聞濟被下置候ハ、重々難有仕合ニ奉存候、以上

寛政七年卯二月

御蔵札差行事

元城屋町

八郎兵衛 印

同

八日町

平兵衛 印

御下金

御会所

二月五日夜、「新規五人之衆」^{（貼紙にて抹消）}「いつ、や清兵衛殿^{（貼紙）} 名代」、丸や伝十郎宅へ参り、札

旦那引請之儀、明六日迄相延呉候様申、罷歸申候

同六日、いつ、や新五兵衛殿名代、丸や伝十郎宅へ参り申候ハ、御蔵宿御免

願書差上候旨相届ケ罷歸り申候

同日、追手御役所へ当番布や友右衛門被招呼、満田市左衛門様被仰渡候^者、

いつ、や七兵衛儀、「金山」^{（貼紙にて抹消）}「堀内」^{（貼紙）} 久米之丞殿金山御用も相達罷有、御蔵札

差御用^茂御請仕候段、七兵衛病氣故不調法之旨書付取之候間、右煩之内、札

旦那方割渡候儀見合可申段被仰渡候

御高貳百俵

三宅牛五郎様

元蔵宿 菊や幸助

御高貳百俵

福井小三郎様

同 同 人

御高三百五拾俵

河村弥兵衛様

同 同 人

御高貳百俵

団吉太郎様

同 同 人

御高貳百五拾俵

沢梶五郎様

同丸や 伝十郎

御高^{（貼紙にて抹消）}「千百廿八俵」^{（貼紙）}「千貳百俵」

大こくや 権八

卯二月九日關取割渡

御高貳百俵

矢部金次郎様

元蔵宿 菊や幸助

御高三百俵

小幡次郎蔵様

同 同 人

御高貳百俵

佐々木四郎兵衛様

同 同 人

御高貳百俵

山崎弥太郎様

同 同 人

御高貳百廿八俵

野尻吉五郎様

同 同 人

御高^{（貼紙にて抹消）}「千百廿八俵」

木曾や 七郎兵衛

卯二月十三日割渡

御高貳百俵

庵原市左衛門様

元蔵宿 菊や幸助

御高貳百俵

庵原伴五郎様

同 同 人

御高三百俵

酒依富五郎様

同 同 人

御高三百俵

服部久蔵様

同 丸や伝十郎

山手様被仰聞候趣

一、先達^而其方共仲間難渋之願書差出し、又候封書^二而差出候趣、得^与一覽候之処、右之内取用^ひ二相成ケ条も有之、又^者難取用ケ条も有之候、畢竟仲間共仕法区々故、難渋^二もおよ^ひ候様成行候、右二付、書付を以会所金借り請方之儀相尋候間、得^与披見之上御答申上候様被仰付候

行事申上候ハ、一先御下ケ被成下置、得^与申合御答可申上旨申上、御腰掛^江下ル、其節被下置之御書付写有之

右御書付拜見仕候所、直様御答難申上候二付、書付を以明日中御町年寄所迄差上候様被仰付候、依之翌朝右御答親書封書^二而差上ル

二月二日、町年寄坂田源三郎殿御役宅迄行事四人上ル

二月三日、山手御役所^江行事式人・当番式人御呼出

御役人

満田市左衛門様
野尻吉五郎様

行事

藤井屋
八郎兵衛
宅間屋
平兵衛
当番
布屋
友右衛門

いつ、屋
忠右衛門煩代
嘉兵衛

山手様被仰聞候趣

一、其方共仲間難渋之趣、先達^而願差出候所、畢竟仲間之内御改正御仕法通相用不申故、仲間一同難儀^二及候事^二候、仲間共区々^二而申合相用不申者^一咎人有之候へハ、残り廿式人之者共迄差障^二相成、不埒之事^二候、以来仲間共急度申合、御仕法通相守相勤可申候、兎角仲間共之内^二も、行事共^二もたれかゝり、能様^二可致^与者数人之懷を当^二いたし候様成ものも有之様^二相聞候、人之世話を致し候とも、人之世話^二ハ不成様可心掛事^二候、勿論先年御改正之

節、書付を以申渡置候事、致忘却不行届事^二候

右二付、御書付を以被仰渡候写、左之通

此度仲間共取統兼候趣願書差出候所、去寅十月迄、金四千九百七拾九兩三分余殘金二相成候段申「立候」^{（貼魁）}、畢竟御改正仕法今以不吞込者^茂有之哉^二相聞候、尤貸借之儀ハ逢対之儀^二候へ共、右之通殘金二相成候ハ、「双」^{（貼魁）}方御改正を不守^二相当、不埒之事^二候、依之二月^ハ五月迄、銘々札旦那引受候手金用立之分、会所^江差加金二差出、会所より借受、用^二立可申候、五月^ハ十月迄、十月^ハ翌二月迄、右准し会所^江返金之節増金差出置、前文之通取斗候ハ、仕法居り合可申候、銘々致出精可差出候

卯二月

同日、直二又候御白洲江被召出、満田市左衛門様被仰渡候趣

一、其方共仲間之内、当時休罷有候五人^ハ之者共^江、菊屋幸助・丸屋伝十郎札旦那之内引分相勤させ候様、其方共勝手次第割渡可申候、尤右二付、違論ケ間敷儀無之様可致候段、被仰渡候

右被仰渡候趣、五人^江申渡ス

二月三日夜

木曾や七郎兵衛

名代 彦兵衛

いつ、や新兵衛

名代 ^{（空白ママ）}

大こくや権八

名代 甚助

いつ、や清兵衛

名代 利右衛門

いつ、や七兵衛

貸附被成下置、誠二御影を以御蔵宿相勤、冥加至極、難有仕合二奉存候、其上去々子年、格別成御慈悲を以、別段御差加江金被成下置、言語二絶可奉申上様無御座、重々難有仕合二奉存候、右躰厚奉蒙御仁恵候上者、以来御願ケ間敷儀、聊以奉申上間敷、一同相心得罷有候処、亦候此度不奉得止事、乍恐御願奉申上候趣者、仲間共元方手薄之者共二御座候中二も私共仲間之内六・七人、至而身上不如意二罷成候者共御座候二付、仲間共之内二種々助合、成丈融通仕候得共、中々難行届、他借金等仕候而茂、兎角札旦那様方江御貸込二相成候故、返済方茂自然与延引二罷成候間、他借金之才覚も出来不仕、手段尽果、無扨前金安米等を売、衣類者勿論、代々讓請候家屋敷、或者田地等迄質物二入、金子才覚仕、漸是迄取続申候、畢竟右躰二罷成候儀、札旦那様方平日御暮方御入用相嵩候二付、御高不相当之御用被仰付候御方様も有之候節、私共一同御改正御仕法相守、幾重二も御断奉申上候得共、御聞濟無御座、御直談二而相調不申候節者、其向々之御方様を以御勘弁御手段、或者御權威を以被仰付候得ハ、对其御方様二御答二奉恐入、無扨御請仕候儀も間々御座候、御臨時御入用金被仰付候節茂、御濟方者御附被下候得共、御当用金之方江御不足金多分出来仕候趣二而、年増御殘金高相嵩、難儀至極二奉存候、誠二難有御改正之奉対御趣意二、申上候も奉恐入候得共、右之趣故、無扨三年以前子年方当十月迄、いつとなく金四千七百両余、私共惣仲間二而御殘金出来仕、仲間一同困窮仕候、右之仕合二御座候間、世間一統二危路候哉、私共仲間一同他借金之融通必止与差支、難儀至極仕候、前書奉申上候趣二而、万一無是非大切之御下金御貸込二仕候様成儀仕出し、難立行身上相潰候者御座候而者、第一御公儀様御咎之程奉恐入候、其上御会所江奉差上候御証文通、仲間一同割合御弁納仕候儀も、右躰二而者、乍恐此末無心元奉存候、依之此節仲間一同日々打寄、種々相談仕候得共、札旦那様方御差支茂無御座、往々私共取続御蔵宿相勤り候筋、中々私共難及愚案、無扨奉願上候、何卒格別之御賢察を以、御改正御仕法相立、仲間一同御蔵宿

相勤り候様、偏二御慈悲之御賢慮被成下置候様奉願上候、以上

御蔵札差

寛政六年寅十二月

惣仲間 印

御下金

御会所

右之願書、十二月十七日御会所へ上ル、元七・平八持参、十二月廿二日、山ノ手御役所御呼出、行事三人

元七

平八

八郎兵衛

名主五人組

不付

御兩人二而御立会被仰渡候者、此間蔵宿仲間共難渋二付、願書差出し、右之内別段差加へ金等難有段不申候而もしれたる事候、惣蔵宿二而勤番中へ貸出之殘金、寅十月四千七百両余之事、惣而蔵宿共儀、御改正を不相守事二候、(勘紙)「勤」番中も御改正不相守事候、惣仲間之内、不残守らぬと申二而者、無之、守ルものも可有之候、勤番中も右之通守ルものも可有之候、守らぬ勤番中守らぬ蔵宿へ相談二及候節、向目当テヨリも過半二貸出借請候、右二准し守る勤番・守る蔵宿も、自然と目当テヨリ過半無扨貸出

一、惣札旦那方、寅冬殘金高帳面、正月十八日、八日町御会所江上ル

卯正月廿九日朝五半時、追手御役所江行事共不殘御呼出し、名主五人組

なし

〆金五兩貳分貳朱余、昨廿六日自伯様を奉請取候、御威光を以內濟仕、冥加至極難有仕合奉存候、右為御礼乍恐参上仕候、以上

閏十一月廿七日

御蔵札差
井戸屋元七煩代
永楽屋
久右衛門

元七不快二付、右名代御礼

寅十二月十三日 山手御役所御呼出し

蔵宿 鉄屋文右衛門

名主五人組

惣代 当番

布屋友右衛門

井つゝ屋忠右衛門

煩代嘉兵衛

兩替屋

徳左衛門不如意二付、貳百兩御下ヶ被下、兩替屋御免、右之内百兩ハ此度被下、百兩ハ来二月

鉄屋文右衛門、徳左衛門代り兩替屋被仰付、百兩差出し、蔵宿御免

井筒屋七兵衛、文右衛門代り蔵宿被仰付候、不殘御証文上ル

右七兵衛儀、蔵宿仲間之者共与掛合、無相違相勤候様、被仰渡候

七兵衛煩代
利兵衛

〔右御呼出し被仰付候之義、一向夢二も不知、前代未聞、珍敷御事〕

十二月二日、藤井屋八郎兵衛義、宅間屋平兵衛を相手取、御町年寄所江願出候、

尤名主奥印

十二月四日、平八・藤右衛門・吉右衛門、右三人町年寄所江被召呼、右三人二而

取扱候様二被仰渡候御座候

乍恐書付を以奉願上候

一、三間市蔵様、五年以前戌冬御証文金、当年を拾ヶ年賦二被成下候様二奉願上、御聞濟被成下、当春・夏分、去ル八月上納仕候、然処、江戸表御勤向之儀二付、無抛臨時御入用出来仕候二付、当冬上納之分御差延、私を奉願上候様被仰付候、来卯二月を無滯上納可仕候間、当冬壹季御年賦御差延被下置候様奉願上候、願通被仰付被下置候ハ、難有仕合奉存候、以上

寛政六年寅十二月

御蔵札差
高原田屋
願人藤兵衛

御下金

御会所

〔扶込文書〕

一、三間市蔵様、五年以前戌冬御証文金、当年を拾ヶ年賦二被成下候様二奉願上、御聞濟被成下、当春・夏分、去ル八月上納仕候、然処、江戸表御勤向之儀二付、無抛臨時御入用出来仕候二付、当冬上納之分御差延、私を奉願上候様被仰付候、来卯二月を無滯上納可仕候間、当冬壹季御年賦御差延被下置候様奉願上候、願通被仰付被下置候ハ、難有仕合奉存候、以上

十二月九日、坂田与市左衛門様御宅江藤井屋八郎兵衛・行事若松屋平八・当番井つゝ屋忠右衛門

右三人被召呼

御家人衆四人、八郎兵衛只今迄蔵宿相勤罷有候処、此度を仲間当番持二、先之十六人^与一所二致し相勤候様二被仰渡候

乍恐書付を以奉願上候

一、五年以前戌年御改正被 仰出、私共仲間一同為御救、御仁恵之御会所金御

宅間屋
平兵衛
夷屋
平左衛門
御蔵札差
行事 ふじゐ屋
八郎兵衛
同 夷屋
平左衛門
いつゝや
当番 忠右衛門

御下金
御会所

乍恐書付を以奉申上候

一、御家人様方御用達之儀、金三拾七両貳步御用達、来卯春方利足付八ヶ年賦
二仕、春・夏利足斗り請取、冬元済并利足請取可申旨、御取^ノ御役御三人様
与対談仕候二付、右之段書付を以申上置候处、此度御三人様、私共被召呼、
右金子春・夏・冬共二割合を以、元金并利足共三季引取申候様、被仰聞候、
先達^与申上置候義^与少々相違仕候二付、此段奉申上候、聞召被為置可被下候、
以上

寛政六年寅閏十一月

御下金
御会所

乍恐書付を以奉願上候

一、平岡岡右衛門様、五年以前戌冬御証文金元金貳拾貳両、当寅春方拾ヶ年賦、

只今迄御滞被成候二付、先月願書奉差上候处、乍恐私此節不快二罷在候二付、
村山自伯様御方^江私下代被召呼、拾ヶ年賦金之儀右御方様御引請^二而、来ル
十二月五日迄二当年分不殘御済可被下候段、尤来卯年方も拾ヶ年賦御皆済迄
無違変御済し可被下候旨被仰聞、則御証文被下置候様奉願上候、可相成御
儀二候ハ、右御証文金御滞之願書、御下ヶ被下置候様奉願上候、右御両所
様方私方^江可被^遺候御証文、明十七日便り江戸表^江被仰遣候而御印形相調、着
次第私方へ可被下候趣、自伯様被仰聞候二付、御証文并二定書之下書、乍恐
奉入 高覧候、此段書面之通御内済仕候間、私願通願書御下ヶ被下置候ハ、
重々難有仕合奉存候、勿論先達而奉願上候御改正百俵三両御年賦金之義者願
下不仕、仲間一同奉願上候通り相違無御座候、以上

寛政六年寅閏十一月十六日

御蔵札差
井戸屋
願人 元七

右元七奉願上候趣、私共一同奉願上候、以上

御下金

御会所

閏十一月廿六日、村山自伯様^二而御年賦金寅年分、文五両貳分式朱ト端銀、
元七方^江御渡し被下候
依之御両所様・御会所^江御礼二上ル

乍恐口上覚

一、平岡岡右衛門様戌冬御証文金之儀、先達而奉願上候所、其後願下ヶ仕、願
通被仰付難有仕合奉存候、村山自伯様御世話被成下、当年分御年賦金、元り

十一月 丸屋伝十郎代^丸 八郎兵衛、御家門様方御蔵宿御免之願書上ル

行事

十一月廿六日^丸 八郎兵衛 蔵宿惣代 平八

平兵衛

山手御呼出し

当番藤右衛門

此日 八郎兵衛 御白洲^江被召出、御吟味有之

十一月廿七日、昼時^ハ山手御呼出し

平八

丸 八郎兵衛 行事 八郎兵衛 当番藤右衛門

平兵衛

右八郎兵衛願通御免被仰渡

御家人方、仲間共、割合相勤候様ニ被仰下候、明日中名前書上候様ニ被仰渡候

廿八日、御日延之書付、御会所^{江上ル}、相不叶御返し被下候

乍恐書付を以奉願上候

一、御家人様御蔵宿之儀、丸屋伝十郎代八郎兵衛願之通、御高免被 仰付、此上之儀、私共仲間二^而御蔵宿相勤候様被 仰付、銘々御引請之名前書差上候様被 仰付、奉畏候、然ル処、私共有来り候札旦那様方御軒数多御座候得^者、割付候儀急之出来不仕候間、当分当番持二仕、御用無御差支様可仕候間、此段奉願上候、願之通被為仰付被下置候ハ、難有仕合奉存候、以上

寛政六年寅十一月

御蔵札差惣代

井戸屋

元七

若松屋

平八

御下金

御会所

乍恐別紙を以奉申上候

一、御家人様方拾六人、御高三百七拾五俵余之処^江、拾俵二付金壹兩宛之積を以、金三拾七兩貳分、私共拝借金之内惣仲間^ハ御用立、当番兩人^ハ御取^メ役御三人様へ、此度金子差上、来卯年^ハ利付八ヶ年賦之積、年々春・夏^者利足斗奉請取、十月元済并利足御請取可申候、如斯此度一所二金子御用候儀ニ御座候間、右御年賦金御皆済迄^者、御向高引当諸御用不被仰付候様仕度奉存候

一、無抛御臨時御座候節^者、御対談を以、金拾五兩迄ハ追々御用立可申候、尤右拾五兩元利御皆済無御座候内^者、御臨時御座候^而も御用達不申候

一、三季御蔵渡之節^者、私共当番之者御蔵前二^而御米金請取、御対談之分引取、相残御三人様へ差上可申候

右之趣を以御三人様へ御対談申上候処、御承知被成下候之間、乍恐此段奉申置候、以上

寛政六年寅十一月

「^井御蔵札差惣代

井戸屋

元七

若松屋

平八

藤井屋

八郎兵衛

藤井屋

八郎兵衛

宅間屋

平兵衛

夷屋

平左衛門

一、秋田三郎右衛門様

同高原田屋
吉右衛門

一、松平金藏様

同高原田屋
藤兵衛

一、天野佐五右衛門様

同若松屋
平八

右者五年以前戌年九月駿府御引越之御方様方

一、富田小膳様

同十一屋
忠藏

一、富田大学様

同
右同人

一、小栗鏑五郎様

同二文字屋
幸兵衛

一、平岡岡右衛門様

同井戸屋
元七

一、三間市藏様

同高原田屋
藤兵衛

右者五年以前戌年十二月江戸表御引越之御方様方

右御銘々様方、私共儀、御蔵札差相勤罷在候所、五年以前戌年御改正被 仰渡、

古借棄捐、巳年以來之御借金、御高百俵二付金三兩濟、并利足金五拾兩壹歩

之積りを以、年々三季、元利共々引取候様被 仰渡、奉畏罷在候処、同年秋・

冬兩度二、前書之御方様方江戸・駿府江御引越被成候二付、駿府表江茂度々罷

越候而、御改正通、御年賦金御濟被下候様二御願申上候得共、私共御 城入

仕候義ハ相叶不申、私共旅宿二罷在御掛合之義二御座候得ハ、御取合無御座、

一向埒明不申候、彼是仕候内二旅宿賃銀入用のミ相掛り、迷惑仕候

一、江戸表江御引越之御方様方江茂度々書中を以御願申上候得共、彼是被仰候而、

埒明不申候、最早当年二而四年之間、一向相濟不申候、私共儀、若干之大金

棄捐二罷成、其上巳年以來之御貸シ金、年賦二罷成候得ハ、右御年賦金を以、

眷属共身命を繼、渡世可仕処、書面之通江戸・駿府御引越以來御滞被下候而、

何共可申上様無御座、難儀至極仕罷在候、自御 公儀様御定被下置候御年賦

金之儀二御座候得者、遠国江御番替被成候とて御滞被下候儀、乍恐絶言証可
申上様無御座、難儀至極奉存候、此段御憐愍之御賢察を以、無御滞御濟被下
候様仕度、奉願上候、前書之御銘々様方御貸金、棄捐并御年賦金高銘々別紙
二相認、乍恐奉入高覧候、私共難儀之訳、乍恐被為分 聞召、御威光を以、
願通無滞相濟候様被 仰付被下置候ハ、御蔵宿無滞相勤、眷属共身命を繼、
莫太之御慈悲与難有仕合奉存候、以上

寛政六年寅十一月

御蔵札差

井戸屋

元七 印

夷屋

平左衛門

井筒屋

忠右衛門

藤井屋

八郎兵衛

川口屋

弥兵衛

大津屋

久米右衛門

高原田屋

吉右衛門

藤兵衛

若松屋

平八 印

十一屋

忠藏 印

二文字屋

幸兵衛

印

御下金

御会所

別紙二棄捐金高・年賦金高帳面式冊有

右者寅十一月廿三日之朝上ル、八日町御会所江御取上被下候

【凡例】

史料の翻刻にあたっては、原本の体裁を尊重しつつも、読解の便を考慮して、以下のように改めた。

- (一) 旧字・俗字・略字・異体字などの漢字は、原則として常用漢字に改めた。ただし、固有名詞など、特に必要と認められる場合については、原本のままとした。
- (二) 変体仮名は、原則として現行の平仮名に改めた。ただし、江(え)、而(て)、与(と)、者(は)、茂(も)、𪛗(より)、メ(しめ)など、慣用的に使用され、出現頻度の高い文字については、原本のままとし、小活字を用いて示した。
- (三) 欠損・虫損等により判読し難い場合は、文字数が推定できる場合は□□□、文字数が不明な場合は「 」で示し、傍注でその旨を示した。
- (四) 抹消・訂正箇所については、抹消のみの場合は左側に~~~~で示し、訂正がある場合はその内容を右側に記した。また、抹消箇所が広範囲にわたる場合は、その文言に「」を付し、右肩に傍注で(抹消)と示した。さらに、抹消箇所が判読不能の場合、文字数が推定できる場合は■■■■、不明な場合は■■■■で示した。
- (五) 貼紙・付札などは、その文言に「」を付し、右肩に傍注でその旨を示した。
- (六) 史料には、適宜読点(・)や並列点(・)を付した。
- (七) 改行については、原則として追い込みとした。
- (八) 尊敬を表す闕字は、原則として残し、一字あけとした。また、平出や文字の脱落等における空白部分は二字あけとし、その旨を(平出)、(空白ママ)等と注記した。

(表紙)
「惣会所発端

日記

寛政六年寅十一月

(朱書)
「壹」

寛政六寅

日記

十一月

乍恐書付を以奉願上候

一、榊原太郎右衛門様

一、滝市兵衛様

一、戸田吉次郎様

一、三宅林右衛門様

一、徳永還吉様

一、浅羽文右衛門様

一、天野広十郎様

一、布施市郎次様

一、諏訪祐右衛門様

一、太田金十郎様

元藏宿

夷屋

平左衛門

同 井筒屋

忠右衛門

同 藤井屋

八郎兵衛

同

右同人

同

右同人

同 川口屋

弥兵衛

元藏宿

大津屋 久米右衛門

同

井戸屋 元七

同

右同人

同

右同人

第二回二〇一七年六月一四日（水）於…甲府市役所

輪説（中野、小畑、宮澤、堀内）

第三回二〇一七年八月八日（火）於…甲府市役所

輪説（海老沼、小林、中野、小畑）

第四回二〇一七年一〇月一日（水）於…山梨県立博物館

輪説（宮澤、堀内、海老沼、小林）

第五回二〇一七年二月八日（金）於…甲府市役所

輪説（中野、小畑、宮澤、堀内）

第六回二〇一八年一月一三日（土）於…山梨県立博物館

輪説（海老沼、小林、中野、小畑）・原稿確認

第七回二〇一八年二月一七日（土）於…山梨県立博物館

紀要掲載原稿の確認・校正

（2）現当主、野口忠蔵氏からの聞き取りによる。

（3）十一屋野口家資料のうち、民俗資料については、丸尾依子「『資料紹介』甲府柳町二丁目の道祖神祭礼用具」（『山梨県立博物館研究紀要第一集』二〇一七年三月）、およびシンボル展リーフレット『よみがえる！ 甲府道祖神祭り』（山梨県立博物館、二〇一八年一月）参照。

（4）小畑茂雄「『資料紹介』十一屋野口家資料の甲府道祖神祭り関係古文書について」（『山梨県立博物館研究紀要』第二二集、二〇一八年三月）で紹介されている甲府道祖神関係資料も、十一屋野口家が甲府の豪商として重きをなしたことから残されたものと考えられ、この（B）に分類される。

（5）山梨県立博物館所蔵甲州文庫などにも、甲府札差関連資料が含まれており、十一屋野口家に伝わったものが甲府札差関連資料の全てではないという点には注意が必要である。なお、甲州文庫内の札差関連資料は、『甲府市史史料編第三巻 近世Ⅱ（町方二）』（一九八八年三月）などに一部翻刻もされている。

（6）角田（斎藤）洋子「甲府における札差株仲間について―享保九年成立期より明和年間―」（『甲斐史学』二二号、一九六七年二月、のちに磯貝正義・村上直編『甲斐近世史の研究上』雄山閣、一九七四年二月に収録）、同「寛政改革より化政期に至る甲府札差株仲間の動向について」（『甲斐史学』二三号、一九六八年二月）、北原進「甲府札差における天保主法改革」（『甲府市史研究』創刊号、一九八四年一〇月）。

（7）甲府市史編さん委員会『甲府市史通史編第二巻 近世』（甲府市役所、一九九二年三月）、第五章第一節の二「札差」（五七三～五九七頁、北原進氏執筆部分）。なお、江戸札差の状況については北原進『江戸―選書一〇 江戸の札差』（吉川弘文館、一九八五年八月、のちに『江戸の高利貸―旗本・御家人と札差―』（吉川弘文館、二〇〇八年三月）、および『江戸の高利貸』（角川文庫、二〇一七年七月）として再刊）などを参照した。

（8）以下、甲府札差についての説明は、前掲註（6）角田（斎藤）論文および北原論文、前掲註（7）『甲府市史通史編』によることとし、それ以外の出典のみ註記する。

（9）前掲註（7）『甲府市史通史編』には、「かくして甲府札差は…約四十人の勤番士を顧客として八名（うち一名は江戸札差）で発足した」（五七七頁）という記述があるが、その根拠とされる「甲府蔵宿記録・付郷宿ノ記」（前掲註（5）『甲府市史史料編』一五頁、一八五号文書）には、「札差八人並江戸宿老人被召出、蔵宿の儀四拾軒程御了簡の御旗本方有之」とあり、このときの甲府札差は、甲府商人八名と江戸商人一名、都合九名であつたとみるべきであろう。ただし和泉屋源兵衛は、ほどなくして江戸に戻つたらしく、甲府札差の営業は、八名の甲府商人によつて担われていた。

（10）このように他薦によつて札差業務の請負業者が決定されていることから、自ら望んで札差業務に携わる商人が少なかったこと、ひいては甲府札差が利益の薄い業務とみられていたことがうかがえる。

（11）甲府における札差業は、米や酒など、御家人への知行米を原資としてできる商売と相性がよかったものとみられ、これらを兼ねる商人が多い。

（12）惣会所発端日記の冒頭にある「五年以前戌年御改正被 仰渡」が、この寛政二年（庚戌年）の棄捐令を指すものとみられる。また、甲府における寛政二年の棄捐令は、（一）天明四年までの「古借」は「棄捐」、（二）「巳年」こと天明五年以後の借金は知行高一〇〇俵につき金三兩ずつの年賦返済、という江戸での実施内容とほぼ同じであつたことが確認される。江戸での棄捐令の実施内容については、前掲註（7）北原著書参照。

（13）「御用達滞り金返済方願書」解題（前掲註（5）『甲府市史史料編』二二二頁、一三三三号文書）。

（14）前掲註（7）『甲府市史通史編』五九三頁。

（山梨県立博物館・甲府市教育委員会）

定であつた甲府では、その実施に時間がかつたものの、寛政二年四月、甲府でも棄捐令が実施に移された。¹³⁾これにより損害を被つた札差に対し、幕府から無利息の借金五〇〇両、利息付の借金五〇〇両が下付された。この下金の管理を行ったのが、今回紹介する史料にみられる札差会所(下金会所)である。

文化・文政期から天保期における甲府札差の経営状況も決して良好ではなかつたらしく、たびたび札差仕法の「改正」が行われた。それらは江戸札差には命じられていない、甲府札差独自の「改正」であつたことが指摘されている。例えば天保一二(一八四一)年に命じられた札差仕法の「改正」は、江戸札差を対象とした天保一四年の無利子年賦返済令や、文久三(一八六三)年の主法替え(安利年賦返済令)と関わりなく、甲府札差にのみ適用された。同じく安政二(一八五五)年の札差貸出金主法替えも、甲府札差独自のものであつた。

明治新政府は、幕臣や諸藩士の貸借關係を保障しなかつたため、武士が札差に負つていた借金の多くは踏み倒された。¹³⁾甲府札差についても同様と考えられている。このように、商売として分の悪い甲府札差が、細々と継続した理由を、北原氏は「甲府勤番支配・町奉行の支配に応じた、勤番士への御用を達しているという、城下町商人間で得られる信用の厚さ」に求めている。¹⁴⁾

おわりに・「惣会所発端日記」について

「惣会所発端日記」は、右にみた甲府札差による札差会所(下金会所)における、寛政六年十一月三日頃から、寛政七年三月二二日までの記録である。

その特徴として、札差会所の生々しい記録であるということが挙げられる。札差仲間への通達の控はもちろんのこと、勤番役宅などと呼び出されて受けた口頭での通達についても、口語交じりでその内容を記録しており、非常に興味深い。

一例をあげよう。寛政七年二月三日、かねて札差仲間の経営難とその救済を

訴えていた札差行事の藤井屋八郎兵衛・宅間屋平兵衛、当番の布屋友右衛門と、病気の井筒屋忠右衛門の代理嘉兵衛らは、山手役所に呼び出された。彼らに対して役人の満田市左衛門・野尻吉五郎は、札差が仕法を守つておれば難波に及ぶようなことはないと言へ、「人之世話を致し候とも、人之世話二ハ不成様可心掛事二候」と語つたのだという。札差の世話になっているはずの満田・野尻両人が、その札差たちに対し、「人の世話をするのはよいが、人の世話にはならないように心掛けよ」などと言うのだから、札差たちは内心どのような感じだろうか。

この「仰」には、その内容を踏まえた「書付」の写しが収められているが、当然ながら先の一言は影も形も見えない。このように、書面での通達と口頭での通達、両方の記録が残されているあたりに、「惣会所発端日記」の史料としての面白さがあるといえよう。この他にも勤番士たちの無理や勝手に耐える札差の姿が垣間見え、貸す側と借りる側の身分の違いからくるさまざまな不条理に、身分制社会の厳しさを改めて感じさせる。

「惣会所発端日記」をはじめとする十一屋野口家資料の甲府札差関係資料からは、甲府札差についてはもちろん、甲府城下町における商人や武士の關係や、彼らの日常的な活動など、多様な事実を明らかにすることができる。今回の資料紹介を皮切りに、研究会を継続し、資料の活用に向けて、少しずつでも前進していきたいと考えている。

註

(1) 内輪ではこれを「甲府町方研究会」と呼んでいる。二〇一七年四月から二〇一八年二月までの活動状況は以下の通りである。

第一回二〇一七年四月二六日(水)於…山梨県立博物館

対象資料・輪読方法の決定

容を示す文字が墨書されているものが多く、これらの帳簿が、かつて十一屋の蔵に保管されていた状況がある程度復元することも可能であろう。

(B) の野口忠蔵家の家資料は、忠蔵宛の書簡や、野口家の蔵書などからなる。こちらも数量が膨大であり、書簡類については解説もほとんどできていない。家資料としては近代のものが中心である。このなかには、大木家をはじめとする甲府の豪商や、十一屋の本家が所在する近江の人々とのやりとりも確認される。内容の解説と分析は今後の課題であるが、近世後期から近代にかけての甲府の商人の活動の具体的なあり方を知るうえで、極めて重要な内容を含むものと考えられる。⁽⁴⁾

(C) の甲府札差関係資料は、甲府の札差会所（下金会所）に集積されていたとみられる古文書群であり、十一屋野口家が札差行事などの役職を務めた、あるいは十一屋野口家に札差会所が置かれるなどした際に十一屋野口家に移され、伝えられたものとみられる。⁽⁵⁾ 今回紹介する会所日記のほかにも、「御下金御会所」や「月番行事」宛の書状、若松屋や高原田（竹原田）屋など他の甲府札差に宛てられた借用証文のように、十一屋野口家とは直接関わらず、甲府の札差会所で作成され、あるいは保管された古文書類が残されている。甲府札差については後述するが、その特徴や性質を考えるうえで、これも非常に重要な内容を含むものとみてよいだろう。

甲府の商家に関する資料、特に古文書類としては、一万点を超える大木家資料が、既に山梨県立博物館の所蔵に帰して活用されている。本資料群はそれに勝るとも劣らない質量を備えた資料群である。一刻も早く公開し、活用に使えよう、整理を進めていきたい。

(二) 甲府札差について

甲府における札差についての先行研究は、角田（斎藤）洋子氏と北原進氏に

よる数編の研究を数えるのみである。⁽⁶⁾ 北原氏がこれらの見解を踏まえて整理した、『甲府市史』⁽⁷⁾ における甲府札差についての記述が、現段階でもっとも詳しく甲府札差の状況を説明したものと見えよう。以下、角田（斎藤）・北原両氏の研究に基づき、「惣会所発端日記」に関わる範囲で甲府札差の概要を紹介しておきたい。⁽⁸⁾

江戸で札差仲間が成立した直後の享保九（一七二四）年八月、甲府勤番支配が成立する。同年一二月には、甲府勤番士への蔵米や借錢を取り扱うため、甲府でも札差仲間が結成された。結成時の甲府札差仲間には、若松屋平八や松坂屋清助ら甲府商人八名と、江戸商人の和泉屋源兵衛が名を連ねている。⁽⁹⁾ その口銭や札差料については、江戸札差とは異なる、甲府札差独自のシステムが用いられていた。さらに、甲府札差は株仲間による独占的営業を認められておらず、そのため株数に限定がなく、仲間外からの参入が比較的容易であるという特徴があった。

甲府札差は、その商売相手である甲府勤番士の数が限定されていたうえ、彼らの転勤・病死などによる貸し倒れの危険が高いというように、構造上の制約から利益をあげづらかったものとみられ、結成直後の甲府札差仲間からも廃業者が相次いだ。そのため、甲府の町年寄坂田・山本らの推薦により、「勝手向き宜き」商人が、札差業の請負を命じられることもあった。⁽¹⁰⁾ 今回紹介する「惣会所発端日記」のなかでも、札差の廃業に際して同様の事例が散見される。また米穀商や酒造業など、他に多額の利益を生む業種を営んでいる商人が、札差業を務めることが多いということも、甲府札差の特徴とみてよいだろう。いわゆる「十八大通」のような豪商を輩出した江戸札差とは、その置かれた状況が大きく異なっている点に注意が必要である。

寛政元（一七八九）年九月、老中松平定信の主導のもと、いわゆる棄捐令が發布され、札差の債権破棄と貸金仕法の改正が命じられた。札差の経営が不安

《資料紹介》

「寛政六年十一月 惣会所発端日記」(山梨県立博物館所蔵十一屋野口家資料のうち)

中野賢治・海老沼真治・小畑茂雄・小林可奈・堀内亨・宮澤富美恵

【解題】

はじめに

本稿では、二〇一六年度に山梨県立博物館に寄贈された十一屋野口家資料のうち、「惣会所発端日記」と表題が付けられた冊子の内容を紹介する。

二〇一七年度、山梨県立博物館と甲府市教育委員会の職員有志により、十一屋野口家資料の活用を図るため、研究会を継続的に実施した。^①その成果を公表するにあたり、解題として、十一屋野口家資料の概要と、今回紹介する「惣会所発端日記」の背景となる甲府札差をめぐる状況について整理しておく。史料を理解する一助となれば幸いである。なお本解題の執筆は中野が担当した。

(一) 十一屋野口家資料について

十一屋野口家は、当主が代々忠蔵を称し、甲府柳町で酒屋・米穀商・金融業などを営んでいた、甲府でも有数の豪商である。古文書などには「十一屋忠蔵」、「柳町忠蔵」の名でよく現れる。家伝によれば、一八世紀初頭に近江国から甲府に進出し、当初は飴を商っていたという。その後、飴の原料である米を商うようになり、近江国と甲斐国とを行き来しながら、酒や醬油の販売など、多角的な経営を行うようになっていったらしい。寛政年間以降は甲府勤番士を相手

とした札差業も営むようになったものとみられる。明治時代には、日本のビール醸造の先駆者である野口正章を輩出するなど、現代までその家名を脈々と伝えている。

十一屋野口家資料は、古文書などの歴史資料と、祭礼用具などの民俗資料からなっている。^③これらのうち、歴史資料は、段ボール箱で一七〇箱を超える大量の古文書群である。一部に汚損や虫損がみられるものの、全体的にみれば状態は極めて良好といつてよい。現在収蔵や公開に向けた整理を進めている最中であるが、その量が膨大であることもあり、全容は未だ明らかにはできていない。ごく一部ではあるが、整理作業を行った結果、確認できた範囲では、古いものでは明和・安永年間の古文書がある。量として多いのは寛政以降、幕末に至るまでのものであり、明治から昭和にかけての資料も多い。

当該資料群は、大きく分けて三種の資料から構成されているものと考えられる。すなわち、(A)十一屋野口家の経営資料、(B)野口忠蔵家の家資料、(C)甲府札差関係資料、の三種である。

(A)の経営資料は、大量の帳簿類を中心としている。米穀や酒、醬油、度量衡など多種多様な十一屋の業種のそれぞれについて、通帳や大福帳と名付けられた横半帳が残されている。厚さが五〇センチを超える分厚い帳簿も多く、地方都市の豪商の経営資料としては、全国的にみても極めて稀な質と量を備えているといつてよい。帳面の小口には東西南北の方角や「酒」・「醬」などの内

註

- (1) 会期は平成二九年一〇月七日～二月四日。なお以下、本稿で同展覧会に言及する際は、「甲府徳川家」展と表記する。
- (2) 徳川綱重位牌については、「甲府徳川家」展において実物を展示した。展覧会図録『甲府徳川家―六代將軍家宣を生んだ知られざる名門―』（山梨県立博物館、二〇一七年一〇月）、図版番号五〇。なお後述の歴代將軍位牌は、同書の図版番号四九である。
- (3) 前掲註(1)展覧会図録八四頁、「四九、歴代將軍（家康・秀忠・家光・家綱）位牌・五〇、徳川綱重位牌」の項。
- (4) 以下、本稿では、当該資料について「歴代將軍位牌」と呼ぶ。この歴代將軍の位牌は、『白田町誌 第四卷 近世編』（二〇〇八年三月）三九頁に写真入りで紹介され、その存在は既に知られていた。本稿で扱う徳川綱重位牌は、この歴代將軍位牌の調査の過程で、今回新たに確認されたものである。
- (5) 巻頭図版1参照。
- (6) 以下、位牌の部分の呼称については現在一般に用いられているものを使用している。
- (7) 巻頭図版2参照。
- (8) 本資料の底部について、赤外線撮影を行ったが、墨書の判読にはいたらなかった。また、徳川綱重位牌の底部についても赤外線撮影を行ったが、目視で確認できる以上の墨書は見つからなかった。
- (9) 岩淵令治氏によれば、江戸時代、全ての大名が江戸とその近郊に菩提所となる寺院を持っていたという（岩淵令治「大名家墓所が語る近世社会」『月刊文化財』六二六号、二〇一五年一一月）。
- (10) 綱重位牌が先行して延宝六年から同八年の間に制作された可能性も否定できないが、底部の墨書の共通性などから、両者は一具に制作されたものとみるべきであると筆者は考えている。
- (11) 本来であれば、幕藩領主の墓所や位牌所に関する研究も整理したうえで、本資料の事例としての位置づけを行うべきであるが、今はその用意がない。本資料は、祭祀を介した甲府徳川家の佐久郡支配と深く結びつくものと考えられるので、本稿ではあくまで資料の紹介にとどめることとし、詳細な分析・考察は他日を期したい。
- (12) 堀江登志夫「徳川將軍家位牌安置と大樹寺」（『愛知大学総合郷土研究所紀要』第五四輯、

二〇〇九年三月）。

- (13) この点に関して、神宮寺が甲府徳川家と何らかの特別な関係にあった可能性も想定できるが、その徴証が確認できていない。両者の関係の解明についても、今後の課題としたい。
- (14) 前掲註(12)堀江論文に掲載されている写真によれば、寺側が制作した七代家継までの位牌と、幕府が制作した八代吉宗以降の位牌とは、明らかに造りが異なっている。
- (15) 拙稿「甲府藩の藩領分布とその藩政―甲府徳川家時代の甲府藩に関する基礎的分布―」（『山梨県立博物館研究紀要』第二二集、二〇一八年三月）。

付記

本稿をなすにあたり、所蔵者の神宮寺様、多福寺様、山崎哲人様には、資料調査および「甲府徳川家」展での展示に際して、多大な便宜をはかっていただいた。末筆ながら記して感謝を申し上げます。

（山梨県立博物館）

ないが、おそらく大樹寺の事例と同様に、甲府徳川家との関係を強化、ないしは誇示するために制作され、安置されたものとみてよいだろう。甲府城を拠点とし、「甲府宰相」と呼ばれた甲府徳川家にとって、その所領である信濃国佐久郡との関係強化は、ひとつの課題であったとも考えられる。

(二) 位牌の制作者

ここでひとつ問題となるのが、これらの位牌が、徳川綱豊、すなわち大名としての甲府徳川家が制作させたものか、あるいは神宮寺が制作したものかという点である。

仮に、大名である甲府徳川家側がこれらの位牌を制作させたと考えたと、甲府徳川家の家督を継承した綱豊が、地域の核となる寺院に、亡父の位牌とともに歴代將軍の位牌を祀らせることで、領民に対して、その支配の根拠として、將軍に連なる血筋を強調してみせた、という構図になる。一見、非常にわかりやすく、筋は通っているようにも思える。

だが、綱豊が位牌を作らせて領内に配布したとすれば、他にもこうした位牌が甲府徳川家の所領であった甲斐国や信濃国に残されていてもよいはずである。しかし、今のところ、甲府徳川家の所領であった地域において、こうした事例はこれ以外に確認されていない。そのため、これらの位牌を甲府徳川家側が制作させたとするには、決め手を欠くと言わざるをえない。

一方、神宮寺側がこれらの位牌を制作したとみればどうか。さきの大樹寺の事例のように、甲府藩領内の寺院として、大名と特別の関係を主張し、有利な措置を引き出す手がかりとした、という可能性が考えられよう。しかし、神宮寺には、徳川綱重をはじめ、徳川家の人物の墓は存在せず、墓所や位牌所に指定されたという記録もない。位牌を祀っているということで、なんらかの特権を与えられたという事実も確認できていない。さらに、領主の位牌を自発

的に作って祀ることで大名と特別の関係が主張できるというのであれば、やはりこれも、他で同様の事例があつてしかるべきであろう。¹³⁾

底部の墨書の記号などから、一時期に大量に制作されたものの一部とみれば、甲府徳川家によつて制作が命じられたものと考えられることもできる。しかし、大樹寺の位牌の例¹⁴⁾と見比べると、造りの素朴さなどから、寺側で制作したものもいえる。結局のところ、事例や関連資料が少ないことから、双方の可能性ともに決め手がないというのが現状である。今後の継続調査により、考察が深まることを期待したい。

おわりに

甲府徳川家とその歴代当主に関しては、これまであまり顧みられることがなく、ほとんど研究対象にもされてこなかった。そのため、「甲府徳川家」展の開催に際し、事前調査によつて様々なことが判明した。本稿で紹介した位牌の「発見」も、その成果のひとつである。

しかし同時に、他の幕領や諸藩では当然のようにわかっていることさえも、甲府徳川家の甲府藩では不明であることも多い。右にみた、位牌の制作主体とその背景などは一例にすぎない。別稿でも述べているように、甲府徳川家支配期の甲府藩に関する研究は、むしろ展覧会が終わった今、緒に就いたばかりといえよう。その意味で、展覧会は決して到達点ではなく、あくまでその時点までの研究の「可視化」にすぎない。本稿で紹介した位牌をはじめ、「甲府徳川家」展で扱った様々な資料にふれて、これからも継続した調査・研究を続けていく必要を、改めて実感している。

かれていない。基台部は、一般に茄子座と呼ばれるくびれの部分が二ヶ所設けられており、上部の蓮弁を彫りだした部分が二・五cm、一つ目の茄子座が一・五cm、下部の雲を彫りだした部分が二・五cm、二つ目の茄子座が一・五cm、受け座・框座にあたる七・五cmの部分からなる。



写真2 歴代將軍位牌底部

こちらにも底部には墨書がある。判読が困難な箇所もあるが、上部右から順に「(御力)□□□」、「宣栄」、「ほノ二」、上下を反転させて「□決」、「□半」、「木吉」、「メは口」などといった文字がある。徳川綱重位牌底部の墨書と筆跡が似通っており、人名とみられる「宣栄」の文字は共通している。また綱重位牌の「とノ四」、歴代將軍位牌の「ほノ二」は、それぞれ「いろは」と数字を組み合わせた記号とみることができ、さきの「宣栄」の名とあわせて、この二つの位牌が一具のものとして制作された可能性を示している。

二 資料の位置づけ

(一) 領主の位牌と寺院

徳川綱重は延宝六(一六七八)年九月一日、江戸の桜田御殿で没した。通例、大名が亡くなると、墓所はその所領か江戸のいずれかに設定される。⁹⁾ 甲府徳川

家の場合、綱重も綱豊も、一度も甲斐国や信濃国を訪れることがなかったこともあってか、その墓所は徳川將軍家ゆかりの増上寺に置かれた。甲府徳川家の所領となった甲斐国・信濃国には彼らの墓所は確認できておらず、おそらく設定されなかったものとみられる。

位牌の制作年代は不明であるが、甲府徳川家初代の徳川綱重の位牌であるということや、歴代將軍の位牌が四代家綱までのものであることが手掛かりとなる。延宝六年、綱重の死没をうけて、徳川綱豊(のちの六代將軍家宣)が甲府徳川家の家督を継承しているが、このときはまだ四代家綱が存命であった。家綱没後、五代綱吉が將軍となるのは延宝八年であり、歴代將軍位牌が作成されるのはこれ以降、綱吉が没する宝永六(一七〇九)年までのいずれかの時点であろう。先にみたとおり、両者には一具のものと考えられる特徴が見いだせるので、これらの位牌の製作時期は延宝八年から、綱吉が江戸城に入る宝永元年の間、とみることができだろう。¹⁰⁾

江戸幕府の歴代將軍をはじめ、近世の幕藩領主の位牌をめぐる研究はさほど多くはない。墓所や位牌所に関する研究は蓄積があるが、位牌そのものについては、寺院の調査報告書などで数頁にまとめられているものにとどまり、いまだその事例を蓄積する段階にあるといえよう。

数少ない將軍位牌をめぐる研究として、堀江登志実氏のものあげられる。¹²⁾ 堀江氏は、大樹寺(愛知県岡崎市)に伝わる歴代將軍の位牌に関して、七代家継までの位牌と八代吉宗以降の位牌との違いや、大樹寺に伝わった古文書などから、大樹寺が家康以来の菩提所としての由緒を主張し、吉宗没後には幕府によって制作された位牌が安置され、大樹寺の修復に幕府の支援が与えられるようになったことを述べている。

本資料を伝える神宮寺には、関連する古文書などは残されていないため、この位牌が同寺にとつてどのような意味を持っていたかについては推測するより

《資料紹介》

徳川綱重位牌および歴代將軍（家康・秀忠・家光・家綱）位牌（神宮寺蔵）

中野 賢治

はじめに

山梨県立博物館平成二九年度企画展「甲府徳川家―六代將軍家宣を生んだ知られざる名門―」展^{〔1〕}の準備過程において、神宮寺・多福寺（ともに長野県佐久市）での調査を行った。そのなかで、徳川家光の子で、甲府徳川家の初代となった徳川綱重（一六四四―七八）の位牌^{〔2〕}の存在が確認された。この綱重の位牌については、展覧会図録の「資料解説」でも簡単に紹介したが、紙幅の都合もあり、充分な考察を行うことができなかった。そこで本稿では、これまで知られていなかった綱重の位牌についての基礎的な情報を整理し、あわせて同寺所蔵の歴代將軍（家康・秀忠・家光・家綱）位牌^{〔4〕}についても紹介を行い、その歴史的な位置づけを試みたい。

一 資料の概要

（一）徳川綱重位牌

徳川綱重の位牌は、総高四八・〇cm、札板^{〔6〕}は上部が若干膨らみ、下部にかけて緩やかにすばまっていく形状であり、幅は最大部が八・五cm、最小部で八・〇cm。厚さは一・八cmである。札板上部に梵字「ア」を置き、「清陽院殿圓譽天安永和大居士」と徳川綱重の法号を記し、下部に「神祇」と彫りつけている。裏面には何も書かれていない。基台部は、受け花と上花と呼ばれる部分の区別が

なく、蓮弁を彫りだした三・〇cmの部分、茄子座に相当する二・〇cmの部分、返り花に相当する五・五cmの部分、受け座・框座にあたる三・〇cmの部分からなる。



写真1 徳川綱重位牌底部

底部には墨書があり、上部右から順に「木市」、「ト半」、「とノ四」、「六寸」、「宣栄」と読むことができる。

（二）歴代將軍位牌

歴代將軍の位牌は、総高四八・〇cm、札板は徳川綱重位牌と異なり長方形であり、幅は二二・〇cm、厚さは二・〇cmである。札板上部に梵字「ア」を置き、「東照大権現」、「台徳院殿」、「大猷院殿」、「嚴有院殿」と初代家康から四代家綱までの神号・院号を記し、下部に「各尊儀」と彫りつけている。裏面には何も書

また本稿は、日本学術振興会科学研究費助成事業 学術研究助成基金助成金 若手研究B「包装紙等の実用的作例における浮世絵師の画業研究」(研究課題番号：16K16738)による成果の一部です。

(山梨県立博物館)

- (23) 国芳落款のある作品で多色摺ではあるが、痂瘡の疫神と対峙する源為朝を描いた錦絵等が確認されており、痂瘡絵は必ずしも紅摺りとは限らない(藤岡里子『浮世絵のなかの江戸玩具 消えたみみずく、だるまが笑う』社会評論社、二〇〇八年)。また、「新板大江戸名所双六」中で淡島屋の軽焼きが入っている菓子袋(図2)も、赤一色ではなく多色摺で表されている。
- (24) 浅草にあった淡嶋(志満)伊賀という菓子屋の製品のようなのである(後藤恭子〔編〕『病と祈りの歳時記―さまざまな健康への願い―』内藤記念くすり博物館、一九九四年)。
- (25) 『子どもの領分』サントリー美術館、一九九七年。
- (26) 同じ版元印を京都の版元山城屋佐兵衛も使用している(Andreas Marks, 2011, Publishers of Japanese Woodblock Prints: A Compendium, Leiden & Boston: Hotel Publishing)。
- (27) 本印と類似する版元印を高田屋竹蔵、佐々木豊吉などが使用している(Andreas Marks, 2011, Publishers of Japanese Woodblock Prints: A Compendium, Leiden & Boston: Hotel Publishing)。しかしながら、それらは丸で囲まれておらず、「久」だけであり、該当の版元が本印も使っていたとは明言できない。
- (28) 本印は丸屋清次郎と清水屋常次郎らが用いていた版元印であるが、どちらが使っていたものであるかはわからない。
- (29) 前掲中(1)参照。
- (30) Andreas Marks, 2011, Publishers of Japanese Woodblock Prints: A Compendium, Leiden & Boston: Hotel Publishing。
- (31) 前掲中(30)参照。
- (32) 鯉沢町誌編さん委員会〔編〕『鯉沢町誌』(資料編)鯉沢町役場、二〇〇六年。
- (33) 『鯉沢町誌』(資料編)所収の文書については、宮澤富美恵氏(甲府市教育委員会)より御教示賜った。記して御礼申し上げる。
- (34) 若尾資料(歴・2005-009-000968) 山梨県立博物館蔵。
- (35) 甲州文庫(歴・2005-003-020561) 山梨県立博物館蔵。
- (36) 資料番号4は、「東南湖書物入」、「兼帯一件」というそれぞれの文字が、筆致の異なる字体で記されている。また使用用途も異なるため、再利用されたと考えられる。
- (37) 『日本書誌学体系 三十一(一六) 木村仙秀集 六』青裳堂書店、一九八四年。
- (38) 野口二郎「団十郎と甲府繁栄記」『甲斐拾遺』山梨日日新聞社、一九八二年)。
- (39) 甲州文庫(歴・2005-003-005582) 山梨県立博物館蔵。

- (40) 甲州文庫(歴・2005-003-005584) 山梨県立博物館蔵。
- (41) 『甲州食べもの紀行―山国の豊かな食文化―』山梨県立博物館、二〇〇八年。
- (42) 一部句読点は筆者による。
- (43) 前掲中(38)参照。
- (44) 前掲中(38)参照。
- (45) 前掲中(38)参照。
- (46) 甲州文庫(歴・2005-003-023151) 山梨県立博物館蔵。
- (47) 前掲中(38)参照。
- (48) 前掲中(1)参照。
- (49) 甲州文庫(歴・2005-003-023145) 山梨県立博物館蔵。
- (50) 浅野秀剛『浮世絵細見』講談社、二〇一七年。
- (51) 古文書の書き下し文を掲載するに当たっては、中野賢治氏(山梨県立博物館)及び小林可奈氏(同館)より御協力を賜った。記して御礼申し上げます。

【図版出典】

- 図版3〜7、図3、4、6(左部分)、8(上部分)、15、16、18〜21 菓子画像一覧全て
山梨県立博物館蔵 竹本春二氏撮影
- 図1 アドミニウム東京蔵 画像提供
- 図2、6(右部分)、12 国立国会図書館ウェブサイトからの画像転載
- 図5、7、8(下部分)、11 吉田コレクション 執筆者撮影
- 図9 虎屋文庫蔵 執筆者撮影
- 図10 山星屋蔵 執筆者撮影
- 図13、14、17 山梨県立博物館蔵 執筆者撮影

【付記】

本稿執筆のため、各所蔵施設の皆様にご協力を賜りました。画像掲載をお許しくださいました、アドミニウム東京の吉田雅子様、虎屋文庫の今村規子様、中山圭子様、株式会社山星屋の森宜資子様、吉田コレクションの吉田隆一様にはとりわけ多大なるご協力を賜りましたことを、御礼申し上げます。また、虎屋文庫の今村様及び中山様には、菓子袋に関する論考及び所蔵先をご紹介いただきました。末筆ながらここに記し、感謝申し上げます。

はないだろうか。こうした作例は菓子屋の往時の状況がわかる上、浮世絵師の知られざる仕事の一端をも示す、好事例になることは間違いないだろう。

おわりに

本稿では菓子袋についての概要を述べ、当館所蔵の菓子袋について紹介を行った。その中で、菓子袋に施された絵柄の考察等を行い、錦絵が様々な形で利用されている点や、裏面の書き入れより、多くの菓子袋がそれぞれの理由で再利用されている点が判明した。また、甲府の菓子屋、升屋と国芳との関わりを中心に明記し、両者の関わりの深さを改めて提示した。

今後は当館の菓子袋考察をさらに進めるとともに、他コレクション中に見られる菓子袋の考察等も行い、比較検討を行う必要がある。謎が多い菓子袋について、その制作背景が明らかになることにより、錦絵制作や浮世絵師の仕事の新たな一面が見えてくる他、当時の生活についてもその詳細が明らかになっていくことだろう。

【註】

- (1) 浅野秀剛「菓子袋・菓子箱と商標」『和菓子』第十九号、虎屋文庫、二〇一二年。
- (2) 花咲一男『江戸の商標』岩崎美術社、一九八七年。
- (3) 前掲中(1) 参照。
- (4) 『錦絵 太平喜餅酒多買—たいへいきもちさけたたかい「お菓子とお酒の大合戦」展』虎屋文庫、二〇〇二年。
- (5) 前掲中(4) 参照。
- (6) 前掲中(1) 参照。
- (7) 巻煎餅が入っている贈答用の箱に貼ってあるものは、先述した英一蝶による菓子商標である。本商標は国立国会図書館所蔵の『江戸時代名物集』などに商標部分が貼られており、現存作例が確認できる。

- (8) 前掲中(1) 参照。
- (9) 基本的に袋の形状を保っている資料のみの情報となる。菓子袋表面の絵や菓子商標の部分のみを切り抜き、貼交帳等に収めている資料については除外する。
- (10) 上野晴朗氏が収集した菓子袋については、上野氏本人が記した紹介文「菓子袋」(『江戸っ子』第十号、江戸っ子編集室、一九七六年)があるが、その後大きく取り上げられたことはない。
- (11) 分野別番号とは、山梨県立博物館の所蔵資料検索システム上で資料に付記された登録番号であり、表1では歴から始まる番号を指す。なお、旧から始まる番号は旧番号を指しており、分野別番号がまだ付記されていない資料となる。
- (12) 登録名称とは、山梨県立博物館の所蔵資料検索システム上で登録されている資料の名称になる。なお、広告集に貼られた菓子袋に関しては、広告集自体は当館の所蔵資料検索システムに登録されているものの、貼り込まれている資料一点ずつについては特に名称が登録されていないため、筆者が本稿を記すにあたり付けた名称になる。
- (13) 資料番号とは、本表を作成するにあたり掲載順に資料に機械的に割り振った番号であり、本稿の中で(資料番号1)などと記した場合は、本番号に該当する資料を指しているものとする。
- (14) 昭和五十五年(一九八〇年)、世界保健機関が地球上からの天然痘根絶宣言を出している。
- (15) 飯島虚心『日本繪類考』一九〇〇年。
- (16) 前掲中(2) 参照。
- (17) 前掲中(1) 参照。
- (18) 近江八景は、近江国(現滋賀県)にある琵琶湖南部の美しい八つの景勝地のことを指す。中国洞庭湖の瀟湘八景にちなんで、戦国時代に公家や五山の詩僧によって選定されたと、明応九年(一五〇〇)に前関白近衛政家・尚通父子が選定したとも言われている。
- (19) 「三井晩鐘」の他、「石山秋月」「矢橋帰帆」「堅田落雁」の三図が描かれ、裁断用の線も摺られている。
- (20) 吉田コレクションの絵部分法量(縦十三×横十六・一cm)、当館所蔵菓子袋の絵部分法量(縦十二・七×横十六・三cm)。
- (21) 拙稿「錦絵作品の制作背景—英泉・国貞作品を手がかりに」(『太田記念美術館紀要 浮世絵研究 第六号』太田記念美術館、二〇一五年)。
- (22) 前掲中(1) 参照。

参上仕候。まづはいそぎの
悪筆御用しや

御中て未ながら

御家中二様へよろしく

御つたへ其外御連中さまへ

よろしく御申候

まいらせ

候以上

其為

甲州

さよふ

七月

廿五日

ノ

牡丹亭様

国芳

〔升太宛書簡（甲州文庫（歴・2005-003-007550）山梨県立博物館蔵）（図21）^①〕

■御尋候、先日ハ

相かわらず御げんきにて

御目でたく存候、とかくや

ちかく二御立のよふす

誠ニさんねん。いづれ

御目にかゝりつくく

御礼ハ申上候。今日て鵬鳥ニ

少し用事あり候。

右に付一寸身用と

申候、ちかちか御用事

いづれ御めん上にてく

申上候

謹言

国よし

六月

廿七日

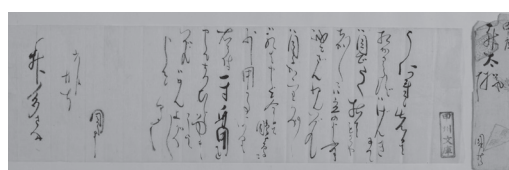
升たさま

いずれも、国芳から升屋の主人である升太に宛ててしたためられたものである。途中内容の判断がつきにくい箇所はあるものの、おしなべて礼状であることがわかる。文面を見るに、甲府から江戸に出てきた升太が、国芳のもとに土産物などを持ってきたのだろう。また、途中の文字がイラストで表されるなど、浮世絵師である国芳の洒落が効いている。

なお、最後に紹介した「升太宛書簡」では、相変わらず元気そうである旨が記された後、近々甲府へ出立することが残念であるが、いずれまたお目にかかりたいとも書かれており、両者がそれなりに面会していることがうかがい知れる。

残念ながら、国芳が甲府を訪れたことを明記した文書は見つかっていないが、これらの資料も両者の関わりを示すという点で大変貴重である。こうした親交があったからこそ、国芳が描いた口上書の袋なども誕生したのだろう。

升屋と国芳との親交に近い関係が他の菓子屋と浮世絵師の間でもあり、その中で生まれたオリジナルの菓子袋等も今後調査をする中で明らかになるので



（図21）「升太宛書簡」（山梨県立博物館蔵）

又一着と御まぢくらし
おりい申候、なにとぞく
御出来の程をなつかしく
鵬 みやう代しんぞふ
今のさしいかてやかましく
くハしくハこれより
申上候。

悪ぢぐち申上候て

なま貝の受納^{ジノウ}

糸^{イト}びはね

いづれ鵬長よりくハしく御礼
申上候まづハ

其為鵬長

さよふ

六月

十五日

国芳

牡丹亭様

〔国芳書状（個人蔵）（山梨県立博物館寄託資料）〕（図20）

幸便二従いて申上候。

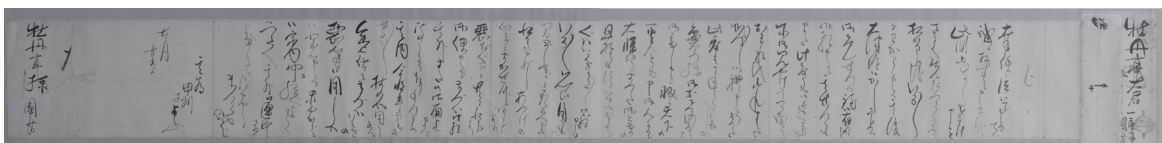
誠二相すミ申さす

此段ゆるしをうけ申度候。

さて先たつては

相かハラずいろく

とわかまゝ申上候、其後
大津絵ハかし上候、
御しんせつの程ハ有かたく
御礼申上候。其せつも
また此度も御遠方の
所御みやけ
おそれ入、これまた
かづく御礼申上候、まつた
此度者かねて御はなしの
圓右衛門御出被下候、いろくと
御はなし申候、誠三天下の
一貴人とも申上御人にて
大悦仕候、まつた御となりの
旦那もつゞいて御出被下
ぐハい分かたく御礼申上候、
いろく思い月もハ
まどふぞと存候へども
私事少々あつけの
心にてまかせつ何とより
悪ぢぐちと共々私方より
御便申上候。まづハ御礼
其外またの御面上まで
もつとも
其内、今年年のうちに
ぜひく村のや同々にて



（図20）「国芳書状」（個人蔵）（山梨県立博物館寄託資料）

には升屋で販売していた他の菓子名が入るのだろうが、これはおそらく正月に合わせて出される予定であった、升屋のチラシ原案だろう。この下絵のみが確認されており、実際に印刷されたかどうかは定かではないが、ここまでリアルに当時の様子を描き出している点から、国芳は甲府で正月の光景を目にしたことがあるのではないだろうか。

なお、国芳は甲府関連の錦絵として「甲州一蓮寺地内 正木稻荷之略図」という、大判三枚続の錦絵も手掛けており、甲府の古刹である一蓮寺の境内、及び芝居小屋を背景に三人の女性が描いている。いわゆる美人画の類であるが、そのバックに甲府の町が選ばれたという点が興味深い。

また、国芳一門が描いた「甲斐名所寿古六」⁽⁴⁹⁾なる双六も残っている。「府中の春米」と題されたふりだし部分を国芳自らが手掛けているが、その中央部分に升屋の店舗が描かれていることから、両者の親密ぶりがわかる。なお、本資料は甲府在住の絵師が下絵を描き、それを江戸の国芳に送った上で描いたのではないかとの考察がなされている。⁽⁵⁰⁾本資料の下絵と完成した錦絵とで描かれている菓子箱の形状が異なる点から判断した説は確かに説得力があるが、本双六の下絵を甲府在住の絵師が描いていたにしても、国芳と升屋との関わりから鑑みると、どこかで国芳は甲府を訪れていてもおかしくないと筆者は考える。さて、最後に紹介するのが、国芳が升屋に宛てた書簡である。当館では少なくとも三通の国芳からの書簡を確認しており、ここで全て紹介しておく。

〔国芳書状（個人蔵）（山梨県立博物館寄託資料）〕（図19）

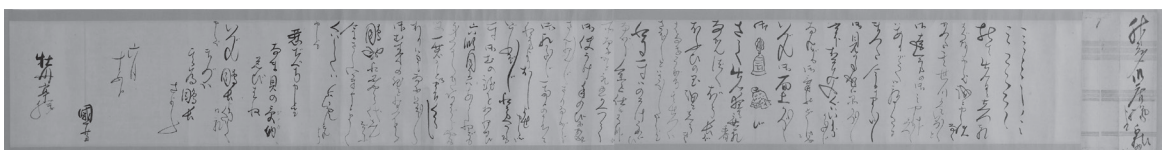
.....
.....
然者先者ハしつ礼、
まづ申上誠ニ申し訳なく

まつた其せつはいろいろと御遠方の御ミやげもまつハありがたく御礼申上候。まつた今日者またく御見事成品かつく

被下おそれ入ぐハい間かたくなれども御気のどくさま二いづれ御面上かつく御候。



さて昨夜者無礼香なかんづくぼう長がほふひの玉酒二しうきはなをたまわり其せつハさぞくと御さつし申上候、私事一寸ハのろけうかいながら、参上仕候はづの所なにかと取込かへつて御便うけてのびに相成さんねんぐさりながら御れふじ二両日のうち二私方よりおしよせ申候。どふぞぐ私方へも一寸御出の程をおねかひ六段目にハあらねども身くるしきあばらやも



（図19）「国芳書状」（個人蔵）（山梨県立博物館寄託資料）

そのの 上下だいく」とあり、七代目一家六人の姿が描かれている。⁽⁴⁵⁾ 他にも豊国の署名が入っているが、三代豊国とみて間違いないだろう。

また、三代豊国古希の画会の際、升太は松亭などと共にかんりの額になる祝儀を三代豊国に送っていることがわかつている。⁽⁴⁶⁾ このことから三代豊国と升太、松亭がもともと知り合いだったからこそ、団十郎も三代豊国に両者への贈り物を依頼したのではないだろうか。

次に国芳と升屋について述べる。国芳と升屋の関わりがわかる例として、升屋の口上書の袋(図16)を描いている点、そして「甲府八日町正月初売之景」(図17)と名がつけられた、甲府八日町の正月初売りの光景を描いた下絵を手掛けていること、そして両者の書簡のやりとり等が挙げられる。

まず口上書(図18)に関してだが、これは「親玉おこし」という、升屋が販売していた菓子の菓子箱、もしくは包みの中に入れていたと考えられている。升屋の主人が七代目団十郎最期であったことは既に述べたが、それは団十郎ゆかりの菓子を考案し販売するほどで、この「親玉おこし」も団十郎由縁のものである。



(図16) 歌川国芳筆「親玉おこし」の口上書の袋(個人蔵)
(山梨県立博物館寄託資料)

この口上書が入られていた袋を国芳が手掛けていた。団十郎が暫を演じる図で、上部に「新製親玉おこし」と記されており、その裏面には口上書と同じく「乍憚口上」と記され、さらに「丑初春」の文字が見える。この「丑初春」が示す年は文政十二年(一八二九)であると推定されているが、口上書自体に「毎年正月二日吉例鹿景奉呈上候」とあることから、文政十二年以降、毎年制作されたのだら

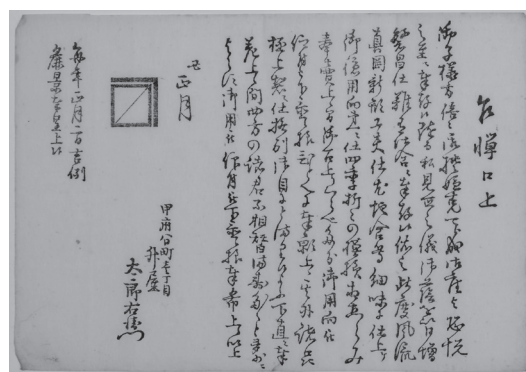


(図17) 歌川国芳筆「甲府八日町正月初売之景」(山梨県立博物館蔵)

う。⁽⁴⁸⁾ 江戸の売れっ子浮世絵師の手による口上書の袋など、考えただけで豪華であるが、両者の結びつきが強かったからこそ、こうしたものが生まれたのではないだろうか。

次に紹介するものは、甲府八日町の正月の光景を描いた「甲府八日町正月初売之景」である。これは上部に「原画」とあるが、国芳が手掛けた下絵になる。画面右手に升屋のマークに当たる升形が施された蒸籠がうずたかく積みまれ、その奥にある升屋の店先では、忙しそうに働く店員たちが客に菓子を販売している。正月の初売りは大変な賑わいであったというが、その喧噪がこちらにも伝わってくるようだ。

なお左部分には、「月の雫」「源氏くるみ」と升屋で販売していた菓子名が並び、最後に「甲府八日町壱丁目 牡丹亭金升製」と記されている。途中の空白部分



(図18)「親玉おこし」の口上書(個人蔵)(山梨県立博物館寄託資料)

蔵及び保管しているが、その中に七代目や八代目の市川団十郎の書簡、及び浮世絵師であった歌川国芳の書簡等が確認できる。本稿では、実際に菓子袋を手掛けていた形跡のある国芳との関わりに比重を置いて述べることにするが、その前に七代目市川団十郎が送った書簡の中に、歌川豊国の掛軸を升屋に送ったとの記述があるため、その一部を抜書きで示しておく。⁽⁴²⁾

〔七代目市川団十郎書簡（個人蔵）（山梨県立博物館寄託資料）（部分）（図15）〕

益々御地御繁昌

皆々様御揃御機

嫌遊しと大悦

至極に存上候

次に此地愚俗家内一同二

無事息災芝居

相続仕候間御よろこひ

被遊事候、正月十三日

を四月十五日迄

百廿三日興行

ほつといたし候、然ば

兼てくれ二御約束

申上置候豊国

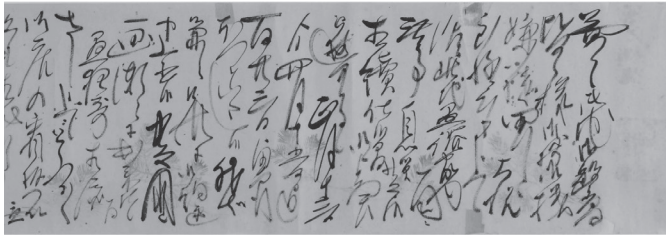
画漸々ニ出来仕候間、

愚狂哥相添

さし上候、どふかく

御店の看板つい立

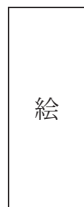
二も相成候は、



（図15）「七代目市川団十郎書簡」（部分図）（個人蔵）
（山梨県立博物館寄託資料）

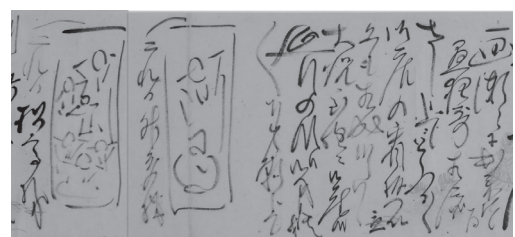
大悦至極二御座候、
延引の段ハ御用捨
くほと願上候

これハ升多様



これハ松亭様

（以下略）



これによると、約束していた豊国の絵ができたので送るとある。升屋宛の掛軸には、「壇裏兜軍記」を演じる七代目と八代目の団十郎らしき人物が描かれており、七代目が読んだであろう歌「類も無き 月の雫や 有一物 その甲斐ありて 京家別伝」も、記されていたようである。⁽⁴³⁾ 升屋の看板商品のひとつであった月の雫を褒め称える歌であるが、それだけ両者のつながりが強かったことを示している。なお、七代目と八代目が一緒に描かれているという点から軸の制作時を推定するに、描いた絵師は初代ではなく三代目の歌川豊国であると考えられる。升屋の主人は大の七代目団十郎最腹で長く親交を結んでいたことでも知られているが、そうした両者の繋がりが、軸の贈答という形で表れているのだろう。

掛軸を贈られたもう一人の人物である松亭とは、松阪屋源右衛門のことである。甲府魚町の老舗の割烹であり、七代目が甲府に来た際は必ず泊る定宿の主人であった。松亭宛の軸には、「組入の 三升ならべて かさり海老 久し柿

生活が垣間見える。また、再利用されることが多かったからこそ、すぐに捨てられることなく、こうして後世に残ったのかもしれない。

さて、ここまで当館で所蔵している菓子袋の特徴を中心に述べてきたが、最後に甲府の菓子屋、升屋について簡単に記すこととする。甲府でも大きな菓子店であった升屋関係の菓子袋が当館には多く残っている他、江戸の文化人との関わりが確認できる資料も存在する。とりわけ、これらの資料の中から浮世絵師の国芳との関係が垣間見えることから、こうした点に焦点を当てて述べることにする。

三 甲府の升屋

江戸時代における江戸近郊の商標を集めた『江戸時代商標集』では、升屋について次のような記述がなされている。

〔史料2〕⁽³⁷⁾

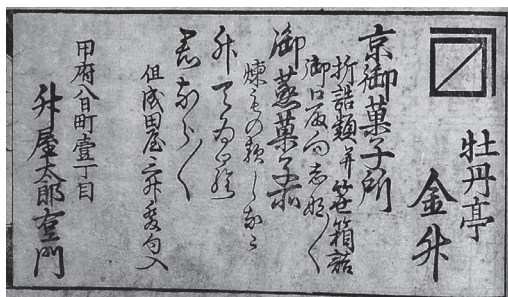
甲府八日町 牡丹亭

甲府で八日町といへば目抜き場所、其の一丁目の牡丹亭といへば、甘いものでは峡中第一の有名な店。寶曆四年の「裏見寒話」には、菓子屋 江戸菓子水口屋彌兵衛とあるのみで、此の店が無いから、創業はその後であろう。天保頃の當主は芝居好きで、特に七代目市川團十郎をひあきにした。従って、此の家には七代目はおろか八代目の手紙は勿論、發句やら繪やら澤山にあり、中にも其の頃の番附錦繪がそろってゐたといふ。惜いかな後年家運傾き、それらのものは悉く散逸したときいてゐる。

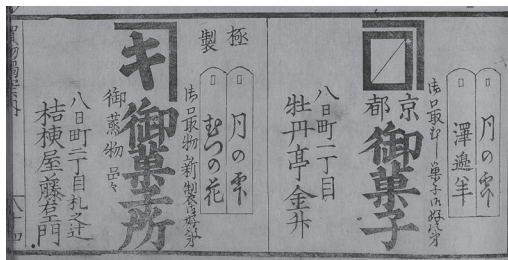
これによると、宝曆四年（一七五四）以降に開業したのではないかとある。しかしながら、山梨日日新聞に連載されていた「団十郎と甲府繁栄記」中の、

升屋創業に関する記事を読むと、十二代目の升屋当主である太郎右衛門いわく、初代が宝永六年（一七〇九）に山田町一丁目に菓子店を開いたのが始まりとある⁽³⁸⁾。これ以上の情報を今現在見つけられなかったため、正確な創業年代については確実に述べることは難しいが、その後の繁栄振りからみても、甲府の大きな菓子屋のひとつであったことは間違いない。

また升屋は様々な当時のタウンガイドに紹介されており、例えば江戸期における甲州道中の店舗が掲載された『諸国道中商人鑑』（文政十年（一八二七））（図13）⁽³⁹⁾で紹介されている他、『甲府買物独案内』（安政元年（一八五四））（図14）⁽⁴⁰⁾にも、升屋についての記述がある。なお、升屋の商品のひとつとして「月の雫」の文字が見えるが、これは葡萄のまわりを砂糖で固めたもので、山梨ならではの菓子であり、今も変わらぬ形で手に入れることができる。その起源は江戸時代まで遡ることができるが、升屋の経営資料によると、「月の雫 源氏権 源氏胡桃 沢辺かん 木実の雪 巖栗」といった菓子が販売品目として挙げられており、その年間売



（図13）『諸国道中商人鑑』（部分図）（山梨県立博物館蔵）



（図14）『甲府買物独案内』（部分図）（山梨県立博物館蔵）

上高は「金子貳百両程」と記されている。これらは現代で言うところの千二百〇二千万円程になり、かなりの売り上げであったことが指摘されているのである。⁽⁴¹⁾

さて、山梨県立博物館では、升屋関係資料のいくつかを所

れがある。

亥年

無心帳

井筒屋

徳右衛門

おそらくこの無心は、無尽のことを指している。無尽とは、日本で古くよりあつた相互扶助的な金融方式のことで、山梨では無尽が昔から盛んに行われている。この菓子袋には、おそらく無尽関係の帳簿、記録類のようなものを入れて保管していたのであろう。なお、井筒屋徳右衛門とは甲府の酒造家で、当館所蔵の「甲府造酒石高書上帳」⁽³⁴⁾や「甲府町酒造石高調帳」⁽³⁵⁾にその名が確認できる。次に、書かれた年号から、菓子袋の製作年代をある程度絞ることができる例を提示する。資料番号17の金太郎が描かれた菓子袋の裏面であるが、そこには次のような書き込みがある。

嘉永三年七月十三日

當戌金出入書出し入

おそらく支払用の金を入れていたものと思われるが、この墨書から、嘉永三年（一八五〇）に再利用される以前、菓子袋として製作され、使われていたこともわかるのである。なお、こうした事例は大変多く、他にも制作年をある程度絞ることができる菓子袋が多数散見できる。

菓子袋自体が丈夫だったからこそ、何度も再利用された事例も残っている。例えば、資料番号27の菓子袋の裏面を見ると、別の用途で何度も利用されてい

た形跡が確認できるのである。

27の裏面にある墨書の書き下しを次に示すが、注目すべきは一番目と二番目の記述が消されている点である。

~~文政二年卯九月廿一日改
無心証文入
所々金借証文入~~

— 奉公人証文入 —

御役人■（様方か）

御とし書附入

まず、無尽（心）の証文が入っていたと思われる、文政二年（一八一九）九月二十一日付の記述が確認できるが、そこには上から大きなバツ印が書いてある。続く奉公人証文入の文字にも、棒線にて上から消した痕跡が見える。そして最後に、おそらく役人へ宛てた何か書類らしきものを入れていたと思しき記述が見える。

以上の点から、まず無尽関係で再利用した後、奉公人の証文入として再々利用し、最後にまた役人への書付を入れるために再々々利用していることがわかる。これは菓子袋の素材が丈夫だったからこそできたことであるが、本袋以外にも、再利用をしたと思しき菓子袋が確認されている。⁽³⁶⁾中身を食べてしまったからといってすぐに捨てることはせず、何度も利用することが、当時は当たり前のように行われていたのだろう。

このように、菓子袋の再利用方法を辿るだけでも、その所有者だった人物の

ことができると先述したが、例えばそうした錦絵を摺るついでに、菓子袋にも同じ版木を使つて摺るケースがあつたのではないだろうか。もちろん、菓子袋用に新たにデザインを絵師に頼み、それを版元主導のもと仕上げて販売していた可能性も考えられる。しかしながら、せっかく版木を作るのならば、いろいろと使い回しを行い有効活用を取つたほうがよいだろう。

以上の説はあくまで仮説であり推測の域は出ないが、版元が関わつた上で出された菓子袋と、それに当てはまらない菓子袋があることはわかる。今後さらに菓子袋の新たな事例が発見されることによって、こうした点も明らかになっていくだろう。

本項の最後に、『鰺沢町誌（資料編）』所収の「鰺沢村湯屋稼ぎの者より隣家にて同稼ぎ始めるにつき訴状」という文書の一部を抜粋して紹介する。なぜならこの文書の冒頭に、菓子袋に関する大変興味深い記載があるからである。

〔史料1〕⁽³²⁾

乍恐以書付奉願上候

鰺沢村百姓紋右衛門奉申上候者、先年方先ル巳年迄作間渡世ニ菓子袋摺出し稼仕候処、江戸地本問屋共方故障被申立、御奉行所様ニおゐて差止被仰付帰村仕候、然ル所、無高同様之百姓故、農業而已ニ而者家内扶助難相成、依之同年方湯屋稼相始メ候処（以下略）

これは該当文書の冒頭になるが、これによると、鰺沢村の百姓であつた紋右衛門は菓子袋を摺つて稼ぎを得ていたが、江戸の地本問屋から何か差し障りがあつて訴えられたため、村に帰つて湯屋を経営することになったとある。村に帰る前、どこでこの副業とも言える商売をしていたのか記載はないが、江戸の地本問屋から訴えられたという記述があることから、甲府ではなく、江戸まで

わざわざ出向いて菓子袋を作つていたのではないだろうか。

この場合、版木を用意していたと考えるよりも、印刷などで菓子名等を袋に捺すなど、比較的簡単な作業で菓子袋を作つていたと推測するほうがより現実的だろう。以上の点から、詳細は定かではないものの百姓の副業として、菓子袋を摺るという商売が存在していたことがわかる。まだ他にもこうした事例が出てくる可能性はあるだろうか、菓子袋製作の裏側の一端が見えたのではないだろうか。⁽³³⁾

このように、版元印がない菓子袋の内のいくつかは、印刷業とは一見結びつかない百姓の副業などで生み出されたものも含まれることがわかったが、それこそ大きな菓子屋では、こうした製作作業を請け負つていた人物が菓子屋内でいたのかもしれない。菓子袋の製造過程に関しては今後の課題としたいが、こうした背景が明らかになることによって、当時の様子が少しずつ判明していくことだろう。

（二）裏面

先述したように、中身を食べてしまった菓子袋は、煤掃きをする際の煤除けとして再利用されていたとの記述が『紙屑身上噺』中にあるが、当館所蔵の菓子袋中にも、再利用されたものがいくつかある。

そこで本項では、菓子袋の再利用方法について簡単に紹介を行う。なお、詳細に関しては表1の「裏面書き入れ」を参考にしていきたいが、ここには菓子袋の裏面に書き記されていた文字を抜き出し記してある。ここに記されている情報を読み解くことによって、菓子袋がどのような形で再利用されたかわかるケースが非常に多いのである。本稿では、その中からとりわけ特徴的な書き入れについて次に示していくこととする。

例えば、資料番号28の菓子袋の裏面には、次のような実に山梨らしい書き入

であろう。

なお、宝船の描かれた絵を正月に枕の下に敷いて寝ると、吉夢を見ることができると言われており、それこそ正月になると宝船売りなどが宝船図を売りに



(図9) 「菓子袋」(宝船)
(虎屋文庫蔵)



(図10) 歌川芳虎筆「菓子袋」
(宝船) (榊山星屋蔵)



(図11) 「菓子袋」(宝船)
(吉田コレクション)

来るなどしていた。仮説ではあるものの、こうした宝船が施された菓子袋に正月用の菓子を入れ販売し、購入した後食べ終わったものは枕元に入れるという、再利用がなされていた可能性もあるのではないだろうか。

また、本資料には、版元の太田屋佐吉などが使用していた山型(〽)の下にサ、もしくは佐の字がある山サ(佐)印が確認できることから、菓子屋で製作したものではなく、確実に版元を経由した上で生み出された菓子袋であることがわかる。

最後に、芳虎の名が確認できる資料番号16の菓子袋についてだが、「東都名所之内 真乳山之雪」と題され、雪の真乳山を背景に、女性が舟の上に佇む様子が表されている(図版7)。真乳山の雪景色はやはり広重を中心に多く手掛けられている題材ではあるが、とりわけ本図は広重の「江戸名所張交図会」の真乳山の雪景色に酷似している(図12)。「江戸名所張交図会」が安政四年(一八五七)に出ていることから、おそらく安政四年以降に広重の風景画を参照した上で、本菓子袋を芳虎は描いたのではないだろうか。なお、本資料には丸に久がある版元印が捺されているが、現段階ではこの版元であると断言することはできない⁽²⁷⁾。

菓子袋に捺された他の版元印として、既に丸に清と書いた丸清印や、山形に吉の字があるもの、入り山形に十が配されたものが確認されている⁽²⁸⁾。また、筆者も山形に一と書かれた版元印が捺されている菓子袋を発見したが、どこの版元であるかは今現在のところ不明である。

なお、吉田コレクションには、名主印が捺された菓子袋もある。高砂図が表された本菓子袋には山佐印が捺された上で、さらに「福」「渡邊」の二印が確認できるが、この両印が捺された作例は今のところ確認できていない⁽³⁰⁾。また、図10の菓子袋にも版元印と名主印の両者が確認できる。捺されている名主印は「福」と「村松」であることから、こちらは制作年代を嘉永二〜四年(一八四九〜五一)に絞ることができる⁽³¹⁾。

こうした版元印や名主印入りの菓子袋ができた背景は残念ながらわかっていないが、もともと錦絵用として作ったものを菓子袋に転用した、という可能性はないだろうか。宝船図を枕元に入れて寝ると吉夢を見る



(図12) 歌川広重筆「江戸名所張交図会」
(部分図) (国立国会図書館蔵)

中に確認できる。小田原にあった鹿島屋常陸という菓子屋の店頭が描かれているが、両者を並べてみると、先ほどの「三井晩鐘」以上に両者が類似していることに気付かされるであろう。

しかしながら、細部を細かく比較すると異なる箇所が多々あることから(図8)、同じ版木を用いて制作したものではないことがわかる。吉田コレクションの菓子袋がより細かな部分まで残っていることから、既にあった鹿島屋常陸の菓子袋を利用し、新たに23の菓子袋が制作されたのではないだろうか。両者とも絵の部分がほぼ同じ大きさであることから、おそらく現存する菓子袋の絵部分を版木にそのまま貼り付け、新たに版木を摺ったものと推測される。なお、こうした手法は錦絵を摺る際にも用いられた可能性がある点について、既に拙稿で指摘をしている⁽⁴⁾。

このように、既にある錦絵や菓子袋を利用し、新たな菓子袋が制作された可能性が高い事例を挙げた。著作権の意識が無かった当時だからこそ、このように既存のものを有効利用して、そこまで時間をかけずに菓子袋を制作していたのではないだろうか。

それでは最後に、浮世絵師が描いた菓子袋について述べる。葛飾北斎(一七六〇～一八四九)や歌川広重、歌川国芳、三代歌川豊国(一七八六～一八六五)らの手掛けた菓子袋の存在が既に指摘されているが、当館所蔵の菓子袋では国芳をはじめ、歌川芳虎(生没年不詳)、歌川芳盛(一八三〇～一八五)の三名が確認できる。

まず、国芳の菓子袋から取り上げたい。国芳が手掛けた資料番号37の赤い菓子袋(図版5)は、先述した疱瘡絵の類に入るものである⁽²³⁾。「御菓子」の文字が掲げられた土俵で金太郎が行司をし、うさぎとみみずくが相撲をとる様を達磨が見ている図であるが、こうした達磨やみみずくなどは、疱瘡絵によく描かれるものである。他にも鎮西八郎為朝や鐘馗などが疱瘡絵の題材として有名で

あり、例えば、鎮西八郎為朝が「京丸山御輕焼」と書かれた扇子を持った絵柄が施された菓子袋なども確認されている⁽²⁴⁾。なお、こうした疱瘡絵の菓子袋は、中身を食べた後は切り開き、一枚物の錦絵のように扱っていた事例についても既に報告がある⁽²⁵⁾。

この国芳の菓子袋であるが、升屋の印判が裏面に捺してあることから、おそらく升屋で実際に用いられていたものである。後述するが、升屋の主人である升屋太郎右衛門(以下、升太)と国芳個人は面識があり、升屋の菓子のひとつである「親玉おこし」の口上書の袋を国芳がデザインするなど、両者の繋がりは深かった。浮世絵師が描いた菓子袋には版元印が入ったものが比較的多い傾向にあるが、本資料のように版元印が無いものは、菓子屋と絵師との繋がりの中で生み出されたものではないだろうか。

次に国芳のものとは異なり、版元印が捺してある芳盛と芳虎の名が記された菓子袋を紹介する。資料番号15には芳盛の名が記されており、宝船の図が表されている(図版6)。本資料には「御菓子」との明記はないが、袋状になっていることと、先述した菓子袋の特徴のひとつである、結ぶ際に紐を通した後の穴があること、また他の菓子袋と一緒に整理されていたことからみて、菓子袋であると判断した。

なお、虎屋文庫には「御菓子」の文字が入った上で宝船が施された菓子袋(図9)が残されている他、山屋屋コレクション中にも、「御菓子」と書かれていないものの、やはり紐を通した後が残っている、芳虎が宝船図を描いた菓子袋(図10)が所蔵されていることから、当時よくあった図柄のひとつであると考えられる。また、吉田コレクション中にも、虎屋文庫で所蔵しているものと同様の宝船図の菓子袋(図11)があるが、虎屋文庫蔵のものと異なり、こちらには「金子屋製」との記述がある。金子屋についての詳細は不明であるが、どちらとも同じところで大量生産され、不特定多数の菓子屋に向けて販売されたの

の「近江八景 三井晩鐘」と、菓子袋の図柄とを比較していきたい(図6)。
 広重の「三井晩鐘」であるが、これは改印から弘化四(嘉永五年(一八四七)五二)に制作されたことがわかる錦絵である。大判一枚に八景中四景を配し、おそらく裁断したのでろう。小さな画面であるものの、建物の細部や人物まで描かれ、風景画の名手としての腕前をいかに発揮している。対して菓子袋の「三井晩鐘」であるが、その構図はほぼ広重の「三井晩鐘」と同じではあるものの、建物の歪みや少々雑に描かれた木々など、絵の稚拙さは否めない。しかしながら、やや粗い筆遣いながらも、細かな人物のポーズなど、広重作品の特徴を捉えている点は興味深いものがある。

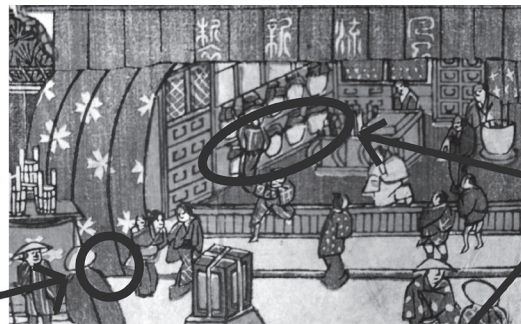
おそらく、広重の「三井晩鐘」をもとに菓子袋のデザインを考えた、もしくは画像自体をトレースし作成した可能性が考えられる。菓子袋の図柄と既存浮世絵の類似性はよく見られることであるが、一からデザインを行うのではなく、こうした画像転用が度々行われていたのではないだろうか。



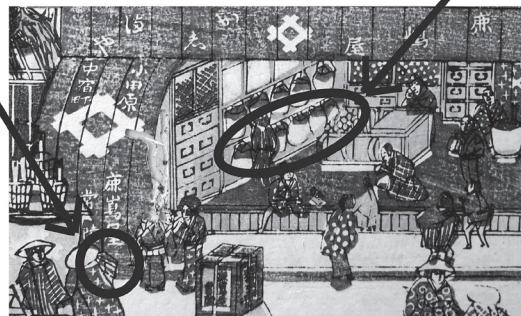
(図7) 「鹿島屋常陸」(吉田コレクション)

さて、錦絵から菓子袋への転用例を挙げたが、次は菓子袋から菓子袋への図柄転用例を示したい。

資料番号23の菓子袋には、「風流新製」と暖簾に記された菓子屋と思しき軒先が描かれているが、おそらくこの図は既存の菓子袋に描かれた絵柄を転用したものである。そのもととなったと思しき菓子袋(図7)が吉田コレクション



資料番号23「菓子袋」(部分図)



「小田原 鹿島屋 常陸」(部分図)(吉田コレクション)

(図8) 細部の違いの一例

致する点があるからである。おそらく、24が摺りの残り具合がよいことから、先に24が作られ、後日31が摺られたのであろう。なお、この青色と朱色の菓子袋であるが、二種類の色で摺られた理由について、使用用途が異なっていたからではないかと推測する。おそらく31の朱色の菓子袋には、⁽¹⁷⁾疱瘡見舞いの用が入れられていたのだろう。

疱瘡とは天然痘の俗称で、種痘が普及した今現在は既に根絶宣言がなされているが、⁽¹⁴⁾それまでは恐ろしい病気のひとつであった。なお、疱瘡患者がでた場合、周囲を赤一色にする風習があったというが、これは疱瘡に赤が効くとの説があつたからである。また、疱瘡患者への差し入れとして、疱瘡絵と呼ばれる錦絵が贈られることもあつた。

疱瘡絵とは、疱瘡を患った病人に見舞い品として贈られた錦絵の一種で、濃淡異なる紅色で摺られ、全体が赤く仕上げであるものが大半である。なお、疱瘡絵は基本的に絵草紙屋で販売していたが、疱瘡が流行した際は菓子袋などにもこうした図柄を使っていたと、飯島虚心(一八四一―一九〇二)は自身の著作の中で述べている。⁽¹⁵⁾後ほど詳しく記すが、例えば、資料番号37の歌川国芳(一七九七―一八六一)による菓子袋(図版5)も、疱瘡絵の意味合いが含まれた菓子袋としてよいだろう。このように、赤色の絵が施された菓子袋が疱瘡患者への見舞い品として作られていたように、絵はなくとも赤色で仕上げられた菓子袋も、疱瘡除けの意図があつたのではないだろうか。

なお、疱瘡患者への見舞いの菓子として代表的なものに、軽焼きがある。軽焼きとは軽焼き煎餅の略称で、粉状のもち米に砂糖を加え、蒸した後に焼



(図5) 歌川芳虎筆「麻疹養生弁」(部分図)(吉田コレクション)



資料番号7「菓子袋」部分図



歌川広重筆「近江八景 三井晩鐘」(国立国会図書館蔵)

(図6) 菓子袋と広重の錦絵との比較図

いたものである。京都で生まれたとされるこの菓子は、浅草誓願寺の茗荷屋が江戸の元祖といわれており、⁽¹⁶⁾疱瘡見舞いの用として使われることもある。疱瘡ではないが、麻疹にかかった子供が描かれた浮世絵にも「かる焼」と書かれた菓子袋が見られる(図5)。やはり、病気が軽く済むようにとの意が込められていたのだろう。おそらくこの升屋の菓子袋にも、軽焼きなどを入れて販売していたと考えられる。

(ii) 絵柄部分

菓子袋に描かれる絵として、菊の花や長寿を示す高砂、宝船、松竹梅の図、また六歌仙や金太郎、唐子なども見られる他、風景画が描かれたものも多いと既に指摘されているが、⁽¹⁷⁾当館所蔵の菓子袋も、その類のものが散見される。その中でもいくつか特徴的なものを中心に、本稿で紹介及び考察を行う。

まず、既存の錦絵作品を参考に作られたと思しき菓子袋について述べたい。資料番号7には、近江八景のひとつである「三井晩鐘」と記され、花模様が散らされた枠の中に、三井寺の俗称で知られる天台寺門宗の総本山、園城寺の夕暮れ時が表されている。⁽¹⁸⁾近江八景は浮世絵風景画の題材となることも多く、いくつかの作例が残されているが、今回は歌川広重が手掛けた四つ切判

菓子袋画像一覧（「升太の広告集」に貼られた菓子袋）（資料番号入り）



25



26



27



28



29



30



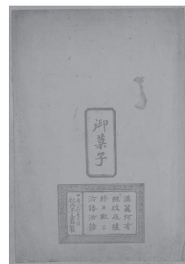
31



32



33



34



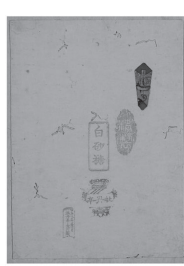
35



36



37



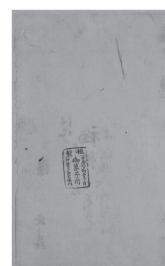
38



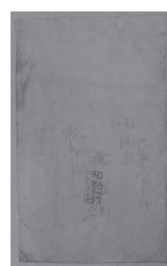
39



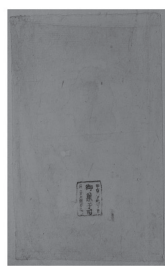
40



41



42



43



44



45



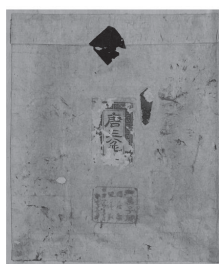
46



47



48



49



50



51



52



53

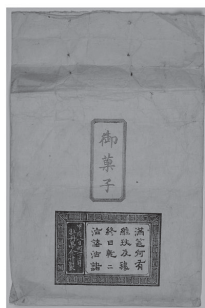


54

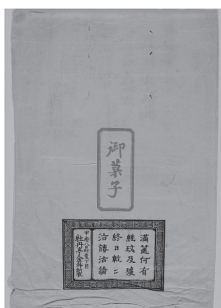
菓子袋画像一覧 (資料番号入り)



1



2



3



4



5



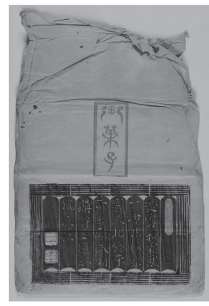
6



7



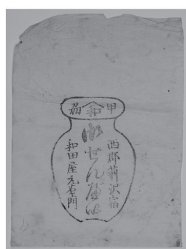
8



9



10



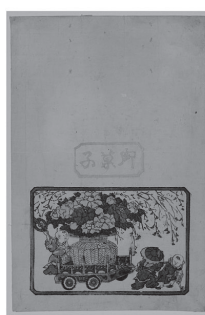
11



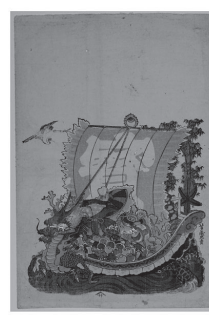
12



13



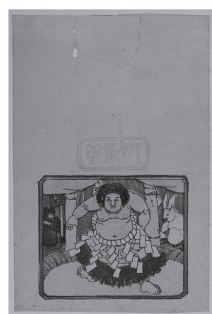
14



15



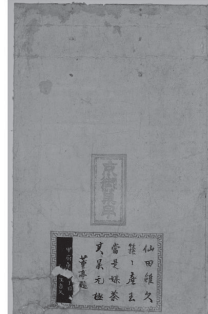
16



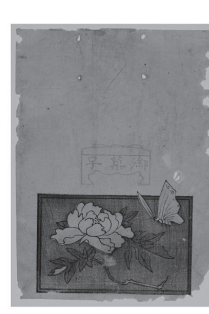
17



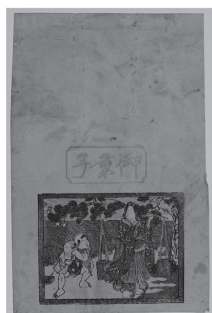
18



19



20



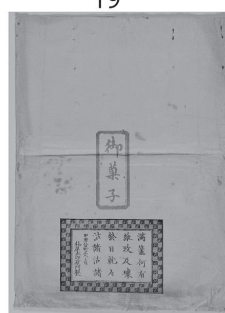
21



22



23



24

55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37
菓子袋	菓子袋	菓子袋	菓子袋	菓子袋	菓子袋	菓子袋	菓子袋	菓子袋	菓子袋	菓子袋	菓子袋	菓子袋	菓子袋	菓子袋	菓子袋	菓子袋	菓子袋	菓子袋
明治時代以降	明治時代以降	明治時代以降	明治時代以降	明治時代以降	明治時代以降	明治時代以降	江戸時代末期～明治時代	明治時代以降	江戸時代末期	江戸時代末期	江戸時代末期～明治時代	江戸時代末期～明治時代	江戸時代末期	江戸時代末期	江戸時代末期～明治時代	江戸時代末期～明治時代	江戸時代末期	江戸時代末期
三・六×一九四三・八	三・一・九×二四・〇	三・〇×一八・七	三・一・六×一九・四	三・一・二×二二・〇	二・四・八×一八・二	二・五・〇×二二・〇	二・六・〇×一四・八	二・四・七×一八・七	三・〇×二二・〇	一・七・二×一三・二	三・〇×二九・〇	二・七・五×一六・八	二・六・八×一六・四	二・六・六×一六・〇	二・五・〇×一八・七	三・一・八×一九・二	二・五・三×一八・二	三・六・五×二四・九
資料番号54と同じデザインの菓子袋。	明治になつてから作られた菓子袋。升屋の店の屋根越しに、甲府の街並を眺めた光景となつている。中央にはがされた痕跡がある。	印判で店舗名が捺されている菓子袋。	砂糖漬がはいっていた菓子袋。	三盆白が入れられていた甲府八日町三丁目柳屋弥五右衛門の袋。紙製の熨斗が付けられている他、封には紐ではなく和紙が貼り付けられている。	白砂糖が入っていた袋。紙製の熨斗が付けられている。	唐三盆が入れられていた菓子袋。封は紐ではなく和紙が貼り付けられている。	印判で、御菓子司と捺された菓子袋。	紙製の熨斗が付けられているが、その熨斗の色からおそらく明治に入ってから作られたと思われる。	紙製の熨斗が付けられた、白砂糖が入れられていた袋。封は紐ではなく和紙などで留められていたのだろう。	印判で、御菓子司と捺された菓子袋。	印判で、牡丹亭の名が捺された菓子袋。	印判で、御菓子司と捺された菓子袋。	印判で、御菓子司と捺された菓子袋。	印判で、御菓子司と捺された菓子袋。	氷砂糖が入っていた升屋の菓子袋。	金平糖が入っていた升屋の菓子袋。	紙製の熨斗が付けられている、白砂糖が入っていた袋。おそらく熨斗以外はすべて印判で捺されたものだろう。	歌川国芳の落款が確認できる菓子袋。金太郎の行司のもと、相撲をとるうさぎとみみずくを達磨がみている様子が描かれている。明らかに抱猿絵の一種であることがわかる。なお、菓子袋は広告集にしっかりと貼り付けられていることから、裏面の文字は確認できた一部のみの記載となっている。
×	判下物廣告 いろく集	×	房州一条 其他種々 書類	第一伍長 武藤太郎右衛門 明治十五年 御達書之集	×	×	×	×	被仰付 一件帳 坂田實太郎	萬延二年酉二月 御役見習 一件帳	嘉永二卯八月 大奥様江戸行御入用二附 飯野様入用 御書附入	×	山岡様 御用入中様	嘉永五年 子十月迄 卯五月十六日 此文不残 写奉差上候 御用立金■々々 再調 御通帳入	弘化四年 未正月改 福徳どの用立金 調通帳入 但村田屋の 私万の添金 鳥渡充也	日掛 役者 角力■状	×	（袋上辺書き入れ一部） 嘉永五年 子十一月ヨリ （袋中央書き入れ一部） 御読様方 御役所御書 八幡宮惣代 御■■■■

升太の広告集（歴・2005-003-20685）に貼られた菓子袋

資料番号	分野別番号	登録名称	制作年代	法量（cm）	資料概要	裏面書き入れ
25		菓子袋	明治時代以降	二四・四×一七・七	せんべいが入れられていた升屋の菓子袋。	×
26		菓子袋	明治時代以降	二四・七×一八・八	せんべいが入れられていた升屋の菓子袋。	×
27		菓子袋	江戸時代末期	三〇・二×二二・一	紙製の熨斗がついている、升屋で使われていた菓子袋。なお裏面の書き入れは、文政二年から始まる証文の文字上に大きく×マークがあり、その次の奉公人証文入の一文も消されている。	文政二年卯九月廿一日改 無心証文入 所々金借証文入 奉公人証文入 御役人■（様方か） 御とし書附入
28		菓子袋	江戸時代末期～明治時代	三〇・五×二〇・二	紙製の熨斗がついている。なお、漢詩と店舗名を囲う枠のデザインは登り鯉になっている。	亥年 無心帳 井筒屋 徳右衛門
29		菓子袋	江戸時代末期	二九・七×一八・八	「本製 饅頭」とあることから、饅頭を入れていたことがわかる。	文政六癸未年七月廿四日 暁七ツ半時早逝同夜葬送 蓮柔白英重子 不幸一件帳 俗性 坂田鑒之助源忠辰 春秋四歳
30		菓子袋	江戸時代末期	三三・〇×二三・〇	漢詩と店舗名を囲う枠のデザインとして花模様が施されている。なお、裏面の「名替代名改 目録」の文字部分には上から紙が貼られ「但山田町 魚町とも人」と書かれている。	文政年中改 町内 道祖神目録入 名替代名改 但山田町 魚町とも人 八日町壹丁目 升屋 太郎右衛門
31		菓子袋	江戸時代末期	三二・〇×二三・二	全体が朱色で揃えられていることから、おそらく疱瘡除けの意味合いがあったのだろう。	天保年中 御触書 その外 入用書附
32		菓子袋	江戸時代末期	三一・四×二〇・七	表面にも書き入れがある珍しい例。 （以下書き入れ） 牛正月八日 〆 ■ 西三月八日 ■ ■ ■ 十三 ■ ■ ■	天保七年 申十月改 弘化三年 丙午年 ■ 改入 村々 ■年貢納 入用書附入 升屋 太郎右衛門
33		菓子袋	江戸時代末期	三〇・九×二〇・五	紙製の熨斗が付けられた菓子袋。	天保八年 西七月吉 井筒屋 利兵衛どの 書附入 川口屋 定右衛門どの 右同断入
34		菓子袋	江戸時代末期～明治時代	三〇・九×二二・〇	全体が朱色で刷られた菓子袋。おそらく疱瘡避けの見舞いのための菓子が入れられていたのだろう。	×
35		菓子袋	江戸時代末期	二六・一×一六・八	京御菓子司の印判が捺してある菓子袋。紙製の熨斗が付けられている。	天保十二年 寅五月改 目掛ヶ帳面入 金升
36		菓子袋	江戸時代末期～明治時代	三〇・〇×二〇・〇	紙製の熨斗が付けられた菓子袋。朱色で全体が揃られている。裏打ちが施されている。	×

表1 山梨県立博物館所蔵 菓子袋一覧

資料番号	分野別番号	登録名称	制作年代	法量 (cm)	資料概要	
						裏面書き入れ (無い場合は×)
1	歴・2005-093-023439	牡丹亭菓子袋	明治時代以降	三一・五×三・〇	明治以降に作られた菓子袋。「升太の広告集」にも同じ菓子袋が確認できる。	× 御先祖代々 法事帳并書物 大木喜正右門
2	歴・2005-051-000053	先祖代々周回覧	江戸時代末期～明治時代	三〇・〇×一九・六	甲府の升屋で使われていた菓子袋。裏面には大木家で法事帳を入れるのに使われていた旨が記されている。	※本資料の書き入れに関しては裏面ではなく袋の内側にあり 普請・仕様帳 中田や文助殿差引 帳入
3	歴・2005-051-000911	八日町牡丹亭金升菓子店包紙	江戸時代末期～明治時代	三〇・〇×二〇・四	升太で使われた菓子袋。漢詩の後に「甲府八日町壹丁目 牡丹亭金昇製」と記されている。	×
4	歴・2005-051-000912	升屋太郎兵衛菓子し袋	江戸時代末期～明治時代	二六・八×二四・〇	紙製の熨斗が付けられている菓子袋。升屋の名前が確認できる。	× 嘉永三戊子月 東南湖書物入 兼帯一件
5	歴・2005-089-000354	菓子袋	江戸時代末期	三〇・〇×二八・九	夜桜を眺める女性が描かれている菓子袋。	■村書類
6	歴・2005-089-000585	菓子袋	江戸時代末期～明治時代	二六・〇×二八・五	潮汲みをする女性が描かれた菓子袋。菓子袋に施される絵は四角い枠組みの中に描かれるものが多い中、本資料は丸い枠が使用されている。	× 文政七巻冊、天保九式冊 全拾巻、式冊 天保十二、巻冊 小作貸入 文政七ハ乗心様四十六才、太郎トハ大法様幼名也 天保参ハ皆大法様時代也 ■那乱ス
7	歴・2005-089-003363	菓子袋	江戸時代末期～明治時代	三〇・〇×一九・六	風景画が描かれている。「近江八景 三井晚鐘」と記されているが、広重が描いた四切判の錦絵で同構図のものがある。	×
8	歴・2005-089-004001	菓子袋	江戸時代末期	二九・四×一九・二	「立かえり 又も此世に あとたれん 名もおもしろき 和哥のうら波」とある。これは光孝天皇の夢枕にたった衣通姫尊が詠んだ歌であることから、描かれている女性も衣通姫尊を表しているのだろう。	上園井村■書類入 御米請取類
9	歴・2005-089-004212	菓子袋	江戸時代末期～明治時代	二五・四×一八・五	「御菓子」の文字が鳥の形を模している菓子袋。	×
10	歴・2005-089-004185	菓子袋	江戸時代末期～明治時代	一九・二×一四・五	裏面の書き入れから、米の支払い料金を入れていたものと推測される菓子袋。	×
11	歴・2005-089-005763	菓子袋	江戸時代末期～明治時代	一八・〇×一三・一	せんべいをいれていた菓子袋。西部荆沢宿にあった和田屋という店で使われたものと考えられる。	×
12	歴・2005-089-008910	菓子袋	江戸時代末期～明治時代	二九・〇×一八・八	「江戸八景 不忍 秋月」とあり、上野の不忍池から月を眺める景色が描かれている。	× 嘉永三年 戊子二月吉日 石和河岸津出し 御廻米切手袋 売主 傳左衛門
13	歴・2005-093-001994	御菓子袋	江戸時代末期	三〇・五×二〇・二	闘鶏を見る唐子の姿が描かれている。絵の周りを縁取っているのは菊の花であることから、描かれている児童は菊慈童かもしれない。	嘉永四亥年 九月改 御用 村用 御書物入 手前
14	歴・2005-093-001995	御菓子袋	江戸時代末期	二九・九×一九・七	牡丹と思しき花がたくさんいけられた花車をひく、かわいらしい唐子の絵が施された菓子袋。	安政二卯年二月 亀水門普請帳入 西年寒川河岸御見分 同年納米根帳 巻冊
15	歴・2005-093-001996	(御菓子袋)	江戸時代末期	二九・八×一九・八	「御菓子」との明記はないが、おそらく菓子が入っていた袋だと思われる。浮世絵師、歌川芳盛の落款が入っており、おめでたい宝船が描かれている。	嘉永三年七月十三日 當戌金出入書出し入
16	歴・2005-093-001997	御菓子袋	江戸時代末期～明治時代	三〇・五×一九・八	「東都名所之内 真乳山之雪」と題された絵が描かれた菓子袋。作者の歌川芳虎は幕末から明治にかけて活躍した浮世絵師。「御菓子」の文字も花で縁取られ、かわいらしい仕様となっている。	×
17	歴・2005-093-001998	御菓子袋	江戸時代末期	三〇・〇×一九・七	金太郎が森の動物たちと相撲をとっている錦絵は多く出されているが、この菓子袋にはまわしをつけて土俵にあがる金太郎の姿が表されている。	×
18	歴・2005-093-001999	御菓子袋	江戸時代末期～明治時代	三〇・一×一九・六	他の当館所蔵のもの比べて、絵の部分が大きい菓子袋。	×
19	歴・2005-093-002000	京御菓子袋	江戸時代末期～明治時代	三五・九×二二・二	「京御菓子」の文字がある菓子袋。「甲府魚■丁目 ■屋吉久」と店名が入られている。	× 弘化四未年八月廿九日 江戸往還道普請書物入
20	歴・2005-093-002001	御菓子袋	江戸時代末期	二二・六×二六・四	「御菓子」の文字のまわりが水引のかかった菓子箱のデザインになっている。なお、牡丹と潮汲みをする親子の姿が表された菓子袋。朝日がのぼる海辺には波間に千鳥が舞い、にぎやかな模様が描き出されている。	× 天保■辰八月 御普請帳入
21	歴・2005-093-002002	御菓子袋	江戸時代末期～明治時代	三〇・二×一九・九	富士を眺める旅人が描かれている。「五拾三次之うち 原」をあることから、東海道の宿場のひとつである原宿付近の風景であることがわかる。	×
22	歴・2005-093-002003	菓子袋	江戸時代末期～明治時代	三一・〇×二〇・三	小田原にある「鹿島屋常陸」という菓子屋の店頭が描かれた菓子袋があるが、本資料はその菓子袋をもとに作られたものと推測できる。	×
23	旧・3138-1	菓子袋	江戸時代末期	二九・〇×一九・六		弘化三年 六月 調古反可成 書入
24	旧・450-18	菓子袋	江戸時代末期	三〇・八×二二・五	升太で使われていた菓子袋。「甲府八日町壹丁目 升屋太郎右門製」と記載がある。	※上から墨で塗り潰してしまつて何が記してあるかは不明であるが、三行程の文字が隣に記してある

二 山梨県立博物館所蔵の菓子袋

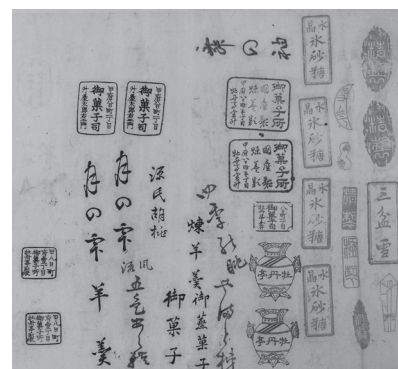
山梨県立博物館で所蔵している菓子袋の⁽⁹⁾基本情報を表にまとめた(表1)。なお、当館の菓子袋類は袋状で保管された菓子袋類と、「升太の広告集」⁽¹⁰⁾(甲州文庫(歴2005-003-20685))以下、⁽¹¹⁾「広告集」という、甲府の著名な菓子屋である升屋の広告類が貼られた貼交帳に、こちらも袋の形態を保ったまま貼られた菓子袋類の主に二種類に大別できる。本稿で表にまとめる際には、冊子等に貼られることなく袋状のまま保管されていた菓子袋についてまずまとめ、次に広告集に貼られた菓子袋についてまとめた。さらに分野別番号の小さなものから列記し、資料ごとに、分野別番号、登録名称⁽¹²⁾、制作年代、法量、資料概要、ある場合は裏面書き入れの順番に基本情報を記した⁽¹³⁾。また、表に記載した菓子袋については、その表面については対照するすべての資料画像を、菓子袋画像一覧として掲載する。

(一) 表面

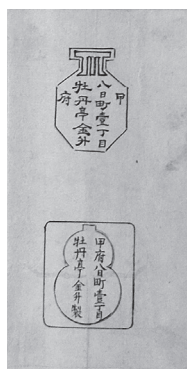
(i) 文字情報

まず、菓子袋の表面からわかる情報についてまとめる。菓子袋画像一覧を見ると、その種類は店舗情報等の文字データのみが載っているものと、絵柄が入った華やかなものとに大別できる。

例えば資料番号2の菓子袋には、「御菓子」の文字が上部に、その下に漢詩及び「甲府八日町壺丁目 牡丹亭金舂製」の文字が見える。升屋で使われていた菓子袋であることがわかるが、こうした文字情報だけの菓子袋は広告集にも多く貼られている。なお、少しずつデザインが異なるものが多いことから、様々な種類の版木及び印判が作られ、使い分けられていたのだろう。なお、摺りの状態等から判断して、「御菓子」や「氷砂糖」等の文字情報部分には印判が使われ、



(図3)「升太の広告集」(部分図)
(山梨県立博物館蔵)



(図4)「升太の広告集」(部分図)
(山梨県立博物館蔵)

行っていたのかどうか、デザインのみ行い印判製作は外注していたのか、もしくはデザインから全て外部に頼んでいたのか詳細はわからないが、今後升屋関係の資料を調査することによって、こうした疑問にも答えが出てくるだろう。

なお、興味深いものとして、資料番号24(図版3)と31(図版4)の菓子袋が挙げられる。上に捺されている「御菓子」の文字は、形状が同じことから同じ印判を用いて捺された文字であることがわかるが、さらに下の漢詩と升屋の店名が入れられている商標部分も、両者で色が異なるものの、おそらく同じ版木を用いて摺られている。

その根拠として、文字部分を取り囲んでいる枠、つまり升屋の升形マークが散りばめられている枠部分の細部を比較したところ、細かなかすれ具合等で一

下部の絵などが入る箇所は版木等で摺られている傾向にある。広告集の中に、当時升屋で使っていたと思しき印判が捺された頁(図3)があるが、これらを何度も使用していたのだろう。

また、明らかに印判だけで作られている菓子袋もある。例えば資料番号38などは印判が四種類使われた上、別摺りで作られた熨斗を切り抜き貼り付けられている。その中には図3に見られる印判も確認できる。広告集には印判のデザイン画と思しきものが貼られている頁(図4)もあり、それらが実際に捺されている菓子袋もある。これらのデザインから作成まで全て升屋自身で

袋が用いられているケースが多い点である。この点から、菓子袋が当時の人々に馴染みがあり、利用頻度も多かったからではないかと推測されているのである。⁽⁵⁾

さて、ここで菓子袋が実際に店頭で使われている例として、煎餅屋の店先を描いた団扇絵を挙げたい(図1)。多くの客でにぎわう安方という煎餅屋の店頭で、煎餅を袋に詰め、まさに客に渡している姿が捉えられている。

客の注文を受け、店の小僧と思しき人物が煎餅を袋に入れようとする瞬間や、煎餅が入った袋を大事そうに持ち帰る客の姿も確認できる。店の右奥に描かれているのは、おそらく袋の束だろう。残念ながら、袋自体に店名や絵柄などは施されていないが、当時を知る貴重な資料のひとつである。

また、安永十年(一七八二)に出された伊庭可笑作、鳥居清長画の『紙屑身上噺』に、菓子屋の店先を示した図があり、そこでは菓子袋に男が絵を摺っている姿も確認できる。実際のところ、こうした各店舗オリジナルの菓子袋は、店先ではなく店の奥で摺っていたと推定されているが、こうした資料から当時の菓子袋製作の一端が垣間見えてくる。

なお、よくある菓子袋の形態としては長方形のものが知られており、中に菓子を入れた後、上部を数回折り返して穴を開け、紐で縛って封をする形が多かつ



(図1)「安方せんべい」(アドミュージアム東京蔵)



(図2)「新板江戸名物双六」(部分図)(国立国会図書館蔵)

では、吉原の菓子屋である竹村伊勢の巻煎餅や、長命寺の桜餅など菓子関連のマス目がある中で、「淡島屋かる焼」の文字が見える(図2)。馬喰町にあった軽焼きが名物の淡島屋の菓子袋であるが、その形状をよく見ると紐で縛るのではなく、紙が上から貼られて留められていることがわかる。なお、当館所蔵の菓子袋にも、おそらく時代は明治までくだが、同じように紐ではなく紙で封をしていたものがある。

また当時の菓子袋の特徴として、年始の礼状等に使用される奉書と同様の厚手の紙が使われており、丈夫だったとの指摘もある。⁽⁸⁾『紙屑身上噺』には、菓子を食べ終わった後は煤掃き時の煤除けなどに再利用された旨も記されているが、紙が丈夫だったからこそだろう。なお、煤除けで使われた菓子袋はおそらくそのまま捨てられてしまったものと考えられるが、当館所蔵の菓子袋は再利用された後に保管され、今現在も残されている。その再利用方法は主に書類等を入れるためであったようだが、その点については後ほど詳しく記す。

さて、菓子袋の概要について簡単に述べたが、次は当館所蔵の菓子袋について、簡単に必要情報を表にまとめた上で考察を行いたい。

たようである。山梨県立博物館で所蔵している菓子袋の中にも、上部に穴が開けられているものがあり、当時菓子袋として実際に利用されていた痕跡が確認できる。

紐で縛る以外にも、折り返し部分に和紙などを四角く切って上から貼り付け、袋の口を留めていたものもある。例えば「新板江戸名物双六」という、江戸の名物がマスの中に描かれた双六

山梨県立博物館所蔵の菓子袋に関する一考察

松田 美沙子

はじめに

山梨県立博物館では、主に江戸時代末期から明治初期にかけての菓子袋を五十点近く所蔵しており、その特徴として、袋状の形態を維持したまま保管されているものが多い点が挙げられる。全国的にみても、菓子袋の商標部分のみを切り取って貼交帳等に貼り付けたものは度々見るが、このように、当時の形態をほぼ残したまま、これだけの量が保管されているものは珍しい。

しかしながら、一部資料については浅野氏の論考等⁽¹⁾で取り上げられているものの、当館で所蔵する菓子袋の全容について、まとまった考察はなされていない。よって本稿では、当館で所蔵する菓子袋に関して考察を加え、その特徴を述べていくこととする。

一 菓子袋概要

当館で所蔵している菓子袋は制作当初の形を残しているものが多いが、菓子袋の多くは表面の商標部分のみが切り取られ、冊子に貼り込められた形態で残されているものが多い。例えば、国立歴史民俗博物館所蔵の貼込帖『懷溜諸屑』⁽²⁾には、菓子の商標だけでも数百点が確認できる。他にも東京大学が所蔵する、日本博物学の父、田中芳男が制作したスクラップ帳『君拾帖』⁽³⁾にも、いくつかの菓子の商標が貼られている。なお、ここに列挙したものはあくまで代表的なものであり、今後全国の図書館や博物館等で所蔵している貼込帖を調べるこ

によって、さらなる菓子の商標が確認できることだろう。

そもそも、菓子の商標が確認されたのはいつ頃からになるのだろうか。文政八年（一八二五）刊行の西村貌庵編『花街漫録』⁽⁴⁾に、竹村伊勢の菓子である「もなかの月」と「まきせんべい」の絵入り商標があり、両者がそれぞれ狩野派の絵師と英一蝶（一六五二―一七二四）の手によって制作されたことが既に指摘されている。⁽⁵⁾浅野氏によると、この点からおそらく享保前期には絵入りの菓子袋の商標が存在していたと推測されている他、元禄七年（一六九四）刊の井原西鶴作『西鶴折留』巻三に、「菓子袋の押やう成印判をこしらへ」という一節があることから、この当時に菓子袋に商標等が捺されていたことも推定されている。⁽⁶⁾なお、今現在確認できる菓子袋の多くは、江戸時代末期から明治初期にかけてのものが多く、こうした時代の遡る菓子袋についてはまだ調査が十分なのが現状である。

最初は白地に店名や菓子の名前が施されたシンプルな菓子袋が中心だったというが、江戸時代後期頃から絵入りのものが増えた背景として、少しでも凝った華やかな仕様の菓子袋が、簡素なものとは違って売れ行きが良かったからではないかと推測する。なお、菓子袋のバリエーションが増えた頃に刊行された作品として、お菓子とお酒を擬人化し、戦う姿が可愛らしく描かれた、「太平喜餅酒多多買」という歌川広重（一七九七―一八五八）の錦絵がある。このお菓子軍の武将たち（様々な菓子が擬人化し武士に扮している）が身に着けている鎧は、重箱や竹駕籠などでできており、特筆すべきは鎧の袖や草摺の部分に菓子

た藩とみなすべきであると述べている。あえてそのように主張せねばならないという研究段階にあったことを示しているよう。

（山梨県立博物館）

(50) 増田廣實「近世中期甲信地域における商いの荷物の輸送」(『山梨県史研究』創刊号、一九九三年三月、のち同『同成社江戸時代叢書二〇商品流通と駄賃稼ぎ』(同成社、二〇〇五年四月)第二章「一 甲州と信州間の駄賃稼ぎ」に収録。これを踏まえ、前掲註(2)『山梨県史 通史編 近世二』第一〇章第五節(増田廣實氏執筆部分)でも言及がなされている。

(51) 前掲註(49)「信州米御僉議二付書改帳」。

(52) 前掲註(32)「甲府様御人衆中分限帳」によれば、戸田美濃守は俸禄二、五七〇石、寄合を務め、本所三丁目に屋敷があった。

(53) 前掲註(49)「信州米御僉議二付書改帳」。

(54) 甲府の長人については、前掲註(14)『甲府市史』第二章第二節、三〇〇～三〇二頁などを参照。

(55) それぞれの詳細な取引高については、前掲註(50) 増田論文参照。

(56) 元禄元年以降も度々調査が行われている。そのようすは「坂田日記抄」(『甲斐叢書 一巻』一九七四年一月)などからうかがうことができる。増田氏もその数値を分析に用いている(前掲註(50) 増田論文)。ただしこの「坂田日記抄」は誤植・誤読や省略が非常に多く、極めて不正確であり、これのみに依拠して分析を行うことは避けるべきである。

(57) 前掲註(50) 増田論文。

(58) 山梨県立博物館所蔵甲州文庫「信州酒差止め仰付方願書」(歴一〇〇五―一〇〇三―一〇一六六五)。判読困難な部分については、ほぼ同文の山梨県立博物館所蔵甲州文庫「信州酒付入差留方願書」(歴一〇〇五―一〇〇三―一〇一六六八)によって補った。

(59) この寛文九年の訴状とみられるのが、山梨県立博物館所蔵甲州文庫「信州酒付入停止仰付方願書」(歴一〇〇五―一〇〇三―一〇一六六五)である。その内容は以下の通り。

御訴詔

一、乍恐申上意趣者、酒造申儀、去ル巳ノ年之石高四ヶ一造り申様ニと御法度被 仰付候間、其通堅相守、四ヶ一造申候故、甲府酒屋中世渡り致兼申候、近年ハ信州領ノ酒少ツ、入申候処ニ、当年ハ大分ニ信州酒付入、御当地ニ商買仕候故、惣酒屋中迷惑仕候、甲州酒之儀、例年駿州へ大分払来り申候所ニ、当年ハ甲州酒、駿州へ一切入不申候ニ付、甲府にて四ヶ一造り申候酒□^(朱書)払兼、惣酒屋共弥世渡り可仕様無御座候間、信州方商買酒、御領分中へ付入不申候様ニ被為 仰付被下候ハ、有難可奉存候、以上

寛文九年

坂田与一左衛門

西閏十月十日 秋山喜左衛門
渋江五左衛門
御奉行様 新保佐右衛門
甲府町上
惣酒屋中

ここでは、おそらく甲府藩で行われていた酒造制限が酒屋の経営を圧迫したことを理由に、信濃国からの酒の移入を禁止するよう願ひ出ている。「史料11」によれば、この訴訟の結果、寛文九年段階で甲府藩の城代家老を務めていた戸田忠尊の命により、酒の移入が禁じられたものとみられる。しかし、ここでは「信州酒」とあるだけで、松本産の酒と、例えば佐久など「信州領」から移入する酒は区別されていないことから、信濃国の甲府藩領からの酒の移入も取り締まられた可能性もある。

(60) 前掲註(58)「信州酒付入差留方願書」は、「史料11」の案文とみられるが、「戸田周防守様」の文字が意図的に無視されたと考えると、松本産の酒の取引を禁じる命令は、戸田忠尊が甲府城代を退いた寛文十一年五月以降に発令された可能性もある。

(61) この潰れ酒屋の書上げとみられるものが、山梨県立博物館所蔵甲州文庫「造酒休業の者名前書上」(歴一〇〇五―一〇〇三―一〇一六六八)であり、貞享元年九月四日の日付で、柳町の八兵衛以下、二一人の酒屋の名前が「四・五年以来身体潰申候酒屋共」としてあげられている。

(62) 前掲註(50) 増田論文。

(63) 山梨県立博物館所蔵甲州文庫「穀・酒問屋并両替屋名前書上」(歴一〇〇五―一〇〇三―一〇二四二二)。同史料には「信州酒問屋」も五軒書上げられている。

(64) 「御公用諸事之留」元禄七年八月二五日条、山梨県立博物館所蔵坂田家文書マイクロフィルム、古C―一―一五。

(65) 報復措置があったにせよ、商人側の申し出で頓挫しているあたりから、あくまで名目上は任意の融資依頼であったとみられる。

(66) ただし、状況的には信濃国産の米穀や酒の商いが甲斐国産のそれを圧迫していることから、信濃国産の物資の取引がかなりの比重で行われていたことは間違いない。

(67) その意味で、甲府藩の成立時点は、(A)の「厨料」の段階ではなく、綱重に甲府城が与えられた(B)の寛文元年の段階であったとみるべきであろう。

(68) 前掲註(31) 村上論文では、甲府徳川家時代の甲府藩を、幕領の一部ではなく、独立し

美作国に甲府藩領が置かれていたことは他の史料でも確認できるので、ほぼ間違いなく考えられるものの、宝永元（一七〇四）年には甲府藩が解体されて幕領となるため、その支配の実態についてわかることは少ない。上方の所領とともに、その実態説明は今後の課題としたい。

(25) 内閣文庫所蔵「甲府御館記」、請求番号二五七―〇〇七一。

(26) たとえば、前掲註(25)「甲府御館記」元禄八年八月一三日条には、次のようにある。

八月

覚

奥山作左衛門

右者 今度和州・江州在役被遣候付、当冬渡り御役金、只今取越被為借候様奉願候、

以上

(27) 前掲註(13) 古川論文。

(28) 前掲註(18) 山梨県立博物館所蔵検地帳。

(29) 『日本歴史地名大系』八代郡の項などには、宝永二（一七〇五）年に一円甲府藩（柳沢家）領となったとされているが、検地帳の残存状況などから、それ以前から徐々に支配替えが行われていたと考えられる。

(30) 史料間でこうした齟齬が発生する背景として、変動する甲府藩の所領について、その都度詳細な記録が作成され、参照できる状況にあったことが想定される。

(31) 村上直「甲府藩の成立に関する一考察―徳川綱重・綱豊時代を中心に―」（磯貝正義先生喜寿記念論文集刊行会編『甲斐の成立と地方的展開』角川書店、一九八九年二月）。

(32) 「甲府様御人衆中分限帳」（山梨県立博物館所蔵甲州文庫、歴二〇〇五―〇〇三―〇一二九二〇。翻刻は『甲府市史 史料編 第三巻 近世Ⅰ（町方一）』（一九八七年三月、七〇―一二〇頁、一〇八号文書）などにみられる、甲府をはじめとする領内各地に赴任する武士の数の少なさも、これを裏付けるように思われる。

(33) 前掲註(32) 参照。

(34) 前掲註(14) 『甲府市史』一三〇―一四二頁など。

(35) 前掲註(12) 『甲斐国志』二〇九頁。

(36) 飯田文弥「寛文・延宝期における甲州国中地方の百姓一揆」（『日本歴史』第三一八号、一九七四年十一月）。なお、引用箇所は丸カッコ内は引用者註であり、以下註釈を省略する。

(37) 前掲註(36) 飯田論文。

(38) 「御年貢御検地等二付訴訟」（『甲西町誌資料編』（一九七三年六月）一三・一四頁、二八号文書）。史料中の傍線は引用者による。また文中に意味の取りづらい箇所があるが、誤植かどうか判断としない。今後原本調査を行う必要がある。

(39) ここで「江戸へ下り」訴訟をせよ、というのも興味深い。甲府城を拠点とする甲府藩、およびその領民にとって、あくまで江戸は「下」る場所であった。

(40) この城代について、飯田氏は、この時期に城代が不在であることから、「城番」（定番）を指すとみているが、「心入難忘」といった文言などから、必ずしも城代が現職である必要はないと考えられる。すなわち、渡辺綱治（寛文元年九月から寛文三年まで在任）、戸田忠尊（寛文四年二月から寛文二年五月まで在任）のいずれかを指すものとみてよく、寛文一三年という時期を考えると、後者の可能性が高いのではないか。なお、寛文一三年時点の甲府定番は小長谷伊左衛門と高林五左衛門である（前掲註(14)『甲府市史』など）。

(41) 前掲註(36) 飯田論文。

(42) 「徳川綱重代官・手代心得定」（前掲註(20)『長野県史』六八七―六八九頁、三〇〇号文書）。史料中の傍線は引用者による。

(43) 「徳川綱重領内法度并代官仕置定」（前掲註(20)『長野県史』六八九―六九二頁、三〇一号文書）。原本は山梨県立博物館所蔵甲州文庫、歴一〇〇五―〇〇三―〇一四〇〇六。

(44) 「史料4」としてあげた『甲斐国志』にみられる寛文二二年の「群参」の人数が、「三百余人」とされる背景に、三人までは江戸への出訴を許可するというこの規定があるとみるのはうがちすぎであろうか。

(45) 前掲註(36) 飯田論文。

(46) 「西郡武川筋村々年貢高免二付助成願」（『白根町誌資料編』（一九六九年一〇月）四六頁、九四号文書）。史料中の傍線は引用者による。

(47) 「史料7」の規定では、村の訴訟はまず代官が取り上げることになっていたが、代官の非法を代官が取り上げることがまずないと考えられるため、江戸への出訴の理由づけとして、戦略的に代官の非法が取り上げられている可能性がある。

(48) 領民の江戸出訴に関して、事実上その歯止めになっていたのは、出訴にかかる経費負担の問題が大きかったのではなかろうか。

(49) 山梨県立博物館所蔵甲州文庫、歴一〇〇五―〇〇三―〇一四七八。

を拝領する段階で作成されたものと考えることができる。ただし、実際に各国ごとの石高を足し合わせていくと二四万三七〇〇石となり、二五万石とはならない。

- (9) 甲斐国分一四万五、二九四石一斗八升九合に、「左馬頭様本知」の駿河国分二、九七〇石九斗一升一合、近江国分二万二、一一五石六斗九升九合、信濃国分一万五、五〇八石八斗二升八合を足し合わせると、一八万五、八八石九斗六升七合となる。なお、信濃国分では「左馬頭様本知」と「御蔵入新規」の石高を合計すると、三万七、〇三〇石六斗七升九合となり、史料上の表記と大きくずれている。

- (10) 「右馬頭様本知」の駿河国分の三、〇三七石九斗四合、「御蔵入新規」の近江国分七、八八四石三斗一合、信濃国分二万二、五二二石八斗五升一合を足し合わせると、三万二、四四四石五升六合となる。さらに武蔵国羽生領三万二、六六六石八斗一升七合を加えると、六万四、一一〇石八斗七升三合となる。

- (11) 甲府市編『甲府略志』一九一八年一月、七九・八〇頁。

- (12) 佐藤八郎・佐藤森三校訂『大日本地誌大系四七 甲斐国志 第四卷』（雄山閣、一九七二年二月）、二二一頁、卷之百人物部第九「甲府宰相綱豊卿」の項。

- (13) 詳細な内訳については「幕府祚胤伝四」（『徳川諸家系譜 第二』続群書類従刊行会、一九七四年八月）、および同書に基づく古川貞雄「信州の甲府徳川領（一）」（『信濃』第四四巻第二号、一九九二年二月）表1を参照。

- (14) 『甲府市史通史編 第二巻 近世』（一九九二年三月）、二二八―二三〇頁。

- (15) 前掲註（2）『山梨県史』。

- (16) 本稿で参照した北信・東信の自治体史は、『小布施町史』（一九七五年一月）、『長野県史通史編 第四巻 近世一』（一九八七年三月）、『佐久市志 歴史編（三） 近世』（一九九二年三月）、『望月町誌 第四巻 近世編』（一九九七年三月）、『高山村誌 第二巻 歴史編』（二〇〇五年三月）、『佐久町誌 歴史編 二近世』（二〇〇五年三月）、『白田町誌 第四巻 近世編』（二〇〇八年三月）、『川上村誌 通史編』（二〇〇九年三月）、『須坂市誌 第四巻 歴史編Ⅱ』（二〇一五年三月）、『南相木村誌』（二〇一七年三月）。

- (17) 前掲註（13）古川論文。また同氏が執筆した前掲註（16）『佐久市志』などにも同様の記述がみられる。なお古川氏は、（史料2）には言及していない。

- (18) 甲府徳川家では、寛文年間以降、谷村藩領であった都留郡を除く甲斐国内各地の検地を実施した。山梨県立博物館では、かつて甲府城に保管されていた検地帳を五、二二五冊所蔵している。そのうち、都留郡を除き、甲府藩領となつて三年後の寛文四（一六六四）

年以降、徳川綱豊が江戸城に入つて甲府藩が解体される宝永元（一七〇四）年までの期間に、甲府藩によって作成されたものが三、三二九冊と過半数を占めている（寛文元年から同三年のものは確認できない）。検地帳は一つの村について一〇冊以上作成されることもあるので、単純に冊数だけで考えることはできないが、おおまかな傾向として、寛文六年のものが三〇一冊、同一一年のものが六六七冊、同一二年のものが四七九冊、貞享元年のものが五九一冊、同二年のものが三七七冊にのぼるいっぽうで、寛文八年、延宝元年・同二年や天和年間に作成されたものが確認できないといったように、検地帳の作成作業が年次的に偏っているようすがうかがえる。この検地帳の分析によって、甲府藩領の変遷や、検地担当代官の地域分担状況など、甲府藩に関するさまざまなことを明らかにできると考えられるが、今はその用意がない。他日を期したい。

- (19) 現段階では、前掲註（18）で示した検地帳の詳細な分析により、この点についての議論を前進させるものと考えている。

- (20) 「甲府徳川領信州村高帳」（『長野県史 近世史料編 第二巻（一） 東信地方』（一九七八年三月）、七〇七―一二頁、三一〇号文書。なお佐久郡が三万五、八〇七石二斗一升八合、小県郡が三、四四三石九斗七升九合、高井郡が一萬一、〇九五石七斗一升二合となっている。

- (21) また代官近山清兵衛に「寅年領知」として武蔵羽生に二、七五二石五斗四升九合が任されたことが示されている。元禄一一年が寅年であるので、この年から近山清兵衛の代官所になったものであろう。

- (22) 宝永二（一七〇五）年に柳沢吉保が拝領した甲斐国山梨・八代・巨摩三郡の石高が一五万石余りであることから（柳沢吉保宛領知目録」（前掲註（7）『山梨県史』、五九九頁、六七六号文書ほか）、（史料3）の「二十四万石」は過大な数値である。

- (23) 元禄八（一六九五）年の「川口町絵図」によれば、大津城の舟入の堀のひとつ、川口堀に接して「甲府様御蔵屋鋪」があったという（大津市教育委員会『大津城跡発掘調査報告書七〇』（二〇一三年三月、第五章）。佐藤賢一氏のご教示による。

- (24) 『日本歴史地名大系』では、元禄郷帳の記述に基づき、近江国の伊香、坂田、高島、東浅井、蒲生の各郡、全八ヶ村に甲府藩領が設けられていたとし、その多くは延宝八（一六八〇）年に設定されたものとしている。なお、『日本歴史地名大系』では、元禄一四（一七〇二）年に美作国勝南・久米南条・久米北条・真島の四郡、八万六二七石が徳川綱豊領とされ、役所が久米南条郡宮尾村と勝南郡木知ヶ原村に置かれたとする（『美作国』の項など）。

おわりに

藩領の分布の段階差、江戸の甲府藩邸への訴訟ルート、甲府城下町に対する経済政策など、甲府藩に関する基礎的事項について検討を行った。いずれもバラバラのパズルのピースのようであり、未だ全体像はみえてこない。残された課題は極めて多い。これから丹念にひとつずつ、基本的な事実関係を明らかにしていく必要がある。

甲府藩の藩政に関する分析がほとんどみられないのは、甲府藩を藩政の主体とみる視角が共有されていないからではないかと筆者は考えている。⁽⁶⁸⁾ 綱重の江戸城入りに際して解体されてしまったとはいえ、綱重・綱豊の二代、長く見積もれば五〇年余りにわたって関東近郊に置かれ、徳川將軍家に極めて近い待遇を与えられた三五万石の徳川一門の有力大名としては、あまりにもさみしい研究状況にあるといわざるをえない。

また、甲府藩が顧みられなかったのには、広範な藩領の分布も一因となっているのではなからうか。たとえば甲斐国の甲府藩領と、信濃国の藩領とでは、史料の性質や残存状況が大きく異なっている。これらの地域が、はたして藩として一体の状況がみられるのか、あるいはモザイク状に異なる支配が展開しているのか、史料に即して検討するのが極めて困難な状況にある。史料の数はそこそこにあるが、研究が進んでいない背景として、藩領内での比較検討が困難であるということもあるのだろう。

甲府藩の藩領は数か国にまたがっていた。したがって、これらの支配状況を考えるためには、甲斐国にとどまらず、その藩領となった広い地域にわたって関連史料を渉猟していかねばならない。筆者にそれが勤まるかどうか、はなはだ不安ではあるが、大きな課題のひとつとして、今後継続的に取り組んでいきたい。

註

- (1) 「九日、左馬頭綱重卿・右馬頭綱吉卿へ十万石づつ、益封あり、各々廿五万石になされ、左典殿には甲府、右典殿には館林を賜ふ」(『新訂増補国史大系 四一 徳川実紀』三九六頁、「嚴有院殿御実紀」巻三、寛文元年閏八月九日条)。
- (2) 「三日 大納言殿、本城へならせられ、黒木書院に出まし、^(綱重・綱吉)長松・徳松両君に厨料十五万石づつ、駿・甲・上・信・江・濃六州の中にて給ひ、御家人の子第等召出し、附属し給ふべき旨面命し給ふ」(『新訂増補国史大系 四〇 徳川実紀』六八九頁、「大猷院殿御実紀」巻八〇、慶安四年四月三日条)。なおこの「厨料」について、『山梨県史』では、「家光の死の直前である同月(引用者註・慶安四(一六五二)年四月) 三日に、長松(綱重)へ「御賄領」として一五万石が与えられている。このときに与えられた所領は、甲斐・信濃(長野県)・上野(群馬県)・駿河(静岡県)・美濃(岐阜県)・近江(滋賀県)の六か国に分散している」とするが(『山梨県史 通史編三 近世』(二〇〇六年三月)、三三三～三四頁)、右の史料の記述から、この六か国には徳松(綱吉)に与えられた所領も含まれているとみるべきであろう。
- (3) ただし、甲府藩主である綱重・綱重らは、江戸の桜田御殿や浜御殿を拠点として暮らしており、甲斐国に入った記録は確認されていない。
- (4) 以下、本稿でいう甲府藩は、甲府徳川家支配期の甲府藩を指すものとし、柳沢家支配期の甲府藩についてはその旨を註記する。
- (5) 拙稿『概説 甲府徳川家』(企画展図録『甲府徳川家―六代將軍家宣を生んだ知られざる名門―』山梨県立博物館、二〇一七年一〇月)。
- (6) 「甲府徳川家」展の第二章で紹介した史料の多くが、甲府藩の藩政史料と位置付けられるものである。詳細については前掲註(5)『甲府徳川家』展示図録を参照。
- (7) 内閣文庫所蔵「蠹余一得」巻之二『山梨県史 資料編八 近世一 領主』(一九九八年三月)、三九八・九頁、六四五号文書。なお『山梨県史』では史料名を「甲府殿御領地割」としているが、本稿では史料上の表記の通り「甲府殿御領知割」と称する。
- (8) 前掲註(7)『山梨県史』では「年未詳」とするが、寛文元年の甲府藩の石高に合致する「二十五万石」という数値や、後述するように徳川綱重・綱吉を指す「左馬頭様」「右馬頭様」といった呼称が、寛文元年一二月までしか用いられないこと、また史料中に頻出する「申の子迄」が明暦二(一六五六)年から万治三(一六六〇)年を指すものとみられることから、本史料の元となった原本は、寛文元年、綱重が甲府城と一〇万石

甲斐国の米穀相場の差を利用して利益をあげていたのであろう。そのため、甲斐国産の米を扱う米穀問屋と対立関係にあったのではないだろうか。さらに利鞘の大きい酒の取引ではその影響が顕著に現れ、甲府の酒問屋は打撃を受けたのである。そのような状況を背景に、甲府の米穀問屋や酒問屋が、甲府藩に訴え出て、信濃国産の米穀・酒の取引を禁じるように求めたものと考えられる。さて、「史料11」から一〇年後の元禄七（一六九四）年、甲府藩は甲府城下町において信濃国産の米穀を扱う問屋に、ある命令を発した。

〔史料12〕⁽⁶⁴⁾

（元禄七年）
戊六月廿五日

一、信州穀問屋・酒問屋、今日監物様⁽⁶⁵⁾二而御立合、手形連判⁽⁶⁶⁾二而御取被成候ハ、信州穀問屋・酒問屋共、金子多ク所持致候間、御家中へ金子御用相立候様二と被仰付候へ共、何れも少分之者共⁽⁶⁷⁾二而、御用二立不申候、向後信州米穀酒請払仕間敷候、以来請払仕候者、其節ハ急度御用二立可申候由、何れも右問屋共連判⁽⁶⁸⁾二而手形指上ケ申也

甲府町年寄の坂田家の公用日記にみられる記述である。甲府にあった信濃国産の米穀や酒を商う問屋たちが、甲府藩の町奉行竹川信成に呼び出され、以下のような手形を提出させられた。すなわち、彼ら問屋は、金子を多く持っていることとされ、家中への金融を命じられたが、いずれも経営が小規模であることを理由に断った。そのため甲府藩は、彼らに信濃国産の米穀や酒の取扱いを禁じ、もしそれらを再び取り扱ったならば、家中への資金の融通を行う、と約束せられたというのである。

このように甲府藩は、信濃国産の米穀・酒の取引を認める代わりに、商人たちから藩士への融資を引き出そうとした。それはある意味では営業的な性格を持つ金融であっただろう。ところがそれは問屋たちの反対によって挫折したため、甲府藩は甲府城下町における信濃国産の商品の取引を禁じるという報復

措置をとり、もし取引が確認されたならば融資を命じると商人たちを脅迫したのである。⁽⁶⁹⁾

ここに、「信州米御僉議二付書改帳」にみられるように、甲府藩が甲府城下町に流入する米穀を厳しく監視していた理由のひとつがあるのだろう。「史料11」でふれた、寛文九年に甲府藩が信濃国産の米穀の取引を禁じた背景にも、同様の事態があつたとみることができないのか。甲府藩は利益の大きい信濃国産の米穀や酒を扱う商人たちから、資金の融通を引き出すために、信濃国産の米穀や酒の取引状況を監視する必要があつたのである。

「信州米御僉議二付書改帳」が、主として信濃国から流入する米穀を監視するために作成されたとすれば、そこに信濃国産の物資についての記述が多いのは、むしろ当然である。「信州米御僉議二付書改帳」が甲府城下町の取引額全体を示すものかどうか分からない以上、ここから甲府城下町の市場における信濃国産の物資の比重の大きさを読み取ることはできないだろう。その意味で、増田氏のいう「信州産米穀類や信州酒の商圈の拡大」は、数量的な裏付けを欠くということになる。⁽⁷⁰⁾

また、もうひとつ「信州米御僉議二付書改帳」からわかるのは、甲府藩にとって、信濃国から領内に流入して取引される米穀を監視するには、甲府城下町の状況を押さえておきさえすればよかった、ということである。それはすなわち、甲府藩における中央市場として甲府城下町が機能していたことを示す。

甲府藩の藩領は、徐々に甲斐国を核とする形に整えられていった可能性を先に確認した。その前提となつたのは、甲斐国の中央市場としての甲府城下町の存在であり、またそこを押さえる拠点としての甲府城の存在であった。⁽⁷¹⁾ 甲府藩は、信濃国の他藩領との活発な物流を前提に、活況を呈していた城下町の経済的な優位性も、藩の経営に利用しようとしていたのであつた。

いが、「史料9」の記述や、他の史料などから、甲府藩の町奉行に宛てて提出されたものであろう。

「史料10」は甲斐国産の米についての報告であるが、本史料には、甲斐国のほか信濃国の佐久、諏訪、松本、高遠、伊那、飯田などから甲府に運ばれた雑穀（大麦・小麦・大豆・小豆・蕎麦・稗）について、元禄元年の取引高が示されている。⁽⁵⁵⁾このように甲府藩では、元禄元年ころから、甲斐国や信濃国の佐久・諏訪・松本・伊那・飯田産の米穀が、甲府城下町でどの程度取引されるかという動向に注意を払い、詳細な調査を行わせていた。⁽⁵⁶⁾

なぜ甲府藩はそのような調査を行っていたのか。増田氏が述べるように、報告にみられるのは大半が信濃国産の米穀、それも甲府藩領外の諏訪藩、松本藩、高遠藩、飯田藩などからの移入品が中心である。⁽⁵⁷⁾増田氏はここから信州中馬塚ぎの活躍を指摘するのだが、これほど地域に偏りがみられる背景には、この報告の作成に何らかの意図があつたと考えるべきではなからうか。

その点を考えるうえで興味深い資料がある。貞享元（一六八四）年に、甲府の酒屋たちが町奉行に提出した訴えである。

〔史料11〕⁽⁵⁸⁾

御訴訟

一、乍恐申上ル意趣者、信州松本酒、大分御当地江附ケ入、町在々迄広ク商売仕候二付、御当地之酒一円払可申様無御座候而、惣酒屋共及退転、迷惑仕候、其子細考、信州之儀、米穀下直之所にて御座候故、御当地江附出シ払申候、然所二米之儀者、一駄二付金高二分程ならで附不申候、酒二致候而者、一駄二付金一両程宛附申候間、酒二仕候而払申候へ者、駄賃迄も勝手二能御座候二付、松本二而近年酒大分仕込、当国を払所二仕、一兩年以來別而大分二入込、御領分江毎日五十駄・三十駄宛附ケ入払申候二付、⁽⁵⁹⁾□□迷惑奉存候御事

一、□之通、信州松本酒大分附出シ、御領分二而売申候二付、十六年以前^(寛文九年)西ノ年、御訴訟申上候へ者、御当地酒屋共退転仕段被 聞召分、御領分中二而松本酒宿不仕様二被為仰付被下置候二付、松本酒一切附ケ入不申、難有奉存候所二、一兩年以來大分入込申候故、御当地酒屋共造り置申候酒、一円払可申様無御座候二付、当年二罷成潰申候酒屋共も御座候而、何共迷惑二奉存候間、御慈悲二先年之通信州松本酒御領分中二而商売不仕様二被為 仰付被下置候者、難有可奉存候、以上

貞享元子年九月 甲府中

惣酒屋（印）

御奉行所

これによれば、信濃国松本産の酒が甲府で安く販売されたため、甲府産の酒が売れなくなつてしまい、甲府の酒屋が退転に及んだ。なぜならば、信濃国は米穀の価格が安く、信濃国産の米が甲府に運ばれて売却されるためであるという。米のまま取引すると、一駄につき金二分ほどにしかならないが、酒にして取引すると、一駄につき一両ほどになる。酒にして甲府で売却すれば、駄賃も賄うことができることから、大量の酒が松本から流入し、甲府の酒屋が迷惑しているという。このことにつき、寛文九（一六六九）年に甲府藩へ訴えたところ、⁽⁵⁹⁾領内での松本産の酒の取引を禁止する命令が出た。しかしここ二、二年の間に、松本産の酒が大量に流入したため、甲府産の酒の商売が難しくなり、この年に潰れる酒屋もあらわれた。⁽⁶⁰⁾そこで先年命じられたのと同様に、松本産の酒の取引を禁じてほしいと願ひ出たものである。増田氏もこの史料に触れ、信州酒の移入状況を語るものとして位置づけている。⁽⁶²⁾

このように、信濃国と甲斐国では、運賃を考慮しても利益があがるほど、米や酒の値段に相違があつたらしい。元禄元年十一月時点で、甲府には信濃国産の米穀を扱う「信州米問屋」が一六軒存在しており、彼らはおそらく信濃国と

勝、定番の森川四郎右衛門・小野八郎右衛門らにあてたものである。まず甲府藩から町奉行に対し、甲府城下町で取引された信濃国の諏訪・松本・飯田・高遠産の米の取引額（俵高、石高、金高）と、それらの地域の米を買った商人について調査を行い、報告書の正文と写とを両方提出するよう命じられた。それを町奉行は、甲府城下町の上下府中町において実行し、信濃国産の米を扱う問屋をはじめとする商人たちから手形を取り、その写しも作成した。正文については江戸の甲府藩邸の戸田美濃守に提出し、写しを甲府城代のもとに提出した。綴られた史料のなかには、印が捺されたものもあるが、「史料9」に引用した部分の記述などから、いずれも正文は江戸の甲府藩邸に送られ、これらはその写しとして甲斐国に残されたものと考えられる。ここに収められた報告書から、一例をあげよう。

〔史料10〕⁽³³⁾

〔表紙〕辰ノ年甲州御領分穀問屋参候米俵高改帳

五冊之内

覚

柳町

一、千二百三十四俵者 半兵衛分

是ハ甲州御領分在々出申候米

柳町

一、百六十七俵者 六左衛門分

是右同断

柳町

一、四千九百七十一俵者 七兵衛

是右同断

（二〇ヶ条略）

合二万五百五十九俵

右考、甲州御領分出申候米、御当地二而払申候俵高書付差上ケ可申旨被仰渡、奉畏候、穀問屋共銘々売帳面、拙者共方江取寄、五人組之内一人宛立合せ、委細吟味仕、去辰之年米売高如斯書付差上ケ申候、右之通、少^茂相違無御座候、若相違之儀も御座候考、拙者共儀、如何様之曲事二も可被 仰付候、為後日、仍如件

柳町長人

元禄二巳年二月 新左衛門（印）

三日町長人

喜左衛門（印）

上連雀町長人

仁兵衛（印）

八日町長人

五郎左衛門（印）

同断

三郎右衛門（印）

横近習町長人

忠右衛門（印）

ここでは「甲州御領分」、すなわち甲府藩領のうち甲斐国内の所領から甲府城下町に運ばれて取引された米二万五五九俵について、取引された俵高、問屋の名前と所在地、取引した米の産地が記されている。「甲州御領分」、すなわち甲斐国の甲府藩領産で、甲府城下町で売却された米の俵数について報告せよと甲府藩から命じられたので、米穀問屋の帳簿を取り寄せ、五人組から一人を立ち会わせて帳簿を改め、元禄元年の取引高について報告したものであるという。問屋が所在する各町の長人（町名主）⁽³⁴⁾が名を連ねており、宛名は書かれていな

る代官の権限が強まることにもつながっていく。享保改革以前の、いわゆる「土豪型」代官のような事例が、甲府藩領でも広くみられたということだろう。

そもその問題関心にさかのばれば、寛文一二年の「群参」は、甲府藩においては、例外的ながらも藩が公認した合法的な訴訟行為であり、暴力的で非法な「強訴」という位置づけはふさわしくないものといわねばならない。ただし、江戸の甲府藩邸への出訴の結果得られた裁決も、代官が履行するとは限らず、その意味で江戸への出訴は領民にとって決して有利な訴訟ルートとはいえなかった。彼らが現実には「仕置」の改善を狙うのであれば、管轄の代官に訴えるか、その上役である家老衆を動かすよりない。あの指南役が語っていたように、幕府への出訴はそれを叶える方法として考えられていた。すなわち甲府藩の領民たちは、藩と幕府との密接な関係を前提に、幕府に訴えて藩を動かすという戦術を知っていたのである。

いっぽうで甲府藩が、各地域を管轄する代官から江戸の甲府藩邸に至るまでの独自の訴訟ルートを備えていたこともわかった。綱重・綱豊がお国入りせず、藩の中枢機構が江戸にあるという事情が、このようなルートを整備させたものであろう。

三 甲府藩の経済政策―甲府城下町と信濃国産物資―

甲府藩は、所領を幕領から分与され、組織も幕領のそれを流用したとみられることから、特に藩領支配の面では幕府の影響を強くうけていた。しかし、甲府藩独自の施策がみられないかといえそうではない。そのひとつとして位置づけられるのが、甲府城下町に対するさまざまな政策である。ここでは特にそのなかから、甲府城下町に移入する信濃国産の米穀・酒をめぐる状況をみていきたい。

元禄二（一六八九）年、甲府城下町の米穀問屋は、甲府藩に対して前年の米

穀の取引高と金額などを報告した。その記録が「信州米御僉議二付書改帳」⁽⁴⁹⁾である。増田廣實氏はこの史料を用いて、「〔甲府城下町で取引される〕米の六〇パーセント、雑穀の五八パーセントは信州産であり、甲州産はいずれも四〇パーセントほどにすぎない。この信州産米穀類のうち、米はほぼすべて、雑穀の九一パーセントは諏訪・松本・高遠藩領からである」とし、信濃国の中馬稼ぎの活発さを指摘している。⁽⁵⁰⁾しかし、そもそもなぜ甲府城下町の米穀問屋は、そのような報告を甲府藩にせねばならなかったのか、このような史料が作成された背景については、増田氏を含め、これまでの研究では触れられていない。

「信州米御僉議二付書改帳」は、全部で一〇五丁からなる冊子であり、数え方によつて多少前後するが、三六件の米や雑穀の取引高についての報告が綴じられている。その性格については、この冊子の末尾に示される史料によつて明らかになる。

〔史料9〕⁽⁵¹⁾

（松本 脇方）

右者信州諏訪・飯田・高遠の御当地町中へ年々参候米俵高・石高・金高、且又右四ヶ所へ買入方る前金、又者前金なしに米買候もの、并直買仕候者共致僉議、銘々手形取之、本書写共二差上可申候由、被仰渡候二付、則上府中・下府中、委細二遂僉議、信州穀問屋ハ勿論、其外前金遣シ米買候もの、又ハ直買仕候者共方る取手形之写シ、如此二御座候、尤本手形之儀ハ、戸田美濃守殿江差上ヶ置申候、右之外者町中右四ヶ所へ前金遣シ米買候もの、又者直買仕候もの、一人も無御座候、以上

元禄三年十一月 渡辺武右衛門^(定長)

岡野对馬守殿^(成勝) 竹川監物^(信成)

森川四郎右衛門殿

小野八郎左衛門殿

甲府藩で甲府の町奉行であった竹川信成・渡辺定長らが、甲府城代の岡野成

古高二万四千四百五十五石二合

新高三万三千七百七十一石三斗四升五合

粗二万五万九百五十九俵六斗四升五合⁽⁷⁾

是ハ去ル戌年去ル子迄三年々上俵

一、当春中⁶唯今⁷迄迄御訴訟申上候儀、右ノ通り村々ニより二百・三百俵、或ハ五百俵・七百俵、三年以来御上ケ、殊ニ去子ノ年ハ立毛ニ不構御取ケ被仰付候得共、御年貢之義ニ御座候へハ、田地・妻子売立、御上納仕度奉存候処ニ、一国中之詰ニ御座候へハ、一円買人無御座候間、御未進仕候御事

一、今度御代官様⁶村々御僉鑿ニ付、元米之御上ケと被仰出候へ共、百姓義ハ御指紙を以勘定仕見申候へハ、元米之合点不仕候、其上反取、又ハ御春法之御勘定被遊、作徳沢山相残候処ニ、高免と申候哉と被仰付候ニ付^而、百姓儀も明細ニ勘定仕見候処ニ、一人分と人馬六・七人にて田畑五反半・六反歩ノ作、此立毛御代官様御勘定之通り御年貢指上候て、御残し被下候作徳、右之人数年中たね夫食一人にて、一日にあて物二合被下候積りと、作道具ニ引申候へハ、七俵一斗・八俵程一日分之百姓前にて不足候へハ、御座候所ニ、是ハ立毛大方之年にて勘定如此ニ御座候、殊^(原文カ)ニ右三年之義ハ、一国中かくれ御座なく大違仕候故、大分ニ不足仕、飢命ニ及、只今至迄御訴訟申上候御事

一、西郡・武川筋之義、去ル十ヶ年以前、辰ノ年⁶去ル子ノ年まで、年々御検地被遊候へハ、先年御位なし之地、上・中之御位付、本田畑御打出し、御位なおし候て御高上り申候所、地免ニ不構、反取高ク被仰付、迷惑仕候、百姓義、一作違、数年之草臥ニ罷成申候所ニ、右申上ル通り、去子まで三年、田畑共大違仕、かつめいニ及申候ニ付、当春中殿様・御家老中迄、数多之百姓罷下、御高免并御拝借米被遊、御助け被下候へと御訴訟申上

候へハ、則御拝借米御国御代官方へ申越候間、罷歸り其段申上、御拝借ニ預り候へと、御意被遊候所ニ、其以来御代官所へ数度御訴訟申上候へ共、少も御承引無御座候義、迷惑仕候、御慈悲ニ此上御助け被下候へハ、難有奉存候、以上

寛文十三年丑ノ九月日

西郡筋

武川筋

御城代様

西郡筋・武川筋の七〇ヶ村による訴訟であり、先の〔史料5〕との関連も推測される。村側は年貢率の高騰と代官の非法を訴えたうえで、傍線部によると、寛文一三年の春、江戸の甲府藩邸に多数の百姓がおしかけ、年貢の減免と拝借米について訴えた。これに対し、藩からは、拝借米については代官へ命じておくので、甲斐国に戻って代官にこのことを伝え、拝借米をうけるようにと伝えられた。百姓たちがその通りにしたところ、代官に何度訴えても承知してくれない、というのである。

村側の史料ではあるが、「殿様・御家老中」への出訴が、何も問題とされることなく示されていることから、寛文一三年の時点で、甲斐国の甲府藩領から江戸の甲府藩邸への訴訟ルートが開かれていたとみてよいのではないだろうか。

さらに〔史料8〕において、もうひとつ注目すべきは、拝借米に関する江戸の甲府藩邸の意向が、代官によって履行されない状況が発生していることである。すなわち、村側からすれば、いくら江戸の甲府藩邸に訴え出て、「殿様・御家老中」から有利な裁決を引き出したところで、代官によってそれが実現しない事態がありうるということになる⁽⁴⁸⁾。

先に甲府藩領の支配は、基本的には幕領の支配構造を流用して行われていた可能性を述べた。それはとりもなおさず、幕領時代から継続して現場を担当す

条々

(一五ヶ条略)

一、御代官所中、公事有之時^者、能々致僉議、濟候義^者勿論可被申付之、若落着仕かたき儀^者、双方証文・証拠取集、先触頭迄申達之、可被受指図事

一、他領^与公事有之百姓、公儀^江出候^者、出入之子細承、届ケ之、御勘定頭迄可有注進之事

(三ヶ条略)

右条々、堅可被相守此旨、若於油断^者、急度可被 仰付者也

延宝九年三月 日

^(岡部定重) 出羽判
^(戸田羅連) 伊勢判
^(岡野成徳) 肥前判

御代官衆中

延宝六(一六七八)年に甲府徳川家の家督を継承した徳川綱豊が、村と代官に対して出した触で、前半が村に対して、後半が代官に対して命じられたものである。このなかで綱豊は、村に対し、訴訟や公事出入について、管轄の代官が取り扱わなければ、触頭に訴えよという。触頭も取り扱わないのならば、甲府定番に訴えることができ、さらにその上でも存念がかなわない場合は、甲府城代に訴えることができるというのである。また、「甲府御役人」こと甲府城代の副状がなければ、江戸に来てはならないとしながらも、もし子細があつて城代からの副状が出ず、自分で直接訴えなければならぬと考えるのであれば、一村から名主・長百姓など三人までは江戸に来てよいが、それより多く江戸に訴訟に来てはならないとしているのである。

ここで示されている代官から触頭、定番、城代、江戸の甲府藩邸へという訴

訟ルートは、そのまま上意下達ルートとなるのであろう。先にみた職制上の役職について、その機能をうかがうことができる、甲府藩の藩政機構の実像を示す数少ない史料のひとつである。

さて、ここで綱豊は、さまざまな条件を付け、極めて例外的な措置であるとしながらも、江戸の甲府藩邸への出訴を認めている。もちろん代官には、公事訴訟に対する僉議を命じるなど、あくまで藩領内で問題を解決することを前提としている。しかし村側がこのような規定の存在を知っていれば、訴訟に詳しい指南役でなくとも、ただちに江戸の甲府藩邸への出訴を企てるのではあるまいか。「史料6」でみた訴訟が企てられていた寛文一三年は、まさに城代が不在で副状を出すことができない状態にあった。「史料7」は綱豊段階のものであるが、綱重段階でも同様の規定が存在し、指南役をはじめとする村側は、それに則つて出訴をしたうえで、幕府への出訴をも企てたのではなからうか。⁽⁴⁴⁾

飯田氏はこの規定にふれ、「さきの一揆にみられたような情勢に対処せざるをえなかった支配者側の対策」とし、「農民の訴訟(闘争)を、自己の支配機構内でのルール」「に従わせること、江戸訴訟に甲府役人の副状を要し、また出訴人数の制限などによつて、彼らの激化をおさえようとする訴訟手続きの規定であり、徒党・越訴・強訴の禁令であつた」と位置づけた。⁽⁴⁵⁾ 寛文一二年の強訴や同一三年の訴訟計画をうけて、甲府藩が訴訟ルートを整備し、それに従わせたという主張である。しかし綱重段階でも、甲府藩が警戒していたのはあくまで幕府への出訴であつて、江戸の甲府藩邸への出訴は否定してはいなかったのではなからうか。

綱重段階における領民の江戸への出訴に関して、もうひとつ史料をあげよう。こちらも典拠となる書籍の状況を踏まえ、全文を掲げておく。

〔史料8〕⁽⁴⁶⁾

西郡筋・武川筋七十ヶ村にて御訴訟仕候御事

とがわかる。甲府藩領の百姓が江戸で訴え出る先は、甲府藩邸か、幕府大目付かのいずれかであろう。あの指南役が大目付への出訴を提案しているところなどからすれば、甲府藩が警戒しているのは百姓たちの幕府への出訴であつて、甲府藩邸への出訴ではない可能性⁴²がある。そのことをうかがわせるのが、寛文二年に徳川綱重が代官・手代に対して出した「覚」である。

〔史料6〕

覚

（七ヶ条略）

一、御用有^而之、御代官又ハ手代居候所へ百姓を呼、永々相詰させ候者、可致迷惑候間、兼々被仰付候通、可済義ハ早速埒明、百姓迷惑不仕様二可被申付候、若隙取候御用か、又ハ百姓余多呼候ハて不叶義に候者、其所へ参、穿鑿尤二候、併品ニより遠路二候共、召寄可然義ハ各別也、何れノ道ニも百姓不致迷惑、御用無滞埒明申様ニ被相考、御仕置可被申付候事（原文一行欠力）

付 他領方申来候公事訴詔之義、打捨不取上事依有之、内々ニて可済義も公儀迄申出、百姓及迷惑可有之候間、何方方訴来候共、早速遂穿鑿、可済義二候ハ、埒明可被申候事

（五ヶ条略）

右十三ヶ条之趣、^{（太田吉成）} 沓岐守殿・^{（諏訪頼郷）} 若狭守殿・^{（新見正信）} 但馬守殿・^{（山口直治）} 出雲守殿・^{（島田時郷）} 淡路守殿江得御意如此二候間、不相背様二手代等迄常々能々可被申付候、勿論此旨於相背者、面々可為越度候、以上

寛文二寅年七月 ^{（勝成）} 野田市左衛門

^{（政長）} 桜井忠左衛門

南条半七郎殿

服部久左衛門殿

樋田五郎兵衛殿

（後略）

ここで甲府藩は、代官の綱紀肅正を指示するなかで、他領から出訴された公事訴訟について、打ち捨てて取り上げなかったことで、幕府に出訴されると百姓が迷惑するので、どこからの訴えであつても、速やかに穿鑿を遂げ、甲府藩内で解決するようにと命じている。これは史料の文言などから、藩主の徳川綱重よりも、太田や諏訪ら家老衆の意向が強く反映されたものとみてよいだろう。あくまで他領からの支配領域をまたぐ訴訟に関してではあるが、領内の訴訟沙汰について、甲府藩が幕府への出訴を警戒しているようすがうかがえる。

続けて史料をみていこう。

〔史料7〕

覚

（二ヶ条略）

一、御領分之百姓、訴詔并公事出入之儀於有^{之者}、先達御代官所自然取上無之候者、触頭江可訴之、触頭許容無^{之候者}、御定番江申達可受裁許、其上にても存念不相叶、迷惑仕儀候者、御城代江可訴之、何様之儀有^{之候者}、甲府御役人之無副状して江戸江不可参、若なにとそ子細有^{之而}、御役人より副状不出節、自分としてなりとも江戸江参、訴詔不申^而不叶儀有^{之候者}、其所之名主・長百姓等両三人可参、それよりおほく江戸へ参訴訟申候者、可為曲事事

（八ヶ条略）

右条々堅可相守、此旨若違背之族於有^{之者}、当人之儀者不及申、名主・五人組迄急度曲事可被 仰付者也

延宝九年三月日

候、以上

中郡筋 西郡筋 辺見筋

北山筋 武河筋 万力筋

右之通り御取ケ御高免と申儀を本して、百姓迷惑、色々訴訟二可書致、早々

江戸へ下り御訴訟可申候、大方甲府様二御取ケ被成間敷、御本丸様大目

付衆高木伊勢守様へ御上ケ候ハ、則時二訴訟叶、備中殿・市左衛門殿・六

右衛門殿・次兵衛殿被致閉門、御仕置候も能成可申候、此候訴訟相止ハ、

弥取ケも上ケ、仕置も悪敷可有之、御城代様御心入難忘候間、御城代様之

御為二も此候捨置申事いかゝ二候、能々御せんき可被成候、大勢寄合候へ

ハ、僉議調申間敷候、能衆十五人寄合、此訴訟状吟味御直し可被成候

遅く御座候故早々如此二候、以上

寛文十三癸丑二月

坂東河原二捨置申候

逐条的な解釈は割愛する。注目すべきは、史料末尾の、傍線を付した「右之通り」以下の部分である。ここでは、何者かが、中郡筋など六つの筋の村々に對して、年貢率の高騰を訴状に書き、早々に江戸で訴訟をせよという⁽³⁹⁾。また、甲府藩では取りあげてもらえないであろうが、幕府大目付の高木守久に訴えれば、すぐに訴訟が取り上げられ、甲府藩の家老新見以下が処罰されて、仕置もよくなるだろうといっている。このまま訴訟をしなければ、年貢率はさらに上がり、仕置も悪くなっていくだろう、甲府城代の「心入」⁽⁴⁰⁾が忘れがたいので、城代のためにもこのまま捨て置くことはいかがであろうか、よくよく僉議をせよ、と述べたうえで、大勢が寄り集まっては、僉議も成り立たないので、一五人ほどの代表者によって、右の訴状を吟味して修正せよ、「遅く御座候故」このようにするのだ、というのである。

すなわちこの部分からは、中郡筋など六つの筋の村々を連携させ、訴訟を指

導する人物の存在がうかがえる。ここではその人物を仮に指南役、と呼んでおくことにしよう。何者かは不明であるが、甲府藩の内情に通じた人物であることは間違いない。幕府大目付の高木には「様」をつけ、甲府藩の家老・代官には「殿」をつけているあたりからも、甲府藩に深く関わった人物であることが推測できる。

飯田氏はこの部分を引用し、「十三年春の領民の出訴には城代の“心入”のあったことが、次（「右之通り」以下の史料引用部分）のように示され、彼らの鋒先が家老新見とこれと結ぶ代官に向けられていることが明らかにされている⁽⁴¹⁾」と述べている。しかし、この指南役の主張の主題は、あくまで訴訟を通して「仕置」の改善をはかることにあり、家老新見以下の処分はその副次的な影響のひとつとみるべきではないか。村々に幕府大目付への出訴を勧めているのも、訴訟を有利に進めて目的を達成するための作戦であり、新見らの名前はあくまで甲府藩側の行政責任者の象徴的な存在としてあげられたにすぎないのではあるまいか。

さて、世知にたけた指南役の存在を前提とすると、その指導のもと作成された「史料5」の文中において、繰り返し訴えられる百姓の窮状を、どこまで素直に信じてよいか疑問に思われる。もちろん、根も葉もないとまではいかないにしても、訴訟を有利に進めるための方便や文飾が多分に散りばめられていることを念頭に置く必要がある。

ここで最初の傍線部を取り上げたい。甲府藩領の村々の百姓が大挙して江戸へ行き、「何方迄も」訴訟をするつもりで、石和（現笛吹市）や鶴瀬（現甲州市）まで赴いたところ、江戸へ訴訟に出た百姓は關所にされると聞いたため、是非なく村に戻った、百姓の難儀について、幕府へ出訴するよりないところに対し、甲府藩からそのような非分の処置をされた、というのである。

この部分から、甲府藩は、百姓の江戸への出訴を取り締まろうとしているこ

事

一、御年貢金之儀ハ、先年ハ收納仕廻し候得る、霜月・極月御上納申候所、近年百石二六兩宛、来ル当日ニ納候様二と、八月・九月ノ日限を被遊被仰付、迷惑仕候、百姓前ニ無御座候故、利足付之金子を借り候^而、御上納申候故、是又大分之費ニ罷成候、大切金之儀ハ、跡々ハ御本丸様ノ御直段極り参次第、其直段を以、百姓心次第納候様ニと被仰付、御蔵納候^而、春ニ成払候^而、御上納申候所ニ、近年ハ初御蔵ヘ納不被成、直段不被下候以前ニ金子御取立被成、百姓こんき仕候御事

一、御領分ニ相渡御檢地被仰付候節、御繩手御打候跡、横目衆あて繩被遊候故、御繩衆も殊外御打詰被成、迷惑仕申候、御繩入之村御年之儀、五わりも七割も上り、其上御繩中入用大分二^而、百姓こんき、ケ様こんき御公儀様ニ御かんかい不被下候、先年領分ニ不成前、百姓納候村ハ、只今二百俵も三百俵も四百俵も納候村も御座候^而、魂氣仕候御事

一、右御檢地之村二^而、下田・下々田、巨細ハ去ル子ノ年ノ反取ニ高ク被仰付、御年貢相不申故、右位之田地斗持申候百姓、別^而こんき仕候、右田地、何れ村ニも大分二荒し申候様ニ御座候、迷惑仕候御事

一、近年御代官所、割合一村交ニ被仰付候故、御触状次・御馬次、五里・三里、夜通しニ廻り、難儀仕候、府中近所之村々ハ、方々ヘ御触状次、御川除御奉行衆・御手代衆召候馬度々出し、夫錢二入申候ヘハ、百姓こんき仕候御事

一、万御所務立申義、御運上納候儀ハ、百姓ノ役被ニ罷成義ニ御座候、山林・芝間・小物成場・物ほし場と申候^而、惣百姓廿二も成、本田畑之こやし、人馬大丰成たりも成り申二、新田望申者御座候ヘハ、御所務仕候ヘと有之候間、百姓こんきニ御構不被成、其上他之支配ニ仕候義、迷惑ニ存、其所ニ不応セ、御年貢差上ケ候^而も、所々百姓御請申候得^者、大丰成難儀

罷成申候、跡々ハ起間切添少も無之、手形差上ケ申候^{ヘ者}、其通りニ^而差置被成候所々、近年ハ百姓ニ神文を以御改被仰付、去ル西ノ年ノ御手代衆直改ニ被成、年増ニ御吟味強く罷成、迷惑申候、其上右地改地ハ、素田二^而一毛作り之場所ニ御座候所ニ、去ル子ノ年ノ高免ニ被仰付迷惑仕、何れ村も荒中二^而御座候

一、百姓耕作收納之間々ニ、少宛之商売仕いとなミ仕候所ニ、近年運上錢上納申二付、少宛のあき内仕候儀も不罷成迷惑仕候、少分百姓別^而退屈仕候御事

一、御領分之内水損・日損場、山畑、悪米之儀、跡々御ためし引被成候所払二被仰付候所ニ、近年御潰江戸廻し米ニ被仰付候段、大分百姓費ニ罷成迷惑仕候御事

一、御領分ニ成、万御用重々宗門御改帳・五人組帳・反別差出帳、其外年中甲府ニ相詰入用もかゝり、隙も費、迷惑仕、少々儀ニも手形・口書被召上ケ、大丰成百姓之難儀御座候ヘとも、御かんかい不被下、迷惑仕候御事

一、去ル子ノ年ハ例年ニ替り御檢見念被入、田毎二^而坪かり被遊、□数稻粉総数・銘・上中下と御わけ、紙袋ニ御入、畑方之義ハ諸作之色々御改、其上百姓方ノ書見御取御吟味被下故、百姓方二^而も右之通り吟味仕り申候ヘハ、去年ハ作違申候田も畑も、御年貢相申ハ些様二見及申候間、定^而御年貢御引可被下と存候処ニ、存外之御高免ニ被仰付、驚入申候御事

一、領分之内、御免許屋敷、御年貢被召上ケ迷惑仕候、駿河大納言様御代ニも御潰被下候所ニ、御領分ニ成候^而も御免許ニ^而御座候所ニ、去ル子ノ年ハ俄ニ御潰被下候所、迷惑仕奉存候御事

右之通り百姓退転ニ及申候間、御取ケ之儀ハ去ル子ノ年ノ以来迄、丑年五ヶ年平之定免ニ被仰付可被下候、其上こんき仕候百姓御助上候者、難有奉存

府市史』などにまとめられている。このように、甲府藩において、家老・寄合以下の職制が存在したこと、甲斐国には城代や定番などが置かれたこと、およびその人員や任期については、ある程度わかっている。

しかし、実際の甲府藩の藩政のなかで、彼らがどのような活動を行っていたか、藩主や領民たちとのような関係にあったかなどということについては、これまで検討されてこなかった。そこでここでは、甲府藩の藩政の具体相に迫ってみたい。

甲府藩と領民との関係を示す事件のひとつに、寛文一二年の「群参」があげられる。古くから様々に語られてきた事件であり、例えば『甲斐国志』には以下のように記されている。

〔史料4〕⁽³⁵⁾

寛文十二子ノ冬、州民三百余人、江戸甲府屋敷二群参シテ、租税ノ事、新見ガ非儀タル旨ヲ訴フ、翌延宝元丑八・九月に及ンデ州中穩カナラズ

飯田文弥氏は、後掲する寛文一三年の〔史料5〕などを、「〔寛文〕十二年冬より十三年にわたって領内にみられた右のような（不穏な）情勢」を示すものと位置づけている。⁽³⁶⁾ 飯田氏は明言こそしていないが、村の「闘争」の一形態としてこれを「強訴」と位置づけており、「訴願運動に希望を託しえなくなったとき、江戸屋敷への門訴（寛文一二年の「強訴」という闘争形態を実現させた」と述べるなど、正当な手続きを踏む「訴願運動」に対して、この「強訴」は違法な「闘争」であったという認識をうかがわせる。

ところが飯田氏も述べるように、この「強訴」を直接示す史料は確認されていない。さらにいえば、「桜田領（甲府藩領）内にはその後も不穏な空気が流れていたというが、激化した事件は記録されていない」とも飯田氏は述べている。⁽³⁷⁾

果たして、寛文一二年の「群参」は「強訴」であったのか。まずは飯田氏が

検討に用いた史料を中心に考察を進めていきたい。極めて長文の史料ではあるが、典拠が参照しづらい状況などにかんがみて、あえて全文を掲げる。

〔史料5〕⁽³⁸⁾

御訴訟

一、甲州河西之儀、二十年以来已之年御領分二成、又丑ノ年相渡ル共丑ノ年之秋、御本丸様・御両殿様領并小給所共二、^(寛文元年)西ノ丑迄五ヶ年平を以、御取ケ被仰付候、其年々五分・七分、何村も御免合上り、百姓迷惑仕候、去ル戌之年耕作皆損仕候処二、^(寛文一〇年)高免二被仰付、村々々二損又ハ一損七・八分、一度御上ケ百姓危く申義罷成間敷と存候而御訴訟申候へハ、籠舎二可被仰付と心意被成候故、御領分中不残江戸へ罷下り、何方迄も御訴訟可申上と、石和・鶴瀬迄罷出候処二、訴訟江戸へ参候百姓ハ御關所二被仰付候間、罷歸り候様二と跡々申遣候二付、不及是非罷歸り申候、百姓難儀仕候義、御公儀様へ御訴訟申上候方外無之候処二御非分奉存候、^(寛文一二年)其上亥ノ年も御取りケ御上ケ、去年子年ハ何年二も不荒田畑共皆損仕候故、河東御本丸様領并二小給所方共二御取ケ引申候処、川西領分大分二御上ケ、所二右三損七・八分、二損五・六分、一損之内外之御高免二被仰付、田畑・家屋敷・妻子・下人等売払候而御年貢二相不申候、大分御未進仕、只今右種夫食持不申、かつめい及申候、右五年平を以、^(定方)上免二被仰付、其上夫食御拝領仕、百姓助申候様二奉頼候御事

一、右申上候御高免二而、御公儀前高二六ツ二被仰付候者、百姓前二而十之御免合二罷成候、子細之義ハ、江戸廻し米・甲府御給米入用大分二而、御免合二積り申候へハ、二損四・五分二付申候、其外河除入用、大豆まよい、名主給、御茶苗入用積り、合一損四・五分相申候、扱又耕作仕付申候も、種夫食・薪・こやし、男女之敷せ切米牛馬かいりう等、大分二物入申候御事二御座候、ケ様二御考被遊、御高免二被仰付、退職仕候御

の人々が認識していた甲府藩領の範囲は、「史料2」のような内容であったと考えられる。そこから甲府藩の支配時期の終わりに近い、元禄年間から宝永年間にかけてのようすを反映したものとみることができまいか。「幕府祚胤伝」についても、ほぼ同様と考えてよいだろう。

史料間の齟齬が大きい箇所として、近江国や大和国といった上方の所領があげられる。近江国の所領については、大津城に甲府藩の蔵屋敷があったことはじめ、その分布についてもある程度は判明している。⁽²⁴⁾ 大和国についてはわかるところは少ないが、「甲府御館記」⁽²⁵⁾のなかに、甲府藩士が役人として大和や近江に派遣されている事例が散見されるので、この両国に何らかの甲府藩の支配機構が存在したことは間違いない。しかしながら、その具体的様相については、現段階では不明とせざるをえない。

甲府藩の支配域の段階差に関しては、信濃国の甲府藩領について述べた古川貞雄氏の研究が参考になる。⁽²⁷⁾ 古川氏によれば、(A)の「厨料」のうち、信濃国佐久郡の所領に関して、綱重が家綱から拝領したのは慶安四年であるが、実際に甲府藩領としての施政が確認できるのは承応二(一六五三)年であり、時期にずれがあるという。また元禄一四年八月には、信濃国佐久郡・小県郡・高井郡の甲府藩領の全てが幕領に編入されている。

甲斐国内の所領についても同様のことが想定されよう。巨摩・山梨・八代のいわゆる国中三郡のうち、前掲の諸史料にもみられるように、当初から甲府藩領であったのは巨摩・山梨の二郡であった。残る八代郡に関しては、幕領と旗本領が錯綜していたが、延宝三年に帯那村・山鹿村、元禄五年に市川大門村・上野村・黒沢村・高田村・八之尻村などで甲府藩による検地が行われていることから、(C)の延宝期の加増に前後して、八代郡の旗本の知行替えと、甲府藩領化が徐々に進められていたものと考えられる。⁽²⁸⁾

甲斐国や信濃国以外の甲府藩領の所在地も、その時々都合で細かく変動し

ていったのだろう。そのため、記録を作成する時々においてその内容が異なったことで、史料の間での記述の齟齬が生じた可能性がある。⁽³⁰⁾ 甲府藩領についての記述にみられる齟齬は、甲府藩領の流動性を示すものとして考えておきたい。では、そのように頻繁な支配の変更が、なぜ可能であったのだろうか。甲府藩領の行政の基本的な枠組みは、幕領時代のものを継承していたことが指摘されている。⁽³¹⁾ ある程度組織の整った幕領支配の構造を流用したからこそ、短期間での支配替えができたのであろう。⁽³²⁾

甲府徳川家は、本宗家に極めて近く位置づけられた徳川一門であり、また甲斐国など支配地域に特別の関係を持たない、新規に創出され、配置された大名であった。それゆえに、そのようなフレキシブルな所領の運用が必要とされ、また可能となったのであろう。

しかし右にみたような信濃国の甲府藩領の幕領化や、八代郡の藩領化など、錯綜して分布していた所領の一円化が徐々に進められていることから、甲府藩領は、あくまで甲府城を中心とする甲斐国の所領が核となっていたとみてよい。仮に綱重が江戸城に入らず、甲府徳川家が存続していたならば、後の柳沢家支配期の甲府藩のように、甲斐国の一円支配を行っていた可能性がある。柳沢家の甲斐国入部と一円支配の前提として、甲府徳川家の存在は極めて大きかったということになるだろう。

二 領民と江戸の甲府藩邸―寛文一二年の「群参」をめぐって―

右にみてきたように、甲府藩領は、幕領と置き換えが容易な所領として設定されていた。支配領域が数年単位で変動し、いつ幕領になるかわからない地域で、甲府藩はどのような支配を行い、また領民は甲府藩をどのように認識し、関係を持っていたのであろうか。

甲府徳川家の職制については、「甲府様御人衆中分限帳」⁽³³⁾などをもとに、『甲

解釈すべきであろうか。

これまで、甲府藩の藩領分布を説明するにあたり、たとえば、『甲府市史』⁽¹⁴⁾では「史料1」に依拠し、『山梨県史』⁽¹⁵⁾では「史料2」に基づいて、それぞれ説明を行っているため、食い違いが生じている。北信・東信地方の自治体史も、ほぼ同様の状況といつてよい。

古川貞雄氏は、これらの史料にみられる藩領分布の違いに触れ、「多少異なる時期の記録と思われ検討を要する」としながらも、「さしあたり信濃分は合致して問題がない」として、検討を保留している。⁽¹⁷⁾

まず石高の違いをどう考えるべきであろうか。甲斐国に限っても、史料間で石高に齟齬がみられる。この甲斐国の石高の高下に関しては、おそらく甲府徳川家のもとで行われた検地の成果が反映されているかどうかによるのではなからうか。⁽¹⁸⁾したがって、これらの史料の間での石高の相違は、古川氏のいうとおり、作成された時期の違いに起因するものとみられ、これらの史料のみからその点を詳しく論じることが難しい。⁽¹⁹⁾

所在地の違いはどうであろうか。(A)の「厨料」に限ってみても、「史料1」では甲斐国と信濃国に加えて駿河国や近江国にも所領があったとする。いっぽう、「史料2」では甲斐・駿河両国のみとしている。また「幕府祚胤伝」では美濃国や上野国にも「厨料」があったということになっている。

もうひとつ、甲府藩の藩領について示された史料をあげよう。元禄一一(一六九八)年の「信州甲府領佐久・高井郡村々高帳」である。时期的には(C)の段階のものである。この史料では、佐久・小県・高井各郡について、代官支配地ごとに村高を列挙したうえで、末尾に甲府藩の所領について、次のように記している。

〔史料3〕⁽²⁰⁾

(前略)

甲府様御領分

六万石	大和国
二十四万石	甲斐
五万三百四十六石九斗九合	信州
三口×三十五万石三百四十六石九斗九合 ⁽²¹⁾	

これによれば、甲府藩領は大和国に六万石、甲斐国に二十四万石、信濃の所領と合わせて都合三万三万四千六百九十九合であるという。⁽²¹⁾「史料1」や「史料2」などとは異なり、年代が元禄一年とはっきりしてはいるものの、信濃国以外の数値が整いすぎていることや、甲斐国の石高が大きすぎるなどから、これらの記述はやや信頼し難い。しかし、元禄一年の段階で、甲府藩領の範囲を、大和国など上方の所領と甲斐国周辺の所領とに分けて考える見方が存在していたとみることはできよう。

このように、甲府藩領の分布を示す史料は四種類存在する。これらの史料を踏まえて、どのように考えればよいであろうか。

まずは、これらの史料のいずれか、もしくはすべてが誤っているという見方がある。その可能性は決して低くはないが、現状、これ以外の史料は確認できておらず、またこの四種類について、どれもその内容を積極的に否定できる材料がないため、この見方に立つ限り、甲府藩領の分布については不明であるとせざるを得ない。

いっぽう、これらがある程度実情を反映していると見た場合、どのような状況が想定されるであろうか。記述の内容からみて、成立が早いのは、(B)の内容までしか反映されていない「史料1」であるとみられる。また「史料3」は作成年代がはっきりしているが、(C)の内容を含む「史料2」と「史料3」や「幕府祚胤伝」の記述については、その前後関係は判断できない。しかし「史料2」の内容が、『甲斐国志』など他の記録類にも確認されることから、後世

「甲府殿御領知割」と題されていることから、本史料は、ある段階における甲府藩領の書上とみられる。また、「甲府殿」の所領として「高都合二十五万石」としているのは、(B)の寛文元年の加増時点の内容を示しているものである⁸⁾。これによれば、その藩領分布は、甲斐国巨摩・山梨両郡のほか、武蔵(羽生領)・駿河・近江・信濃の各国にまたがるものであった。

ここで注目したいのは、「左馬頭様本知」という記述である。徳川綱重は、承応二(一六五三)年八月に左馬頭に就任しており、寛文元年十二月に参議に任官するまで、「左馬頭様」や「典厩様」などと呼ばれていた。「史料1」が寛文元年の加増時点の内容であるとすれば、この「本知」は、慶安四年に綱重が与えられた「厨料」の内容を指すものとみられる。すなわち、駿河国の二・九七〇石余りと、近江国の二万二・一一五石余り、信濃国の一万五・五〇八石余りは、(A)の「厨料」一五万石に含まれていたということになる。

しかし、本史料で示されている甲斐国の巨摩・山梨両郡一四万五・二九四石余りと右の「本知」分とを足し合わせると、一八万石余りとなってしまう⁹⁾。また、「右馬頭様本知」こと綱吉旧領からの編入分と、「御蔵入新規」に加え、仮に武蔵国羽生領の分をこの段階での加増分とみて足し合わせても、六万石余りにしかならず、(B)の寛文元年の加増分一〇万石には届かない¹⁰⁾。すなわち、甲斐国巨摩・山梨両郡については加増後の高だけが示されているとみるべきで、本史料において、甲斐国については、加増以前の数値は不明とせざるを得ない。

続けて、もうひとつ史料をあげよう。

〔史料2〕¹¹⁾

高十四万四千十二石七斗七升八合	本州河西之地
高六千八百八斗一升五合	駿州富士郡之内
合十五万石余	慶安四卯領地高、或八十五万三千石トモ記ス
寛文元丑増地	

高三万九千五百六十二石一斗九升	武蔵国之内
高二万二千二百四十四石三斗六升三合	近江国之内
高三万六千九百四十二石二斗三升八合	信濃国之内
高二千二百二十四石七升八合	駿河之内増分
合十万八百六十一石二斗六升九合	

延宝八申九月増地

高三万四千八百二十五石一斗五升三合	近江国増分
高一万五千八十七石九斗四升一合	信濃国之増分
高五万八石九斗九升八合	大和国之内

合九万九千九百二十二石九升二合
都合三十五万八百四石九斗四升九合

『甲府略志』に掲載された史料であるが、そこでは典拠が示されておらず、原典は不明である。しかし、『甲斐国志』にもほぼ同様の記述がみられるので、少なくとも『甲斐国志』が成立した一九世紀前半には、このような情報が広く流布していたものとみてよいだろう。

ここでは(A)慶安四年の「厨料」として「本州河西」、すなわち甲斐国の笛吹川以西である巨摩・山梨両郡に加え、駿河国富士郡をあげ、(B)寛文元年の加増分として武蔵・近江・信濃・駿河の各国、(C)延宝八年の加増分として近江・信濃・大和の各国をあげている。

さらにもうひとつ、「幕府祚胤伝」によれば、(A)慶安四年の「厨料」は美濃・信濃(佐久郡)・甲斐・上野・近江・駿河(富士郡)の各国に都合一五万石、(B)寛文元年の加増後は、甲斐(巨摩・山梨両郡)・武蔵・駿河・近江・信濃の各国に都合二五万石となっている¹³⁾。

さて、「史料1」と「史料2」、「幕府祚胤伝」は、同じ甲府藩の藩領や石高を示すものでありながら、所在地や数値に大きな違いがみられる。これをどう

といったように、三つの段階を経て、最終的な石高が、都合三五万石にのぼったことが知られている。ところが、その内訳については、史料により記述が分かれており、自治体史などでの記述も、どの史料に依拠するかによつて分かれている。つまり、ある特定の時点において、甲府藩がどこを支配していたのか、その領域さえも判然としていない。そこで、まずはそれらの史料を掲示し、各々の位置づけについて検討してみたい。

〔史料1〕^⑦

甲府殿御領知割

覚

一、高十四万五千二百九十四石一斗八升九合 甲州巨摩郡 山梨郡

此取七万三千八百二石三斗五升九合 申より子迄五ヶ年ならし
五ツ八厘

内

二万四千六百石七斗八升六合 小切、但三分一之積

此金五千九百四十二兩一步 但一兩二四石三斗
四升かへ百姓金納

四万九千二百一石五斗七升三合 大切、金納

一、高三万六千六百六十六石八斗一升七合 武州羽生領之内

此取八千六百八十八石六斗九升四合 申より子迄五ヶ年ならし
二ツ七分四厘余

内

米三千八百三十六石五斗五升二合

永千九百四十貫八百五十七文

一、高六千八百八斗一升五合 駿河国

内

二千九百七十石九斗一升一合 左馬頭様本知
(徳川綱重)

此取九百二十三石九斗五合 申より子迄五ヶ年ならし
(徳川綱吉) 三ツ一分一厘

三千三十七石九斗四合 右馬頭様本知

此取九百四十七石八斗二升 申より子迄五ヶ年ならし
三ツ一分二厘

一、高三万石 江州之内

内

二万二千百十五石六斗九升九合 左馬頭様本知

此取七千九百十七石三斗八升 申より子迄五ヶ年ならし
三ツ五分八厘

七千八百八十四石三斗一合 御蔵入新規

此取二千四百七十五石六斗七升 申より子迄五ヶ年ならし
三ツ一分四厘

一、高三万七百三十石一斗七升九合 信濃国

内

一万五千五百八十八石二升八合 左馬頭様本知

此取六千八百八石三斗六升 申より子迄五ヶ年ならし
四ツ三分九厘

二万五千二百一十一石八斗五升一合 御蔵入新規

此取六千七百一十一石五斗九升九合 申より子迄五ヶ年ならし
二ツ八分二厘

高都合二十五万石

此取十万七千六百三十五石八斗三升二合△

申より子迄五ヶ年ならし 四ツ三分五厘

内

八万二千四百九十一石五升三合 甲州府中領
武州羽生領

二万五千百四十四石七斗七升九合 駿河・近江・信濃

七万八千八百八十二石九斗一升九合 米納

二万四千六百石七斗八升六合 小切金

此金五千九百四十二兩一步 但一兩二
四石一斗四升かへ

内 四千八百五十二石一斗二升七合 金納

此金千九百四十兩三歩 但金一兩二
二石五斗かへ

小以金七千八百八十三兩

甲府藩の藩領分布とその藩政

— 甲府徳川家支配期の甲府藩に関する基礎的分析 —

中野 賢 治

はじめに

寛文元（一六六一）年閏八月、四代將軍徳川家綱は、弟の綱重と綱吉にそれぞれ一〇万石を加増し、綱重に甲府城を、綱吉に館林城を与えた。^①これにより綱重・綱吉兄弟は、それ以前に与えられていた「厨料」一五万石と合わせて、二五万石の大名となった。^②以後、綱重とその子綱豊は甲府藩の藩主となり、甲府城を拠点として支配を行った。^③彼ら親子を、徳川本宗家から独立した家を立てたものとみなして、甲府徳川家と呼んでいる。^④

甲府徳川家支配期の甲府藩について、わかることは少ない。甲府徳川家の概要については別稿に整理したが、^⑤展示図録としての趣旨から、甲府徳川家の当主であった徳川綱重・綱豊に焦点をあてることになり、その記述はあくまで家としての甲府徳川家に重きをおくことになった。いっぽう、いわゆる藩として、たとえば藩政や民政、支配機構といった側面から甲府藩に言及することはほとんどできなかった。それは筆者のみの問題ではなく、支配・行政の主体たる藩という視点からの甲府藩についての記述は、自治体史を含めてもほとんどみられない。後述するように、甲府藩の藩領がどこに分布していたのか、藩領の範囲という基礎的情報についても、定見を得ていない状況にある。

甲府藩に関連する史料は、他地域の一七世紀の史料をめぐる状況を考えれば、

決して乏しいとはいえない。^⑥これまで甲府藩については、自治体史などで断片的に記述されるのみであり、藩領分布や藩政といった、基礎的な藩の状況や動向についてさえ、研究の俎上にあげられることがなく、十分な検討がなされてこなかった。山梨県における江戸時代史への関心の薄さも手伝って、近世史研究のなかにおける甲府藩研究は、極めて立ち遅れていると言わざるをえない。

そこで本稿では、右のような研究状況にかんがみて、甲府藩の基礎的な情報を提示することにした。本来ならば、未解明の藩政全体を対象に広範な分析や考察を加えなければならないが、甲府藩についてはまだそのような段階に至っておらず、今は基礎的な情報とその分析を蓄積していくことが必要であると考え。今後、甲府藩に関する総合的な分析を行う基礎作業として、本稿ではその藩領の分布と領民からの訴訟ルート、甲府城下町に対する流通政策といった視点から考察を行う。

一 甲府藩の藩領分布—史料間の齟齬をめぐって—

甲府藩の藩領については、

(A) 慶安四（一六五二）年四月の「厨料」一五万石

(B) 寛文元（一六六一）年閏八月の加増分一〇万石

(C) 延宝八（一六八〇）年九月の加増分一〇万石

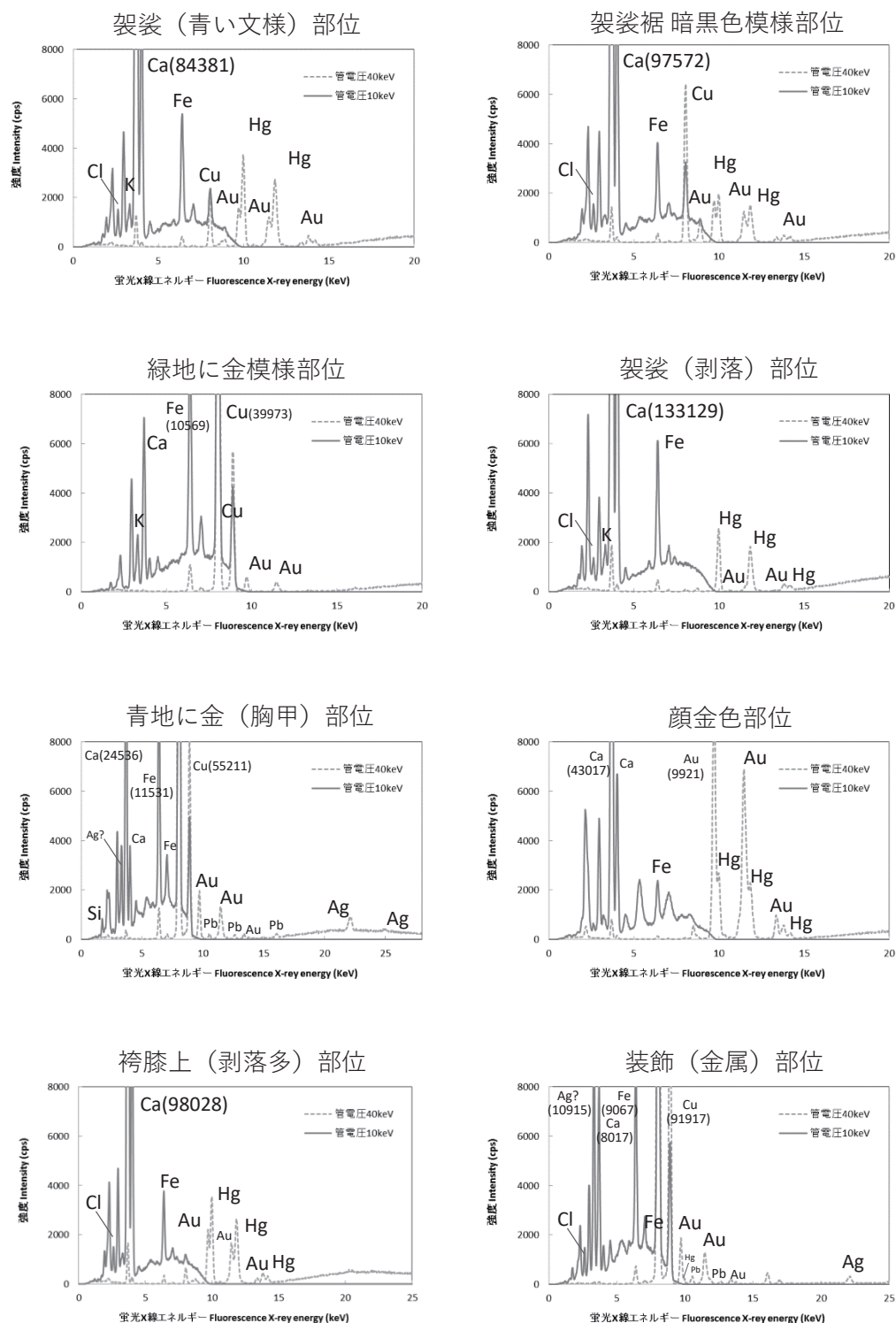


図3 清水寺勝軍地藏騎馬像の蛍光X線分析結果



図1 清水寺勝軍地藏騎馬像 X線透過画像

後の検討が必要である。また、愛宕本地勝軍地蔵の持物が変化する理由については、『愛宕山神道縁起』に本来剣を持つべきところ、仏教的解釈で錫杖を持つようになったとの記述があり、騎馬についても同書内に五行説に依拠し、火伏の神（陰神）であるため、陰の方位にある十二支の馬に乗るという説明がなされているというが、近藤氏によればその認識が中世まで遡る可能性は低いという。

- (28) 黒田氏は右手に剣、左手に宝珠とするが、手先を改変した痕跡はなく当初よりこの手制と考えられるので、左手には棒状のものを持つのが自然と思われる。前掲註(15) 黒田論文。

- (29) 前掲註(11) 甲府市教育委員会編修理報告書。以下円光院像に関する基本情報や京都清水寺と武田信玄の関係については本書を参照した。また、刀八毘沙門に関しては本論では触れないが、本書を参考にされたい。

- (30) 『甲斐国志』(巻之八二 仏事部第一〇)に「勝軍地蔵錫杖持白馬乗鎧ノ上二十五条ノ袈裟ヲ掛ルニ像ハ信玄軍陣ノ守リ本尊即チ城内ニテ毘沙門堂ニ安ズル所是レナリ」とあり、当寺に伝わる板木などにもその由緒が記される(前掲註(11) 甲府市教育委員会編修理報告書)。『甲斐国志』の記述では勝軍地蔵は錫杖を手にするとあり、当寺に伝わる二尊を刻出する慶安四年銘(一六五二)の板木には、馬に騎乗し宝珠を手にする姿であらわされており、いずれも現存する像の姿と一致しない。手制に後世の改変の痕跡も見られず、錫杖と幡は混同する可能性があることから、当初より現在の図像であったと考えられる。

【附記】

本誌掲載の写真は金井杜道氏が撮影した。また、蛍光X線分析装置は、帝京大学文化財研究所の装置を使用した。本稿を成すにあたり、山梨県文化財保護審議会委員 鈴木麻里子氏には数々の御教示を受け、山梨市教育委員会 三澤達也氏には、清水寺像の調査等について多大なご協力をいただき、帝京大学文化財研究所 藤澤明氏には分析の協力や御教示をいただいた。最後に、御所蔵者である清水寺御住職 磯村安秀様には、調査ならびに本誌への御所蔵品の掲載をお許しいただくなど、御高配を賜りました。末筆ながらここに記し、感謝申し上げます。

(山梨県立博物館)

三六二六三四頁、一九九一年)

- (6) 村上隆、新山栄「金アマルガム法による古代鍍金層の表面キャラクターゼーション」(『古文化財之科学』三八、四五、五四頁、一九九三年)

- (7) 本像本体の基本データについては次のとおり。(単位はcm)

坐高	一八・七	総高	五八・五
頂顎	八・九	面長	四・二
面幅	五・〇	面奥(兜倉)	七・三
兜張	六・四	胸奥(右)	七・四
腹奥	七・七	胛先開	二〇・四

また、今回県指定文化財となるにあたり、制作当初本像が安置されていたと思われる宮殿の組み物の一部と、狛犬二軀が関連性の高いものとして附けたり指定となった。

- (8) X線透過画像【図1】参照。本像は従来表面彩色がよく残ることから、構造の詳細が不明とされてきたが、本調査により一木造であることが明らかとなった。

- (9) 田辺三郎助『日本の美術 五〇六 江戸時代の彫刻』(至文堂、二〇〇八年)など。織田信長像像底に記される墨書銘は、本像のそれと同一のものだという。

- (10) 前掲註(9) 田辺氏論文など

- (11) 甲府市教育委員会編『甲府市指定文化財 円光院 木造厨子入刀八毘沙門天像及び勝軍地蔵像修理報告書』(瑞巖山円光院、二〇一五年)

- (12) 前掲註(11)

- (13) 前掲註(1)『山梨県史文化財編』、『山梨市史文化財・社寺編』

- (14) 前掲註(1)『山梨県史文化財編』、『山梨市史文化財・社寺編』

- (15) 勝軍地蔵に関する論考のうち、以下の記述では次のものを主に参照した。森末義彰「勝軍地蔵考」(『美術研究』第九一号、一九七八年)、榎口誠太郎「中世における武家の「軍神」信仰」(『龍谷大学大学院紀要』一号、一九七八年)、黒田智「勝軍地蔵信仰の成立と展開」(『龍谷大学大学院紀要』一号、一九七八年)、榎口誠太郎「中世における武家の「軍神」信仰」(『千葉県立中央博物館研究報告』人文科学、二一九九〇年)、小林美穂「中世における武士の愛宕信仰」(『三重大史学』四、二〇〇四年)、黒田智「勝軍地蔵の誕生」(『仏教美術論集四 図像解釈学―権力と他者―』竹林舎二〇一三年)、近藤謙「愛宕山勝軍地蔵信仰の形成―中世神仏習合像の一形態―」(『日本宗教文化史研究』第一七巻第一号、二〇一三年)、前掲註(1) 安土城考古博物館展示図録。

- (16) 前掲註(1) 安土城考古博物館展示図録

- (17) 大原嘉豊「高野山親土院所蔵「勝軍地蔵」画像に関する考察」(『堯榮文庫研究紀要』六号、二〇〇五年)

- (18) 前掲註(1) 安土城考古博物館展示図録

- (19) 前掲註(15) 黒田論文。本書には応永三四(一四二七)と宝徳元年(一四四九)書写の奥書があるが、良助法親王により一四世紀半ばに著されたものとされ、本書にひく『蓮華三昧経』は偽経であることも既に指摘されている(水上文義「蓮華三昧経」の基礎的考察」(『偽書』の生成) 森話社、二〇〇三)など。なお、内容は速水侑「地蔵信仰」(はなわ新書〇四九 塙書房、一九七五年)より引用した。

- (20) 前掲註(15) 樋口論文には、その様子を伝える等持寺住持景徐周麟の法語の引用が掲載される。

- (21) 前掲註(15) 樋口論文、小林論文など。

- (22) 前掲註(15) 小林論文、黒田論文

- (23) 前掲註(15) 樋口論文、小林論文、黒田論文、近藤論文

- (24) 前掲註(15) 樋口論文、小林論文、註(1) 安土城考古博物館図録

- (25) 真鍋広済「地蔵菩薩の研究」(三光堂書店、一九六〇年)。愛宕神と地蔵の関係そのものは『今昔物語集』中の説話まで遡ることができるという。

- (26) 前掲註(15) 近藤論文。近藤氏は、義尚の勝軍地蔵信仰と愛宕信仰との関連性について、その仲介者として細川政元を想定している。氏は剣と幡を持つ愛宕山白雲寺の本尊と伝える像が中世まで遡り得るか確証はないとするが、義尚の頃の武装形勝軍地蔵への信仰の高まりを考えれば、当初像こそがこの図像であったと考えて良いだろう。

- (27) 『與願金剛地蔵菩薩秘記』などの典拠にない「騎馬」形式をとる理由については、黒田氏は一六世紀前半頃から盛んとなってくる武家肖像画における甲冑騎馬像の存在、また馬図の流行や水との信仰の関わりなどを想定され(前掲註(15) 黒田論文)、近藤氏は愛宕山白雲寺と室町將軍家との関わりから、幕府から当社へ行われた神馬奉納の影響を想定している(前掲註(15) 近藤論文)。また、小林氏(前掲註(15) 小林論文)や近藤氏によれば、代々の足利將軍が権威づけのために勝軍地蔵を利用し、將軍自身を勝軍地蔵に擬するという意識もあつたという。近藤氏が指摘するように、義尚の頃に室町幕府による勝軍地蔵信仰宣揚に「戦勝」功德の付加とともに幕府の権威回復への意識も含まれていたとすれば、武家肖像画の甲冑騎馬像の出現を考えあわせ、馬に乗る勝軍地蔵は戦場で騎馬する將軍自身の姿を神格化したものとすることもできるかもしれない。今

田村麻呂の勝軍地蔵・勝敵毘沙門制作譚が記されるが、先述のようにその内容には戦勝祈願に加え、戦場で武將の危機を救ってくれる「矢取地蔵」説話の要素も含まれる。このことから、京都清水寺式の像には「戦勝」という大義だけでなく、より身近に自身を守ってくれる「守護」的な意味合いが含まれているととらえられる要素があるのではないか。円光院像は武田信玄が戦場での守り本尊とし、居館である躰躰が崎館の毘沙門堂に安置していたと伝える⁽³⁰⁾。このことから、円光院像は信玄にとってより個人的な信仰の対象であったと言える。なお、立像でなく坐像とし、持物も錫杖でなく幡にするなど、愛宕本地式に近い形式をとることについては、想像をたくましくすれば、きわめて個人的意味合いを持つ像にすら、「軍神」であることの勇ましさを求めた信玄の志向が反映されているのかもしれない。

以上のような円光院像の持つ意味合いと比較すれば、窪八幡神社に安置され愛宕白雲寺の根本勝軍地蔵と同様の姿が選択された山梨市清水寺像は、武田家にとつて、戦勝への祈願をより明確に、かつ公的に祈願すべき対象として制作されたと言える。山梨市清水寺像は、円光院像に比べやや大きく、表面も金と彩色できらびやかに仕上げ、相貌も目尻を吊り上げ威厳ある表情に整えられている。そうした仕上げの違いも、像に求められた機能を反映したものと言えるのか。

終わりに

以上、山梨市清水寺勝軍地蔵騎馬像について、X線撮影ならびに蛍光X線分析による調査結果と、それをうけて構造・彩色についてあらためて検討を加え紹介するとともに、墨書銘から明らかな作者や伝来など、これまでの情報を整理した。また、勝軍地蔵像の図像の変遷と武装化の流れにおいて、本像の図像がどのような意味を持つものであるか位置づけ、さらに造形的特色から、個別

に求められる役割について考察を進めた。その結果、本像は武田信玄によって発願され、京都七条仏所の仏師である康清により制作されたものであり、その姿が一五世紀後半以来「軍神」として武装形化が図られ「戦勝」祈願の対象とされた愛宕山白雲寺本尊と同じであることから、同様に戦勝の功德を期待して制作され、神仏習合の意味合いの強い窪八幡神社周辺に単独で安置されたものであると想定された。さらに信玄によって同時期に制作された甲府市円光院勝軍地蔵像との図像的・造形的な比較から、本像は武田家においてより公的な意味を有する像として、極めて明確に戦勝祈願の対象と認識されていたものと思われる。

本像が制作された戦国時代、発願者である武將の意向がどのように図像に反映されるか、また、愛宕信仰の中で火伏の神として近世にかけて広く一般に流布していく勝軍地蔵の図像的な広がり、それとともに勝軍地蔵そのものに期待される機能がいかに変化するかなど、尚考察すべき課題は多い。本稿は、戦国期の一例をとりまく状況の提示として留め、残された課題についても今後検討を進めていくこととしたい。

註

- (1) 本像に関するこれまでの主な解説には、『山梨県史文化財編』(一九九九年)、『山梨市史文化財・社寺編』(二〇〇五年)、作品解説安土城考古博物館展示図録『武將が継った神仏たち』(二〇一一年)がある。
- (2) 早川泰弘「銅系緑色顔料の多様性とその使用例」『保存科学』四八、一〇九～一一七頁、二〇〇九年
- (3) 江本義理「障壁画彩色層の変質について」『保存科学』一二、七七～八二頁、一九七七年
- (4) 見城敏子「にかわの劣化と顔料の変退色」『保存科学』二二、八三～九四頁、一九七七年
- (5) 姜大一、杉下龍一郎「古代韓半島における鍍金資料の分析研究」『古文化財之科学』

が変化していくことは、愛宕信仰が火伏の神として広く流布していく過程において、「軍神」的性格は甲冑をまとう姿そのものによって象徴され、遍く衆生を救うという一般になじみやすい地蔵本来の功德をも求めるという意識が、近世的な画像展開に反映したのかもしれない⁽²⁷⁾。

以上のような一五世紀後半の勝軍地蔵への意識の転換を踏まえて京都清水寺の勝軍地蔵を巡る史料を振り返ってみると、『元亨釈書』の延鎮伝における勝軍地蔵・勝敵毘沙門像には所謂「矢取地蔵」譚的性格が強いのに対し、永正一四年（一五一七）成立の『清水寺縁起』では、坂上田村麻呂の戦勝を祈願して二像を造立するという性格が強いと言えようか。現在伝わる室町時代の作とされる京都清水寺像も、持物が幡と錫杖の違いはあるものの、武装形である。清水寺の勝軍地蔵靈驗譚は既に著名であったと思われるが、義尚による勝軍地蔵への新たな意味づけによる勝軍地蔵の武装形化が、清水寺像の造形にまで影響した可能性もあるのではないだろうか。

（2）山梨清水寺像の画像と期待された機能について

以上、勝軍地蔵の画像の変遷とその背景にある信仰との関わりを概観してきたが、一五世紀後半に足利義尚が勝軍地蔵に戦勝の功德を強く求めたことを契機に、武装形の勝軍地蔵が現れてきた様子がうかがわれた。ここで、一五世紀後半以降に成立・定型化してくる勝軍地蔵像の形姿を簡単に整理してみると、次のように大別されよう。今は仮に、それぞれを「京都清水寺式」「愛宕本地式」と呼ぶこととする。

- ・立像、被兜着甲、剣と錫杖を持つ、勝敵毘沙門天と一具：京都清水寺式
- ・騎馬像、被兜着甲、剣と幡を持つ、独尊：愛宕本地式

山梨清水寺像は、被兜着甲で、現在持物は失われているが、手制から察するに右手に剣、左手に幡もしくは錫杖など棒状の物を持つ姿である⁽²⁸⁾。騎馬像で独尊であるから愛宕本地式であることは疑いなく、よって左手には幡を持ってい

たと考えられる。これは愛宕白雲寺の本尊と同じ姿であり、すなわち『與願金剛地蔵菩薩秘記』に由来するもので、この像に求められる最大の機能が戦勝祈願であったことを示していると言えよう。

前述のように、本像は窪八幡神社周辺に伝来したとされる。当社の本殿、拝殿はそれぞれ武田信虎、信玄の寄進によるもので武田家との縁は深く、特に信玄は当社で戦勝祈願を行うことが多かった。『甲斐国志』によれば、境内には薬師堂や普賢堂、観音堂などの堂舎があったといい、これは愛宕山白雲寺とも環境が似て、神仏習合の風の強かった様子もうかがえる。この像の性格を考えれば、安置場所として当社周辺はふさわしいと言えるだろう。本像には、当初安置されていたと思われる宮殿の一部と、それに付随していたとみられる狛犬が伝存する。単独で宮殿内に安置され威儀をしつらえられて、戦勝祈願の対象とされたことが想定される。

山梨市清水寺像に期待された役割と機能をより明らかにするために、本像と同じく武田信玄によって制作された甲府市円光院像について触れておきたい。円光院像は、前述のように清水寺像と同時期に、同じく仏師康清によって制作されているが、独尊像でなく、刀八毘沙門天像と一具である⁽²⁹⁾。刀八毘沙門天が獅子の背に蓮華坐を載せその上に坐す姿に対応して、勝軍地蔵は馬の背に蓮華坐を載せて坐す。被兜着甲で、右手に剣、左手に幡を持つ。像高は一一・二cmと山梨市清水寺像よりやや小さく、表面は素地仕上げで、截金文様を施す。

直接馬に騎乗していないことを除けば像の形式は愛宕本地式といえるが、毘沙門天と一具とされていることから、京都清水寺像を意識していることは間違いない。京都清水寺成就院に伝わる書状によれば、天文一四年（一五四五）頃、武田信玄は伽藍再建や自身の戦勝祈願のために京都清水寺に一〇万両を奉納しており、この時は観音画像などを贈られているが、それ以前には永正一四年（一五一七）成立の『清水寺縁起』も贈られたとみられる。本縁起には、坂上

蓮華三昧經大勝金剛秘密三昧品にいわく、勝軍地蔵というは、頭に冑を戴き、身に鎧をつけ、鎌を帯び、大刀を佩き、弓箭を負い、左の手に幡をなびかし、右の手に劔を執る。軍陣に臨むに、向う敵なし。たとえば、秋の草の風に靡くがごとし。

ここにおいて、勝軍地蔵の姿として、甲冑をまとい、持物として左手に幡を、右手に劔をもつ、武装した姿が初めて示されるのである。

愛宕神の本地仏としての地蔵は、現存作例として建治二年（一二七六）銘の京都興正寺像、元徳二年（一一三〇）銘の滋賀聖衆来迎寺像などが知られるが、いずれも武装しない通形の地蔵菩薩の姿であり、後者は錫杖と宝珠を持つ。このように、鎌倉時代には武装していなかった愛宕神本地の地蔵が、現在多く流布する武装形に変化していく契機のひとつとして指摘されるのが、室町幕府九代將軍足利義尚が長享元年（一四八七）に行った、京都等持寺像の修理である。²⁰

足利將軍家の勝軍地蔵への信仰は篤く、その始まりは幕府創設者である足利尊氏の信仰にまで遡ることができる。尊氏は、地蔵菩薩を描くことを日課とし、京都等持寺に一〇万体の地蔵菩薩を造立して勝軍地蔵を安置するなど、熱心な地蔵信仰者であったことが知られる。²¹ 康永四年（一三四五）には、讃岐国からもたらされた地蔵菩薩が京都東寺に安置され、それは後に足利將軍家による東寺勝軍地蔵法の本尊とされた。足利將軍家の勝軍地蔵法は「天下静謐」などを目的として修されたものであり、『與願金剛地蔵菩薩秘記』中「軍陣に臨むに、向う敵なし」に示される戦勝の功德よりも、政治的な意味合いの強いものであったことが指摘されている。²² そのことは、東寺像がやはり武装形でなく、宝珠と錫杖をもつ通形の姿をしていることから察せられる。

義尚が修理した等持寺像は尊氏ゆかりの像と伝える。もとは天冠や瓔珞をつける通形の地蔵菩薩であったが、応仁の乱などで損なわれてしまったため、義尚はこの像を修理するにあたり、冑と、劔と幡を作らせたという。これはまさに『與願金剛地蔵菩薩秘記』に示される勝軍地蔵の姿であり、既に指摘されるように一五世紀後半、足利義尚によって武装形の勝軍地蔵は戦勝の功德と明確に結び付けられたと考えられる。²³ このような当時の勝軍地蔵信仰は、將軍家にとどまらず受容され、多くの戦国武将の尊崇を集めることとなったという。²⁴ 武田信玄も、その流れの先に位置づけることができるだろう。

愛宕信仰と地蔵との関わりについては、愛宕勝軍地蔵の名が文献上初めて登場するのは室町時代成立の御伽草紙『愛宕地蔵物語』²⁵ においてである。一方前述のように、現存する愛宕地蔵作例で、鎌倉時代に遡るものは通形の姿をしている。しかし愛宕信仰における最も中心的な愛宕山白雲寺の本尊は、近世初期に著された『愛宕山神道縁起』によれば騎馬像で劔と幡を持つと記されている。現在京都金蔵寺に安置されている勝軍地蔵像は、正保二年（一六四五）の白雲寺焼失後に再興された像が明治期の神仏分離により遷されたものと伝えるが、劔と幡を持つ騎馬像である。その姿は『與願金剛地蔵菩薩秘記』由来の図像であり、愛宕本地の地蔵がこのように武装形化した勝軍地蔵として定着していく時期は、やはり足利義尚による勝軍地蔵の「戦勝」の功德が重視されるようになって以降と考えられるだろう。その背景や経緯については、愛宕白雲寺と室町幕府やその周辺との関わりが想定されている。²⁶

なお愛宕本地勝軍地蔵の最も顕著な特徴とされる「騎馬」については、『與願金剛地蔵菩薩秘記』に記されておらず、その由来については諸説あり、検討すべき問題である。また、現存する絵画彫刻含め、近世に至るまでの愛宕信仰関係の勝軍地蔵の多くが、幡と刀ではなく、錫杖と宝珠を持つ姿としてあらわされることも注意される。地蔵の持物としてより基本的な錫杖と宝珠に持物

くは普賢寺に祀られていた可能性が指摘されている。⁽¹⁴⁾

本像のように甲冑をまとい馬に乗る姿の勝軍地蔵は、特に京都愛宕神の本地仏として信仰され流布した。したがって、窪八幡神社周辺は、神仏習合のなかで生み出された姿の本像が祀られていた場所としてはふさわしいものと言えるうか。しかし、甲冑騎馬像である勝軍地蔵の現存作例の多くは近世以降のもので、本像のように中世に遡るものは少ない。甲冑をまとい馬に乗る勝軍地蔵の図像形成のなかで、本像はどのように考えられるか次に見ていきたい。

四 勝軍地蔵の信仰と図像について

(1) 勝軍地蔵の図像の変遷

勝軍地蔵は中世以降日本で独自に成立した軍神として知られる。⁽¹⁵⁾ そもそも地蔵は六道を巡り遍く衆生を救済する存在と認識されていたため、戦場においてすらも窮地に陥った信仰者の前に現れ救う尊像として信仰された。平安時代に成立した『今昔物語集』に収録される、矢が尽きて窮地に陥った武士のもとに小さき僧が現れ矢を拾って渡し、それが為に救われるという「矢取地蔵」譚、あるいは身代わりとなつて傷を負うなどの「矢負地蔵」譚が多く伝わっているのもそのためだろう。それが長じて戦勝をもたらす地蔵、すなわち勝軍地蔵として武家の信仰を大いに集めるようになっていった。

勝軍地蔵の名称が文献上初めて見られるのは、一二世紀末成立の『多武峰略記』中の多楽院の勝軍地蔵で、それに続き『承久三年四年日次日記』には、承久三年（一二二一）五月二八日に京都清水寺の僧侶が勝軍地蔵と勝敵毘沙門を合わせて造立したという記事がある。後者は後鳥羽上皇の関東調伏に関わる造像と考えられており、勝軍地蔵信仰の有り様を考える上で注目される。同じく京都清水寺に関わる史料には、元亨二年（一二二二）成立の『元亨釈書』中に、坂上田村麻呂の東征に際し、僧延鎮がその勝利を勝軍地蔵と勝敵毘沙門に祈願

したことが記され、永正一四年（一五一七）成立の『清水寺縁起』には、その二尊は本尊千手観音の脇侍として制作されたものと記される。

こうした史料に見える勝軍地蔵はどのようなものであったのだろうか。現在、多武峰談山神社には、俗形の男神坐像で袍の上に甲をつけ、相貌は三眼に表現される勝軍地蔵坐像が伝わっており、江戸時代の作だが多楽院像と関連する可能性も示されている。⁽¹⁶⁾ また、京都清水寺には室町時代の作とされる勝軍地蔵と、江戸時代の同懸仏が伝わるが、その姿は獅子冠を着け甲冑をまとい、右手に剣、左手に錫杖を持つ立像である。これは清水寺様式などと呼ばれ、甲冑騎馬像同様に近世以降各地に広まり、作例も残されている。

京都清水寺像のように、古くは勝軍地蔵が脇侍の一軀として考えられたことは、最も古い図像とされる京都東寺観智院所蔵『仏菩薩等図像』『金輪像』（『大正新脩大藏經』図像部第一二巻所収、原資料は現在所在不明という）に、金輪像の左脇侍として尊名とともに記されることから察せられる。描かれるのは宝冠をかぶり袈裟を身に着けた双身の地蔵菩薩で、それぞれ幡と宝珠、剣と輪宝を持つ立像である。なお、対をなす右脇侍は勝敵毘沙門である。また、高野山親王院に伝わる勝軍地蔵像は、画幅の中央にこれとほぼ同様の尊容の勝軍地蔵像を単独で描き、その下方に勝敵毘沙門と忿怒形像を左右に配する構図をとる。鎌倉時代後半に描かれたとされる本図の存在は、初発的には脇侍として存在した勝軍地蔵が、独尊で信仰されるようになってくる過渡的な様相を示すものとして注目される。⁽¹⁷⁾

以上のように、勝軍地蔵の形姿が多様に展開した様子をうかがうことができるが、先述のように日本で成立した尊格であるためか、明確な儀軌教義に規定されていないことも、多様性の要因として推察されている。⁽¹⁸⁾ しかし南北朝時代に成立したとされる『與願金剛地蔵菩薩秘記』には、『蓮華三昧經』⁽¹⁹⁾に示される勝軍地蔵の姿についての記述があり、次のように記されている。

しない。括りより下は、金箔地に群青で牡丹唐草文をあらわし、裾に上下に朱で一条ずつ線を配し、その間に緑青の唐草文を配する。

靴は白群地に群青で九曜文を散らす。金泥で左右に線状の模様を描き、靴裏は白色とする。

馬は体部は白色で、鞍の内側を緑青、周縁を金地に群青の唐草文を配する。鞍の彩色は後補と思われる。

なお、これらの考察をもとに、制作当初の彩色の一部の再現を試みた【図版16】。本像は各部に金箔を施して様々な色を用いて華やかに彩色がなされ、また、諸色の上にさらに截金で精緻な文様をあらわすなど、丁寧な仕上げが目を引き。彩色には金がふんだんに用いられ、使用される顔料の群青や、所々に残るガラスビーズも高価なものである。

相貌は切れ長の目に引き締まった口元で厳しいほどのりりしさが際立ち、後方に翻る袖先や袈裟の表現も、像に颯爽たる躍動感を与えている。小像ながら、制作者の技量の高さが察せられる。

二 作者と制作時期について

台座裏面に名前が記された康清は、元亀四年（一五七三）に京都薬音寺の薬師如来坐像や、天正十一年（一五八三）、織田信長の一周忌に京都大徳寺総見院の織田信長像を制作したことで知られ、当時の主要な仏所である七条西仏所の系統にあるとされる仏師である⁽⁹⁾。

『甲斐国志』には、武田信玄が甲州市恵林寺の不動明王坐像（武田不動尊）を制作するにあたり、「洛ノ仏工康清」を招請し対面して自らの姿を写させたとの伝承が記され、現在その作者はこの康清に比定されている⁽¹⁰⁾。また、甲府市円光院に伝わる刀八毘沙門天像及び勝軍地藏像は、当寺に伝わる宝暦九年（一七五九）の年紀を持つ「甲州山梨郡岩窪村瑞岩山圓光院勝軍地藏并刀八毘

沙門因由」に、永禄八年（一五六五）に武田信玄が七条大仏師康清に命じて作らせた⁽¹¹⁾と記される。後世の史料の記述ながら、同尊である円光院像と清水寺像を比べれば、坐制や表面の仕上げは異なるものの共通する部分が多い。特に左肩からかかる袈裟の襞の重なり方や右膝上での翻り、大袖の後方にたなびく様や菊花截金文様の類似は顕著で、同一の作者による制作とみて良いであろう。

康清の作風は、薬音寺薬師如来坐像や恵林寺不動明王坐像に見られるように、動きを持たせ重層的に表現された衣文、截金などの技法も用いた華やかな彩色が特徴に思われる。それらと比較するとき、清水寺像の袈裟の表現や表面彩色の多様性は共通しており、墨書銘のとおり、康清の作とみなして良いと思われる。

そうとすれば、本像は恵林寺不動明王坐像制作のために武田信玄に招請された康清が甲斐国を訪れた際、あわせて制作されたと考えて無理はあるまい。それは円光院像にも想定されることで、同寺の「甲州山梨郡岩窪村瑞岩山圓光院勝軍地藏并刀八毘沙門因由」を参照すれば、その時期は永禄八年（一五六五）頃との指摘もある⁽¹²⁾。

制作に武田信玄が関わっていたとすれば、先述の本像の優れて豪華な造形も、当時主流の仏師を招いて制作したものとして首肯されよう。

三 伝来

本像を伝える山梨市清水寺は、本尊はその制作が平安時代に遡ると考えられる千手観音像だが、その草創について詳しいことは不明である。『甲斐国志』によれば、同地区にある窪八幡神社の別当寺である普賢寺の末寺とある。本像は、明治時代初年の神仏分離にあたり、普賢寺から当寺に他の像とともに遷された⁽¹³⁾と伝えられる。窪八幡神社は武田家が深い信仰を寄せ、信玄も当社でたびたび戦勝祈願を行っていることから、本像も戦勝祈願の対象として、当社もし

頭部は獅子冠のついた兜をかぶる。白毫相。左手を振り上げ、右手は腰辺にあてるようにし、それぞれ持物を執る（現在はいずれも亡失）。甲冑を身に着け、その上に袈裟をまとい、白馬にまたがる。

(2) 品質構造

木造、彩色、玉眼陷入。坐高一八・七^⑦cm。頭体幹部を二材とする一木造とし、右腕は肩より別材を矧ぐ。頭部は、面部を前後に割矧いでそれぞれに内割りを施し、玉眼を陷入する^⑧。用材はヒノキとみられる。

頭光（本体背面に釘で打ち付ける）は金属製で二重円光とし、兜の前面には二重にした八弁の花形（鑿で線刻を施す）を中心とした前立てをつけ、上部にガラスビーズをつける。左右こめかみあたりにも金属製の装飾をつける。いずれも銅製鍍金とみられる。また、本体の左右大袖先、右鰭袖の先端と手前部分、左右肘先、袈裟の右下端、甲締具下部に針金状の金具が残り、そのうち右大袖先にはガラスビーズが、右肘先と左鰭袖先端には金属製の装飾が残されている。現在装飾が亡失している針金状部分にも、当初は同様に装飾が付されていたと思われる。

馬は、木造、彩色。彫眼。たてがみ、尾に植毛の痕跡がみられ、鍔などは金属製。

なお、台座の裏面には、「七條大仏師／宮内卿法印／康清作」との墨書が確認される【図版14】。

(3) 彩色

前述の蛍光X線分析により、従来墨や朱を用いていると思われた部位に、群青や金を用いられていたことがわかった。ここではその結果として明らかとなった文様や配色について述べる。

本体はほぼ全体に白下地を施し、その上に朱および金泥や金箔を施した上で、各部の彩色をしているように思われる。兜は、獅子本体は白、たてがみや眉は群青に鍍金で毛筋をあらわす。耳は朱、目は白目を金、瞳は黒と緑青、目尻と

目頭に朱を施して周囲を墨で囲み、髭は墨で描く。兜の縁は内側は緑青、側面は金泥で、左右には内側に緑青で模様を配し、外側に朱で線を入れる。正面は獅子本体との境に朱で線を入れる。

相貌は、金泥。眉は上部を墨、下部を緑青で描く。瞳は黒目の周囲を朱で、目の周囲を墨で囲む。唇には朱をほどこす。

襟甲は白地に群青で九曜文を配する。胸甲は縁を金で囲み、内側は群青地に鍍金で袈裟襷文をあらわし、甲締具は連珠文を彫出して金を施す。肩甲は外側の縁から、金、緑青を施し、内側は金箔地に群青で外側に線二条と雲気唐草文をあらわす。上腕部は金箔地に緑青で牡丹唐草文、鰭袖は、表は朱の具地に朱と白群（か）で線状の模様が施され、裏は白地とする。右大袖は表は金箔地に衣縁に朱線二条とその間に群青で唐草文を、裏は群青地に衣縁に沿って鍍金線二条をめぐらし、その内側に雲気文を配する。左大袖は表は金地だが、衣縁の線は外側のみ一条を配し、唐草文とともに群青で表され、裏は緑青である。各大袖内側の両肘の部分は金箔地に朱で牡丹唐草文をあらわす。

左右手甲は、外側から、金箔地に群青で花形の文様を描き、線一条をその両側に配し、さらに両外側を緑青とする。内側は金箔地に群青で九曜文を配する。手首外側に武田菱らしき彫出あり。腰甲は、金箔地に群青で波文をあらわし、その外側に緑青、紐二条を金、最外部を白に金泥（か）で筋状の模様を描き、側面に朱を施す。

袈裟は表は金箔地に、田相部は朱で牡丹唐草文を、条葉部は朱で境界線を引き、その間に群青で唐草文をあらわす。裏は緑青地に、衣縁に鍍金で二条の線をあらわし、内側に菊花唐草文を配する。また、背面には虎皮のようなものをまとい、朱地に墨で模様を描き、衣縁は白を配する。

袴は、括りより上は金箔地に正面中央縦に朱で線を各二条を描き、その間に唐草文を白色であらわす。地文様も白色の牡丹唐草文かと思われるが、判然と

銀 (Hg) が検出されていないことや、赤色顔料を上層に塗るのに下地層に赤色顔料を混ぜて淡赤色にするメリットが考えられないなどの理由から、下地層は白色で、上層の赤色顔料の辰砂 (HgS) が微量に残留し下地層が淡赤色に見えると考えられる。

蛍光 X 線分析装置による定性分析によって、金色部位から金 (Au)、緑色部位から銅 (Cu)、青色部位から銅 (Cu)、白色部位からカルシウム (Ca)、像の袴の裾に近い部分の暗黒色部位からは銅 (Cu)、赤色部位からは、鉄 (Fe)、水銀 (Hg) が他の部位よりも多く検出された。また、煤等のよごれが付着した部位は、ほこりや砂・煤等に含まれるカリウム (K) と鉄 (Fe) が多く検出される傾向がみられた。

金、青、白色部位の顔料は、一般的に安土桃山時代において流通し、仏像の彩色や日本画等に用いられる顔料である。金色部位において、一部の部位からは金 (Au) とともに微量の銀 (Ag) と鉛 (Pb) が検出されたが、それらは金に含まれる不純物または、合金の成分であると考えられる。緑色部位の顔料は、銅 (Cu) が検出されており、銅系緑色顔料であると推定される。最も広く用いられる銅系緑色顔料は緑青 ($\text{Cu}_2(\text{CO}_3)(\text{OH})_2$) (Malachite) であるが、他にも Brochantite ($\text{CuSO}_4 \cdot 3\text{Cu}(\text{OH})_2$) や Atacamite ($\text{Cu}_2(\text{OH})_3\text{Cl}$)、Paratacamite ($\text{Cu}_2(\text{OH})_3\text{Cl}$) などの使用が知られている。⁽²⁾ 本分析では詳細な同定には至らなかったが、当時一般的に流通していた緑色顔料が用いられていると考えられる。像の袴の裾に近い部分の暗黒色の部位については、銅 (Cu) が多く検出されたことや、一部わずかに青色部位が残っていることから、群青 ($\text{Cu}_3(\text{CO}_3)_2(\text{OH})_2$) の青色が変色し、暗黒色になったと考えられる。群青は経年劣化や高湿下で黒変することが知られている。⁽³⁾⁽⁴⁾ 本画像をみると、胸部や靴等の群青は青色のままに変色はしていないが、下地層と赤層、金層の上に彩色された群青 (像の袖や膝部位の文様) で変色がみられる。下地層、または辰砂、金、それぞれに含ま

れる膠等が変色に関与したのではないかと考えられる。金の上に彩色された赤色に関しては、当時流通していた赤色顔料として、酸化鉄 (Fe_2O_3) や辰砂 (HgS)、鉛丹 (Pb_3O_4) が挙げられるが、金層の下に辰砂の層があり、煤等のよごれの部位から鉄 (Fe) が検出されていることから、本分析結果からは赤色部位に顕著な元素を特定することができなかった。また、今回の調査では非破壊、非接触での分析で、分析部位は平面で装置を安全に設置できる部位を選択したため、何種類かみられる赤色の全ての部位を分析できたわけではない。今後、さらなる調査等が行われ使用赤色顔料が明らかになることを期待する。

③ 装飾金属について

蛍光 X 線分析装置による定性分析によって、銅 (Cu)、金 (Au)、銀 (Ag)、鉛 (Pb)、水銀 (Hg) が検出された。この結果から、素材は銅合金で、銅や青銅の鍍金 (金メッキ) 法のアマルガム法によって鍍金されたと考えられる。古代の金工における表面加飾技法の中で一番普及した方法で、水銀と金の合金を金属表面につけ、水銀を加熱気化させ、金を定着させる方法である。⁽⁵⁾⁽⁶⁾ 現状では、サビ等で暗灰色であるが、制作当初は金色であったことが窺える。

④ 制作当時の復元画像

先述の彩色顔料の推定結果をもとに、制作時の彩色の予想復元図を作成した【図版 16】。現状は、服等の下地層が塗られた金彩色部位では表面の剥落が顕著で全体的に赤い色合であるが、制作時は金色で荘厳な姿であることがわかる。また、黒色に見えていた文様は青色であり、他の赤、緑、白、金色の文様も復元され、華やかな姿が再現された。

二 像の概要

以上の調査結果も踏まえ、本像の概要について紹介する。

(1) 形状

山梨市清水寺所蔵 勝軍地蔵騎馬像について

近藤 暁子・西願 麻以

はじめに

山梨市清水寺に伝来する勝軍地蔵騎馬像【図版8～15】はその制作が桃山時代に遡り、現存する勝軍地蔵騎馬像の中でも初期の作例として注目されてきた。武田信玄に関わる造像であり、台座裏面に仏師康清の名があることから、制作者が明らかであるとともに、山梨県の文化史上貴重なものとして、平成二九年二月に山梨県の文化財指定を受けた。⁽¹⁾それを機に、山梨県立博物館で公開するとともに、X線撮影ならびに蛍光X線分析を行い、構造や彩色について詳細に調査する機会を得た。今回はその調査成果を紹介するとともに、あらためて本像について考えてみたい。

一 科学分析とその結果

(1) 調査方法

像の内部構造の確認には、デジタルX線透過装置 (XXION) を使用した。X線透過撮影条件は、X線管電圧20kV、X線管電流4mAとした。彩色顔料の元素定性分析には、可搬型蛍光X線分析装置 (Innov-X Systems DELTA PREMIUM DP-4000) を使用した。分析モードは2Beam Mining Plus を使用し、Ta管球の電圧を自動で40kVと15kVに切り替えて測定することにより軽元素の検出も可能である。また、ファンダメンタルパラメーター法により簡易的に各元素の半定量値を算出することができる。分析時間は120secとし、X線の照射範囲は約φ10

mmである。像の制作当時の予想復元図【図版16】の作成には画像処理ソフト Illustrator (Adobe) を用いた。

(2) 調査結果と考察

① 像の内部構造

像背面からX線を照射した透過画像 (各部位) を貼り合わせた全体像を【図1】に、像の右側よりX線を照射した透過画像 (頭部) を【図2】に示す。面部を顎下から兜の前方を通る線で縦に割り、前後の材に内刳りを施し、玉眼を陥入していることがわかる。なお、像の構造については後述する。

② 彩色顔料について

本像では、彩色層の剥落が激しい部位 (衣) と剥落がない部位 (相貌、胸甲、袈裟) がみられる。剥落が激しい部位では露出した下地層 (淡赤色) のほか、赤色と金色の残留顔料がみられ、その重なり順から、下地層の上に赤色の層、金色の層、さらにその上に赤、緑、青、白の文様が描かれていることがわかる。蛍光X線装置による像の各部位の定性分析の結果を【図3】に、その結果のまとめと結果から推測される本像の彩色に用いられた顔料を【表1】に示す。どの部位からもカルシウム (Ca) が検出された。剥落し露出した下地層 (淡赤色) で顕著にカルシウム (Ca) が多く検出されていることから、下地は胡粉か白土 (共にCaCO₃) であると推定される。露出した下地層が淡赤色であることから、下地層に白色顔料以外の顔料を混ぜていることも考えられる。しかし、露出した下地層からは水銀 (Hg) が検出されたが、剥落が見られない部位では水

山梨県立博物館研究紀要 第12集

発 行 日 2018 (平成30) 年 3 月30日
編集・発行 山梨県立博物館
 〒406-0801
 笛吹市御坂町成田1501-1
 TEL 055 (261) 2631
印 刷 株式会社 島田プロセス



Bulletin

of the Yamanashi Prefectural Museum

vol. 12 2018

Astronomical Archives in Yamanashi Prefectural Museum from the Special Exhibition: "Humanity and the Universe"	EBINUMA Shinji	1
Records of the Kofu <i>Dosojin</i> Festival Preserved by <i>Juichiya Noguchi</i> Family	OBATA Shigeo	(87) 22
Diary of the Origins of <i>Soukaisyo</i> (The Management Records of the <i>Juichiya</i> Noguchi Family) in November, 1794	NAKANO Kenji EBINUMA Shinji KOBAYASHI Kana HORIUCHI Tohru MIYAZAWA Fumie	(63) 46
Buddhist Mortuary Tablets of Tokugawa-Tsunashige and the Successive Shogun (<i>Ieyasu, Hidetada, Iemitsu</i> and <i>Ietsuna</i>)	NAKANO Kenji	(59) 50
Study of Confectionery in the Collection of Yamanashi Prefectural Museum	MATSUDA Misako	(35) 74
Territory and Administration of Kofu clan : Basic Analysis of Kofu clan, Ruled by Kofu <i>Tokugawa</i> family	NAKANO Kenji	(15) 94
Study of the Equestrian Statue of <i>Shogun Jizoh</i> in <i>Seisuiji</i> -Temple, Yamanashi City	KONDO Akiko SAIGAN Mai	(1) 108